



## 第2章 かながわを取り巻く 都市づくりの課題

- 01 少子・高齢化と人口減少社会
- 02 産業構造の変化
- 03 環境との共生
- 04 いのちと暮らしを守る都市づくり
- 05 新技術を取り入れた都市づくりの実践
- 06 地域主権改革の進展と多様な主体による都市づくり

# 01 少子・高齢化と人口減少社会

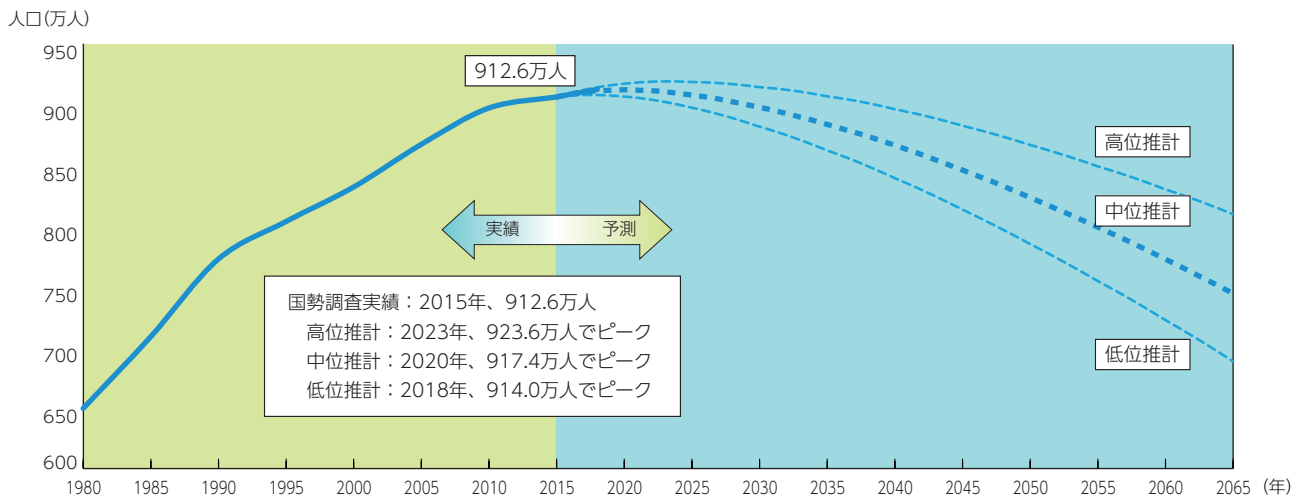
## 1 人口減少社会の本格化

神奈川県は、2020（令和2）年頃をピークに人口減少に転じると予測しており、今後、人口減少社会の本格化が懸念されています。また、合計特殊出生率は全国と比べて低い水準で推移し、高齢化率は既に25.4%を超え、今後も少子高齢化の進行が見込まれています。

圏外や県西地域圏では、既に人口減少が進行しています。人口減少の進み方は地域によって異なり、過密な状況の都市と人口減少が進む地域とが出てくるのが考えられます。

地域毎に人口の増加率をみてみると、三浦半島地

### 神奈川県の総人口の予想

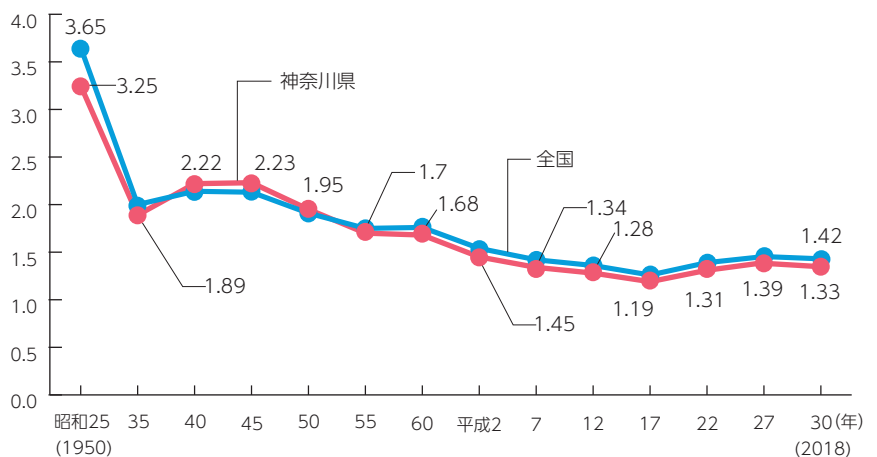


神奈川県将来人口推計・将来世帯推計  
(神奈川県 総合政策課)より

### 合計特殊出生率の推移

#### 合計特殊出生率

1人の女性が一生の間に産むと推定される子どもの平均数を示す数値と説明されることがありますが、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値です。一般に、この数値が、2.08を下まわると、人口を維持できないといわれています。

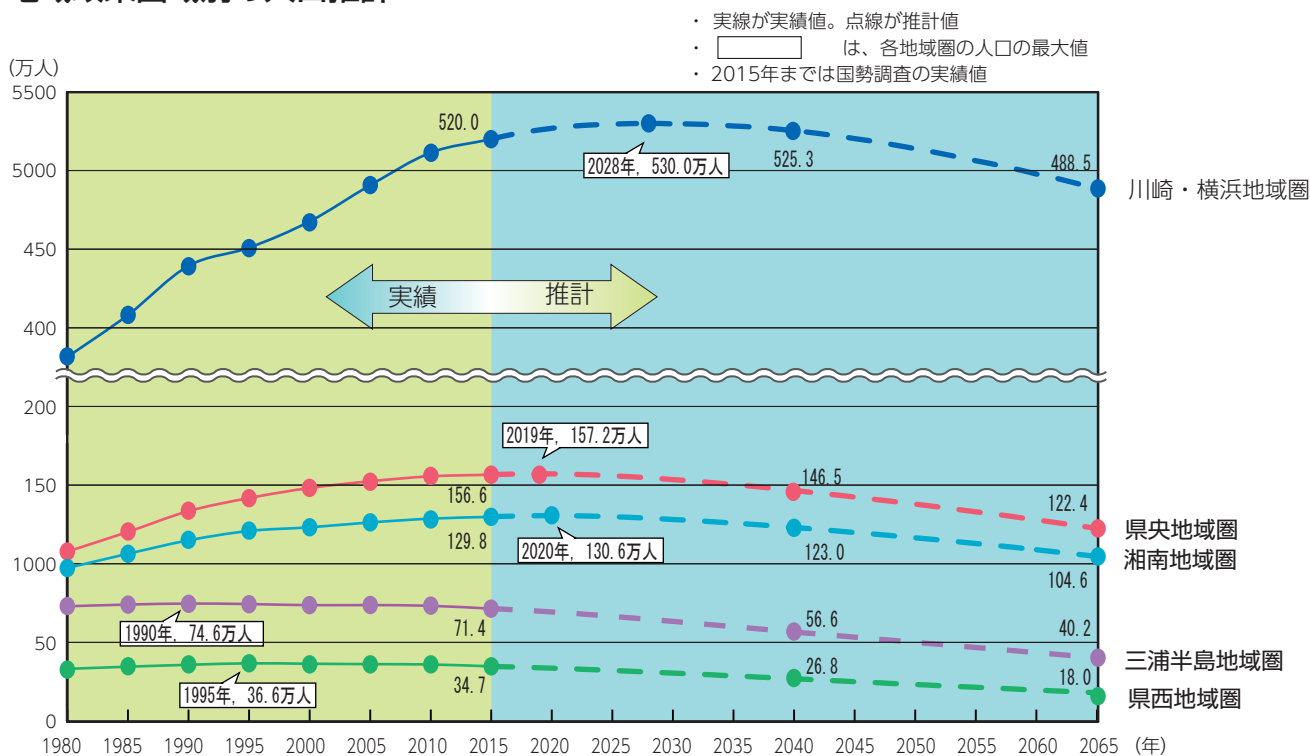


平成30年神奈川県衛生統計年報統計表  
(神奈川県 健康増進課)



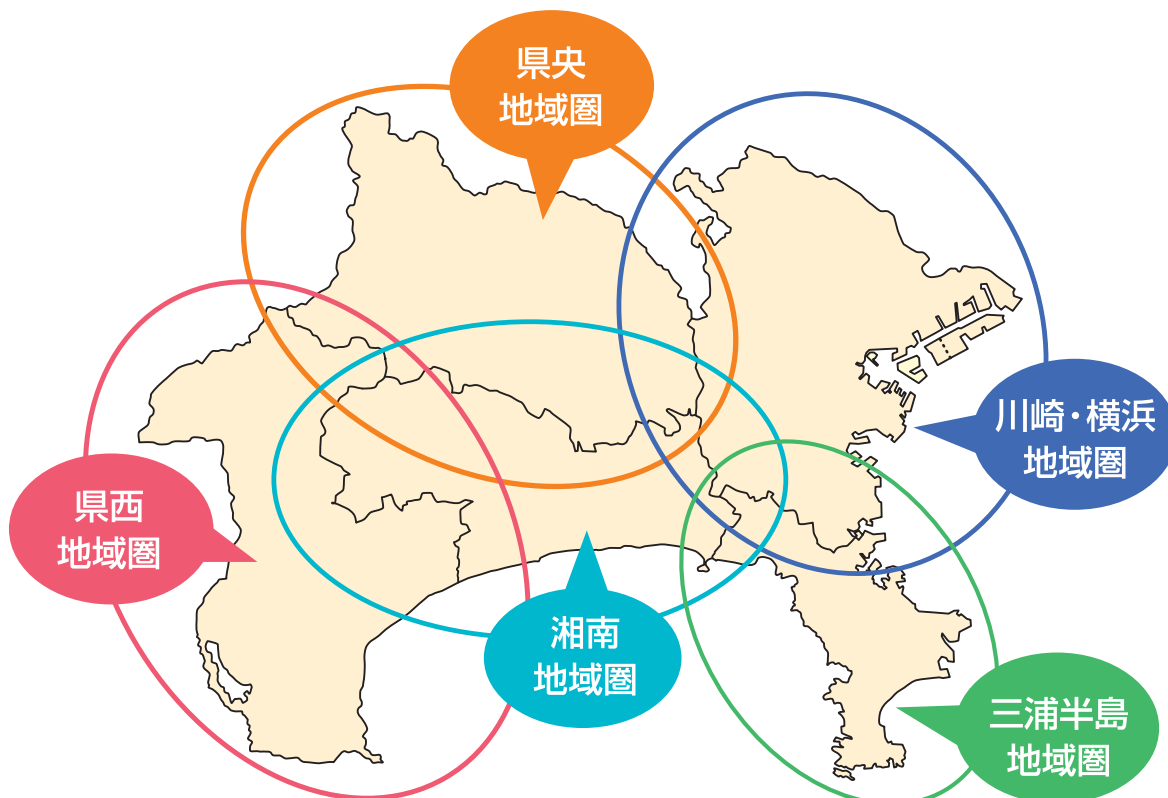
## 地域で異なる人口増加率

### 地域政策圏域別の人口推計



神奈川県将来人口推計・将来世帯推計  
 (神奈川県 総合政策課)より

### かながわグランドデザインによる地域区分 (地域政策圏)



## 2 人口減少社会の中の都市

神奈川県では、全国と比較してみると、少子・高齢化は緩やかに進行していますが、出生率が低迷する中、既に超高齢社会を迎えており、今後、団塊世代の高齢化とともに、更に高齢化が進むと予測されます。

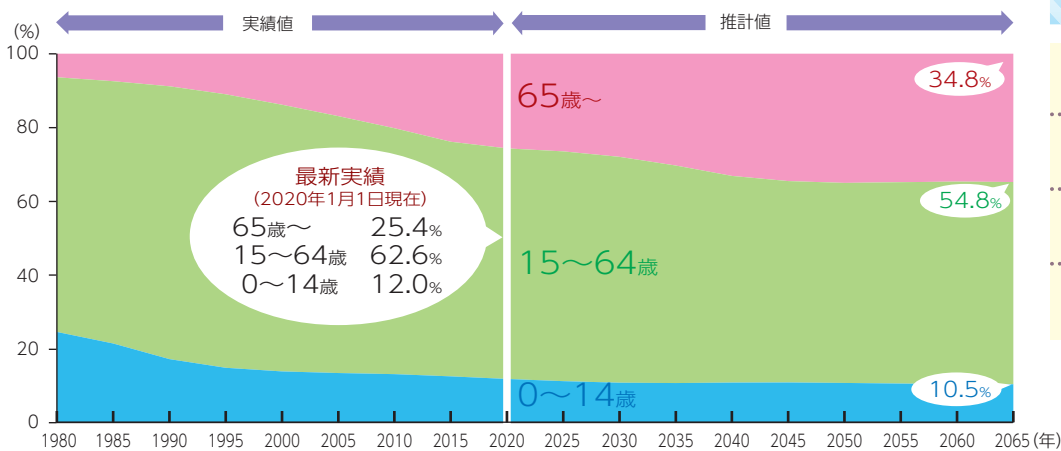
少子高齢化・人口減少の進行は、生産性の低下、高齢単身世帯の増加、地域における様々な活動の担い手の減少、都市のスポンジ化などによる都市環境の悪化を招くとともに、コミュニティの維持を困難にさ

せることなども懸念されます。

そのため、地域の実情に応じて、基幹的な公共交通沿いなどに都市機能や居住を集約したコンパクトな都市づくりの推進や公共交通ネットワークによる連携の強化により、持続可能な集約型の都市づくりを進める必要があります。

また、空き地・空き家の有効活用などを図る「都市のスポンジ化対策」などにより、既存市街地の再生を図る必要があります。

### 少子・高齢化の進行

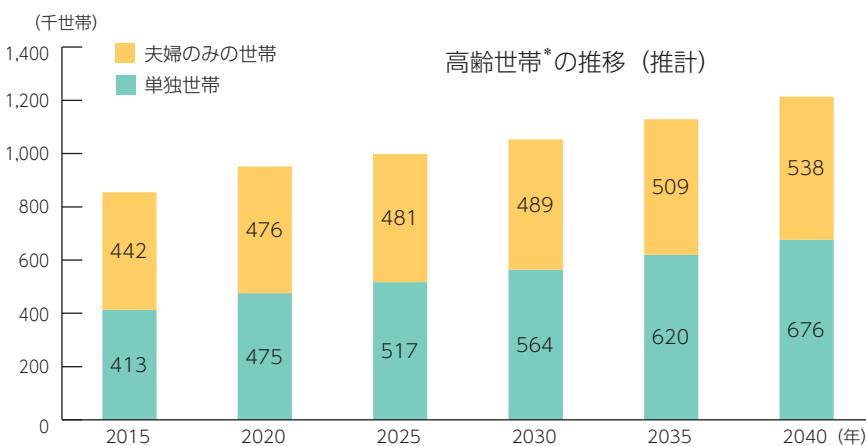


### 全国の数値

	2020 (令和2)	2065 (令和47)
65歳以上	28.9%	38.4%
15～64歳	59.1%	51.4%
0～14歳	12.0%	10.2%

神奈川県年齢別人口統計調査結果 (統計センター)  
 国立社会保障・人口問題研究所 『日本の将来推計人口』 (平成29年推計) より  
 神奈川県将来人口推計・将来世帯推計 (神奈川県 総合政策課)

### 高齢者のみの世帯の増加



\*世帯主が65歳以上の世帯

日本の世帯数の将来推計 (都道府県別推計) (2019年推計) (国立社会保障・人口問題研究所) より

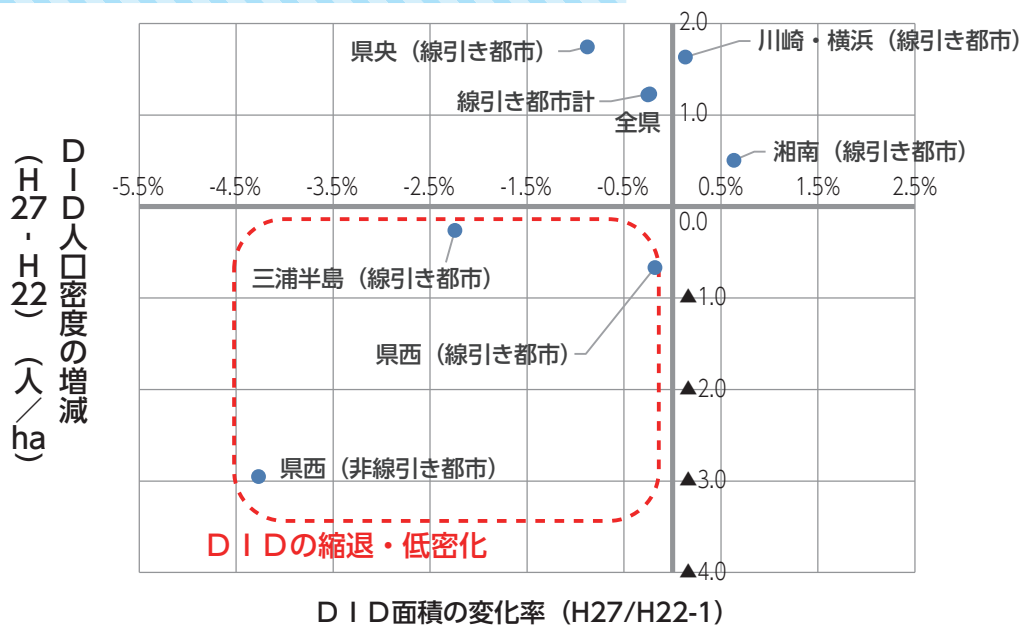
### 高齢者を取り巻く現状と課題

一般に、人口に占める65歳以上の割合が、14%以上を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」といいます。2020年時点で高齢化率は25.4%と既に超高齢社会を迎えており、今後、更に高齢化が進むと予測されます。

高齢者の急激な増加は、高齢者向けの住まいの整備、介護サービスの提供、介護者の確保など様々な課題への要因となります。

また高齢者を支える人口の減少により、介護者の不足、老々介護の負担増、社会保障費の急増、国や地方公共団体の財政負担の増大など様々な課題が生じます。

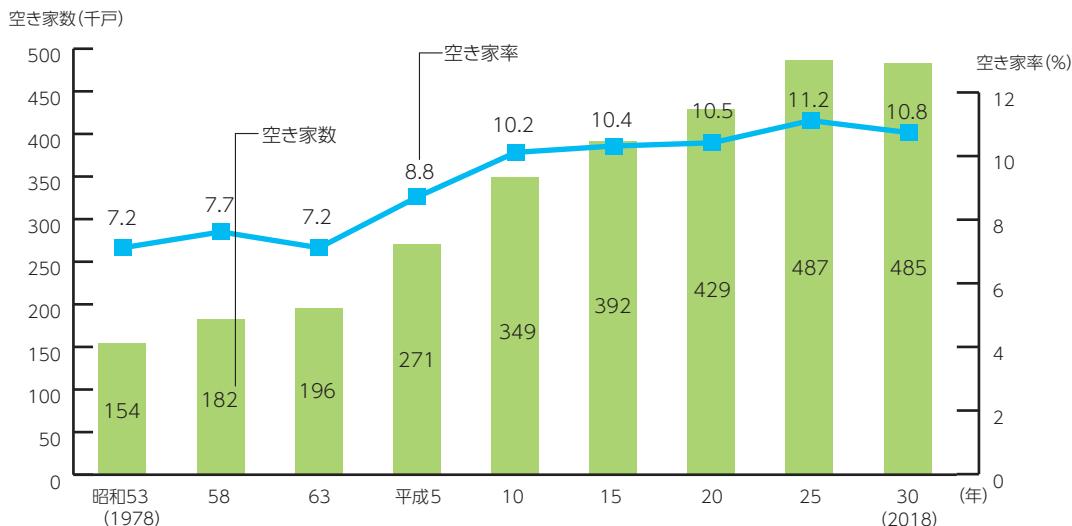
## 地域で異なる人口集中地区(DID)の推移



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月を基に独自集計

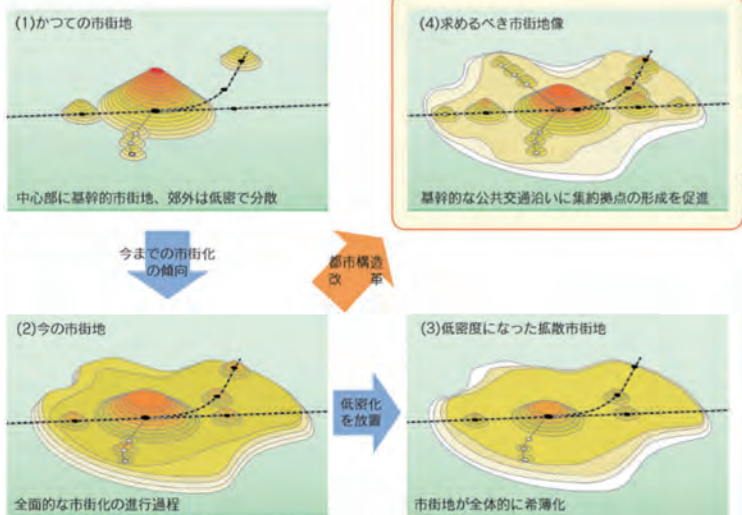
## 年々増加する空き家

### 空き家数と空き家率の推移



平成30年住宅・土地統計調査結果 住宅及び世帯に関する基本集計(人口・労働統計課)より

## 集約型都市構造とは



かながわ都市マスタープラン(神奈川県 都市計画課)より

かつての都市は、都市部への人口の流入等を背景として市街地が拡大してきましたが、人口が減少へと転じる中では、拡大した市街地において生活機能が低下し、地域経済や活力が衰退するおそれがあります。

このような中、居住者が健康・快適に暮らし、経済活動が維持され、持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度を保ち、医療・福祉・学校・商業等の都市機能を計画的に配置することにより、「集約型都市構造」を実現することが重要です。

国では、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編とが連携したまちづくりを進めるため、「立地適正化計画」制度を創設するなど、集約型都市構造の実現に向けた取組みが進んでいます。

県内においても、複数の市町において立地適正化計画の策定が進められているなど、地域の実情に応じた集約型都市構造の実現に向けた取組みが進められています。

# 02 産業構造の変化

## 1 土地利用の変化

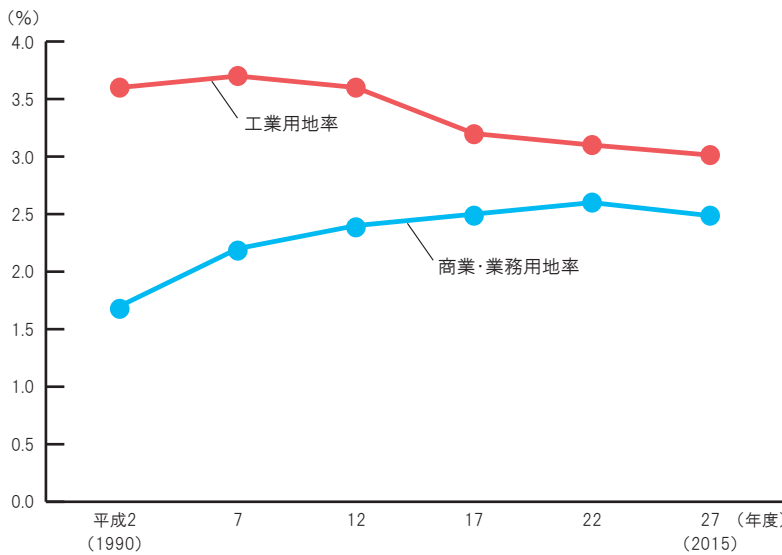
近年、国内の生産コストの上昇や、アジア諸国における生産力の向上などに伴い、製造業の海外進出や生産機能の移転が増加していることから、工業用地が減少しており、商業・業務用地についても減少へ転じています。

市区町村別に工業用地の変化をみると、10%以上増加が4地区に対し、減少は43地区あり、県西

部を除く地域を中心に減少しています。一方、商業・業務用地の変化をみると、10%以上増加が6地区に対し、減少が25地区あり、全地区の約4割が減少傾向を示しています。

工場跡地に、マンションなどが建設され、土地利用の混在による操業環境の悪化などが懸念されています。

### 工業用地率及び商業・業務用地率の推移



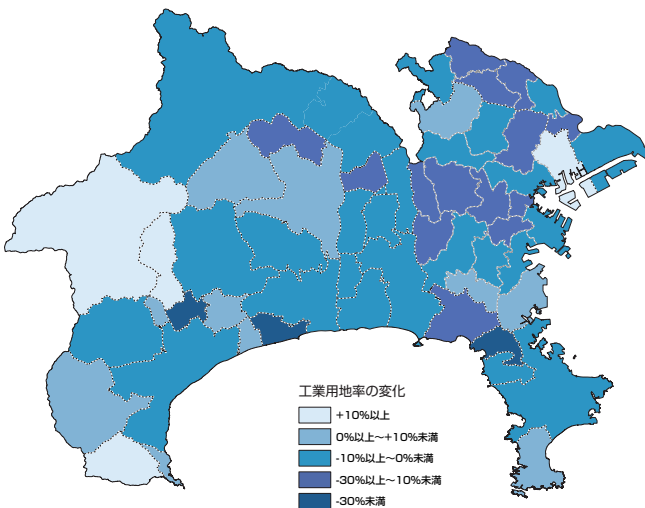
\*1 工業用地率=  
 $(\text{重化学工業用地面積} + \text{軽工業用地面積}) / \text{総面積} \times 100 (\%)$

\*2 商業・業務用地率=  
 $(\text{商業用地面積} + \text{業務施設用地面積} + \text{宿泊娯楽施設用地面積}) / \text{総面積} \times 100 (\%)$

神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月  
 (神奈川県 都市計画課) より

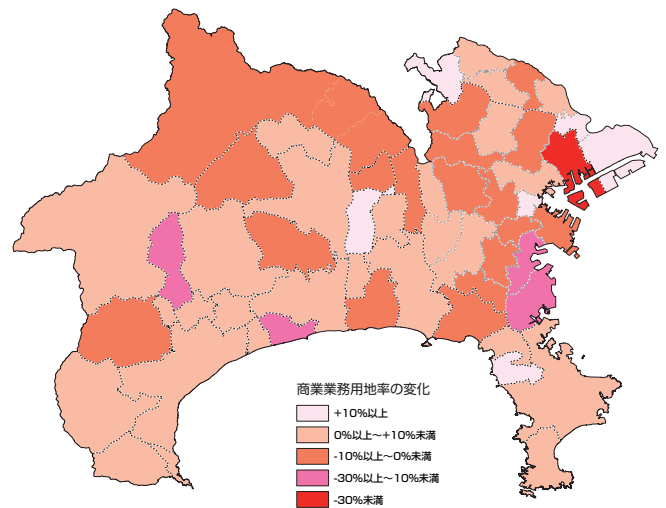
### 工業用地率の変化

2010(平成22)年度～2015(平成27)年度



### 商業・業務用地率の変化

2010(平成22)年度～2015(平成27)年度



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月  
 (神奈川県 都市計画課) より



## 2 農地・森林の減少

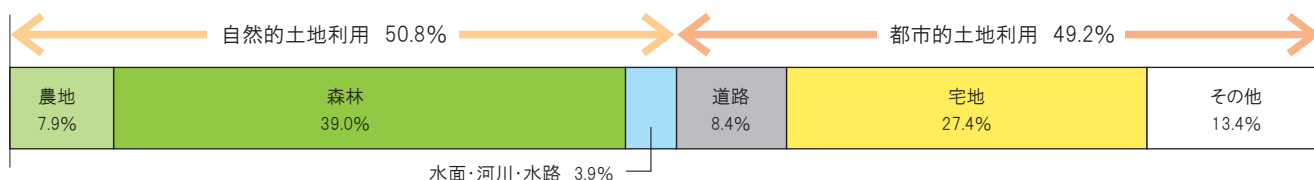
横浜・川崎などの大都市のイメージが強い神奈川県ですが、土地利用の割合をみると全県域の7.9%が農地、39.0%が森林で、県土の約半分が自然的土地利用となっています。農地や森林は緑やオープンスペースを提供してくれる貴重な資源であり、水源の保全や防災面でも重要です。

この農地を支える担い手についてみると、農業従事者の高齢化が進んでおり、男女とも65歳以上の

従事者が約6割を占めています。後継者不足などによる農業従事者の減少は、今後、耕作放棄地の増加につながる可能性もっています。

農地面積は、昭和40年代には都市化により急激に減少しましたが最近はややゆるやかな減少傾向で推移しています。まとまりのある農地、森林を保全していくことが重要です。

### 県土の半分は「自然的土地利用」

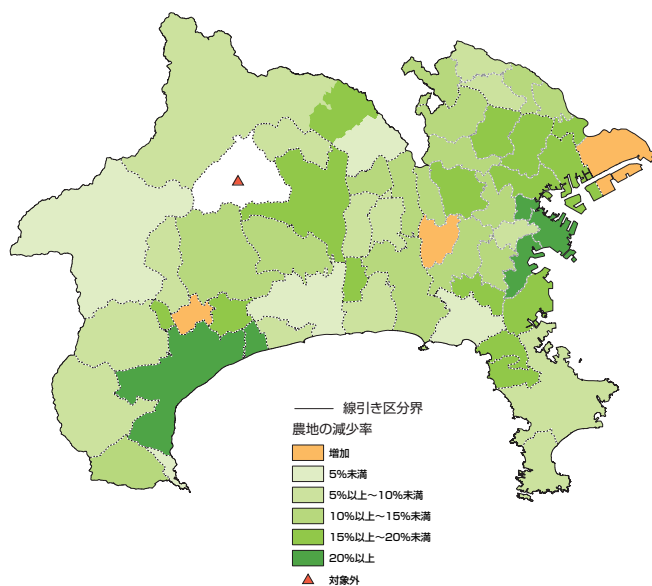


神奈川県都市整備統計年報2019（神奈川県 都市計画課）より

### 農地と森林の現況

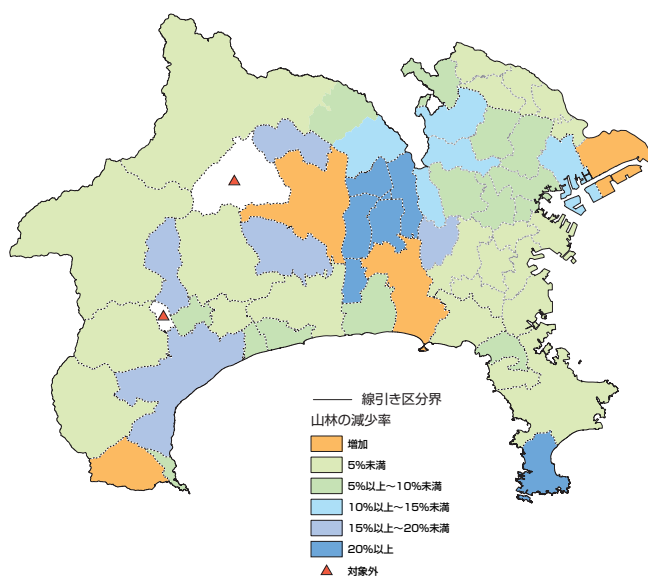
#### 農地の減少率

2010(平成22)年～2015(平成27)年  
(市街化区域および非線引き都市の用途地域指定区域内)



#### 山林の減少率

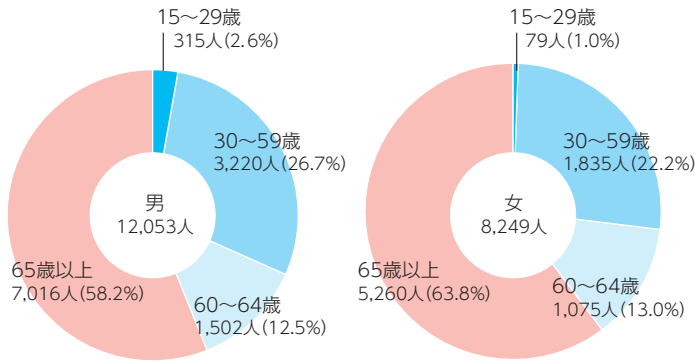
2010(平成22)年～2015(平成27)年  
(市街化区域および非線引き都市の用途地域指定区域内)



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月（神奈川県 都市計画課）より

## 農業従事者の半数が高齢者

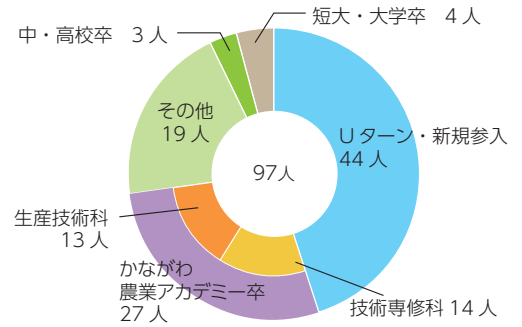
基幹的農業従事者2015(平成27)年  
(農業就業人口のうち農業を主な仕事としている人)



わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業(令和2年度版)(環境農政局 総務室)より

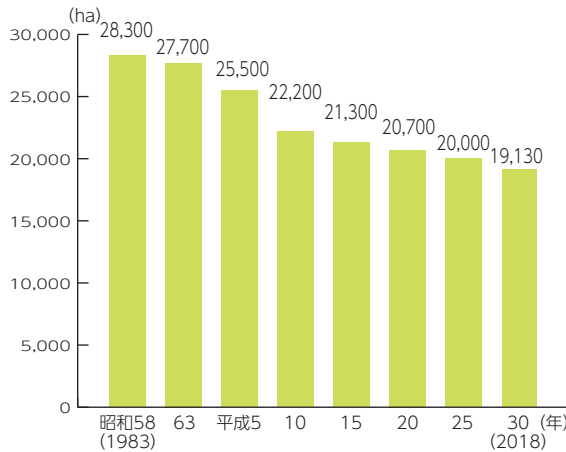
## 新規就農者

経歴別・経営部門別  
新規就農者 2019(平成31)年4月1日調査  
調査対象:調査日以前1年間(H30.4.2~H31.4.1)  
の40才未満の就農者



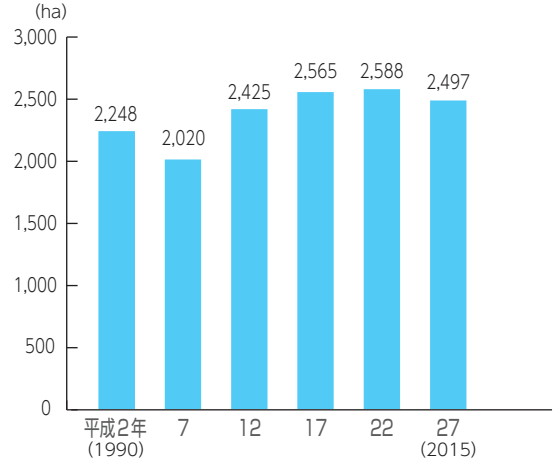
わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業 令和2年度版(神奈川県 環境農政局 総務室)より

## 耕地面積の推移



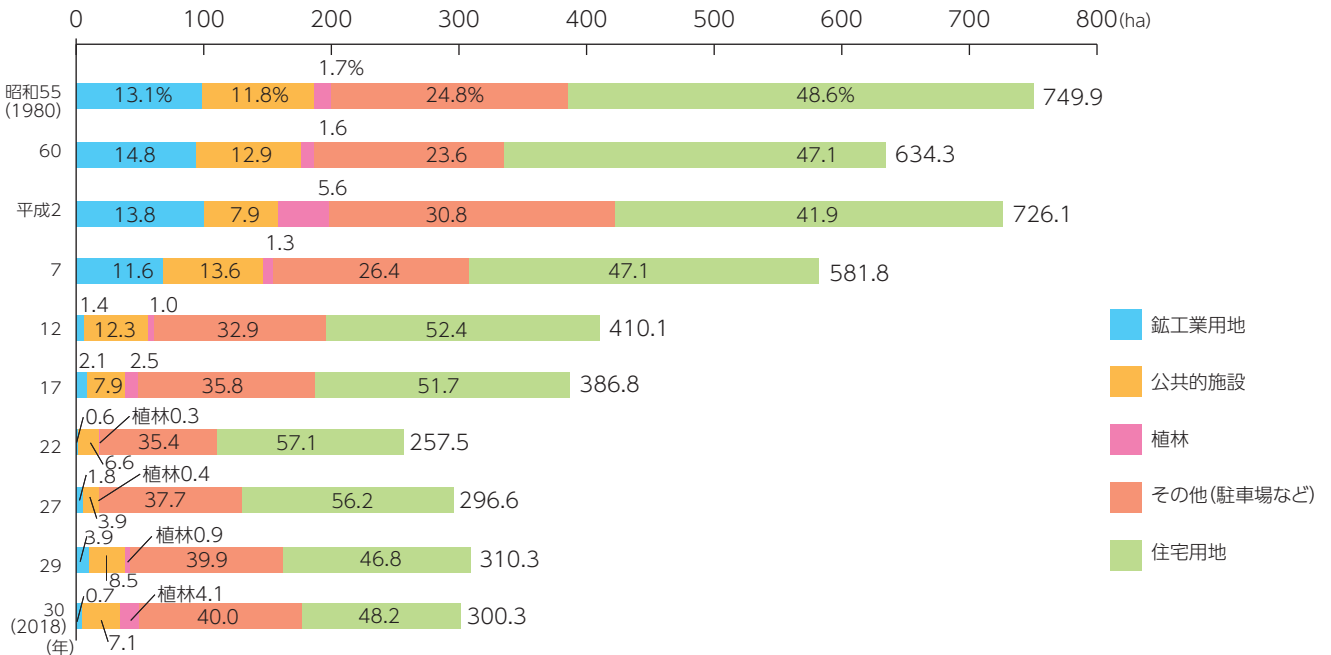
県勢要覧2019(令和元年度版)(統計センター)より

## 耕作放棄地の推移



農林業センサス(農林水産省)より

## 目的別農地転用面積の推移



わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業 令和2年度版(神奈川県 環境農政局 総務室)より

### 3 国内外からの観光入込客の来訪促進

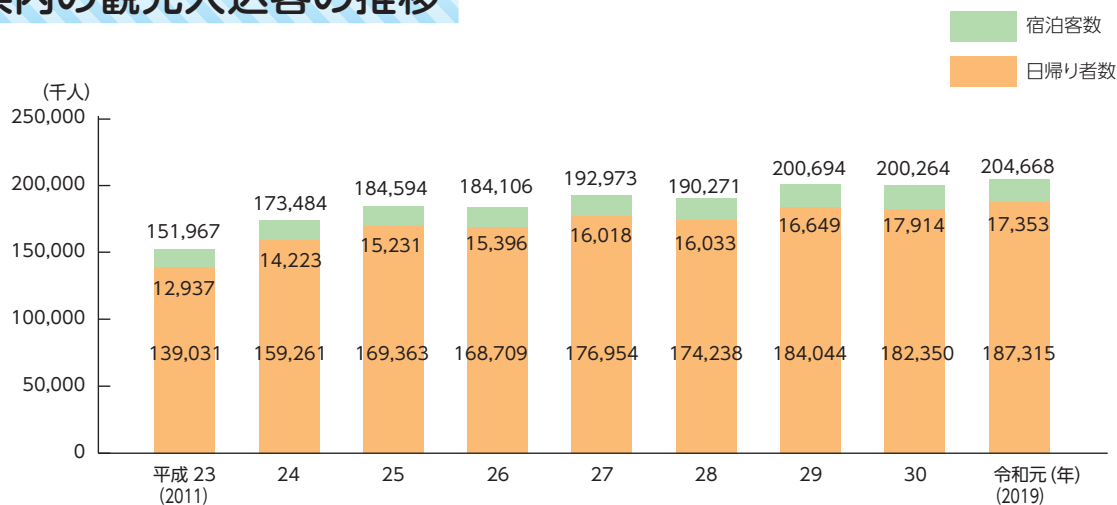
リーマンショック後の2011（平成23）年以降、観光入込客は増加傾向にありました。また県内を訪れる外国人観光客の増加、観光ニーズの多様化が進んでいました。しかし、新型コロナウイルスの影響に伴い、外国人旅行者は全国的に激減しています。

神奈川は、首都圏に位置し、都市化が進んでいる一方で、森・川・海が連なる豊かな自然環境にも恵まれており、それぞれの地域に魅力ある資源やライフスタイルがあります。また、県内には、国際的な観光地で

ある横浜・鎌倉・箱根をはじめ、県内各地に、眺望のよい海岸線や温泉地の街並みなどの景観や、寺社・仏閣などの歴史的建造物、文化や花など多様な資源があります。

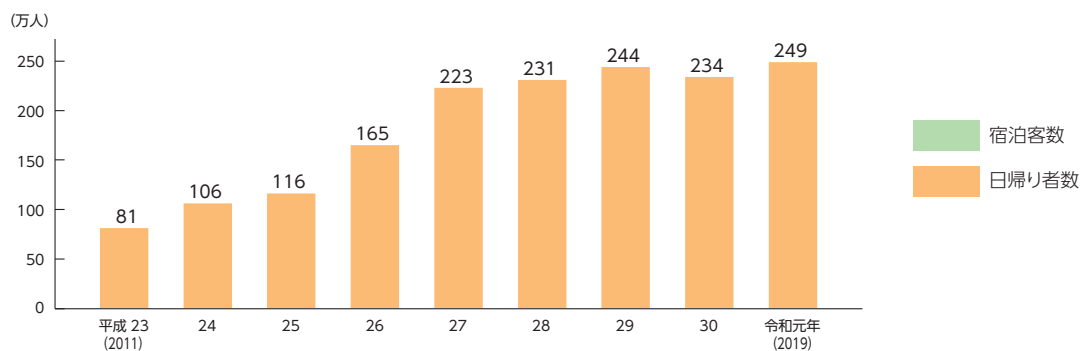
今後は、国内外の観光客の県内への来訪を促進し、観光消費額の一層の増加につながる取組みを推進し、持続可能で発展的な観光振興を進める必要があります。

#### 県内の観光入込客の推移



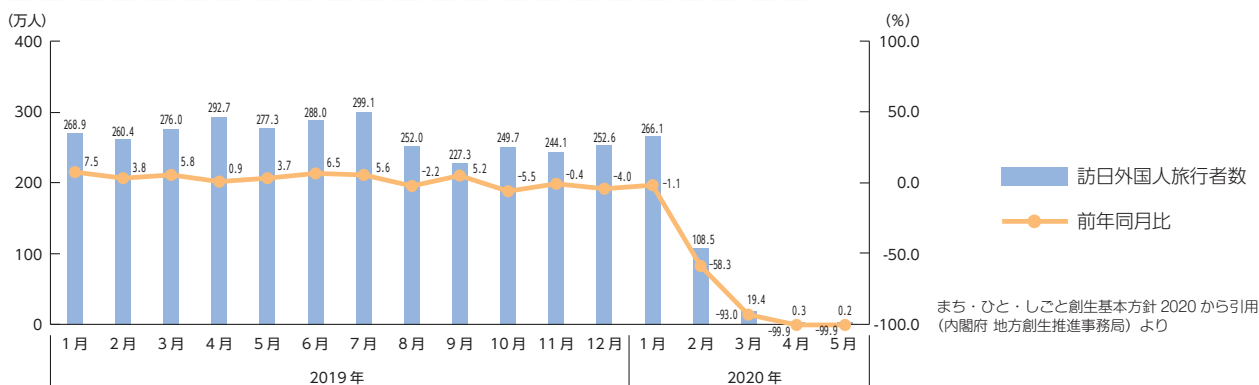
神奈川県への訪問者数の推移（推計値）（神奈川県観光企画課）より

#### 県内への外国人旅行者の訪問数の推移



神奈川県への訪問者数の推移（推計値）（神奈川県観光企画課）より

#### 2019年以降の訪日外国人旅行者数(全国)



まち・ひと・しごと創生基本方針2020から引用（内閣府 地方創生推進事務局）より



# 03 環境との共生

## 1 環境問題の顕在化

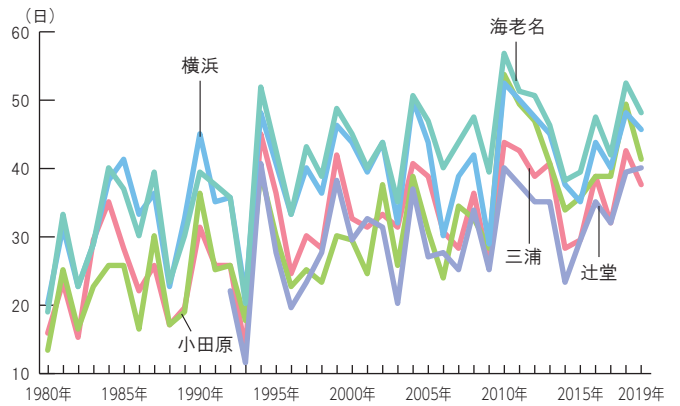
神奈川県内においても、環境問題は顕在化しています。県内各地の真夏日の日数は、1980(昭和55)年以降、年々増加傾向にあります。県内の複数の都市部においてもヒートアイランド現象が確認できており、人工排熱や地表被覆の人工化(緑の減少)、都市形態の高密度化が原因とされています。二酸化炭素排出量の推移をみると、1990(平成2)年度の基準年と比較して2017(平成29)年度では、業務部門で約1.9倍、家庭部門で約1.4倍になっています。

また、気候変動の影響などによる自然災害の発生、農作物への被害、動植物の分布域の変化などが顕在化する中、「パリ協定10」の発効など気候変動への対応が国際的に強く意識されています。

県においても、環境負荷の少ない都市づくりへの転換に向けて、次世代自動車の導入促進やグリーンインフラの取組み、再生可能エネルギーの普及促進などに取り組んでいるところであり、地域における温暖化対策をより一層進めていく必要があります。

### 地球温暖化

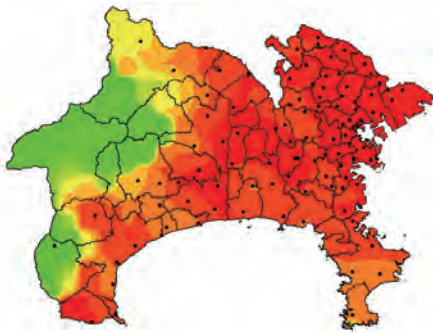
#### 真夏日\*日数の推移



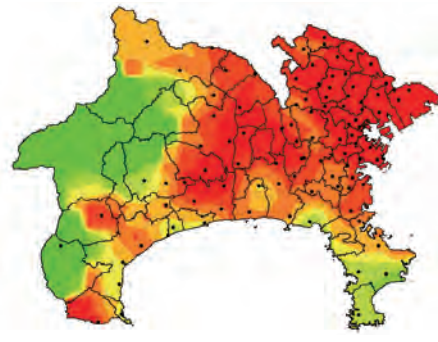
\*最高気温が30℃以上の日を真夏日といいます。

気象庁 過去の天気データを基に作成より

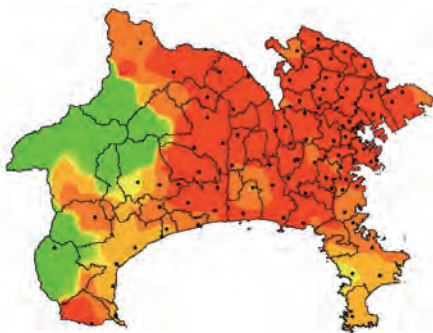
## 神奈川県内におけるヒートアイランドの発生状況



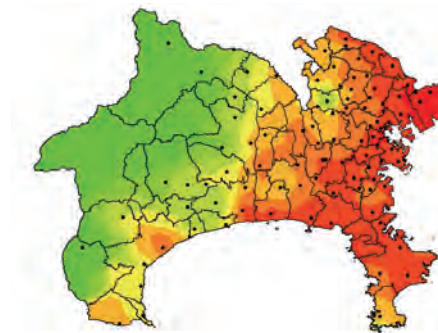
令和元年8月の平均気温



令和元年8月の30℃以上の延べ時間数



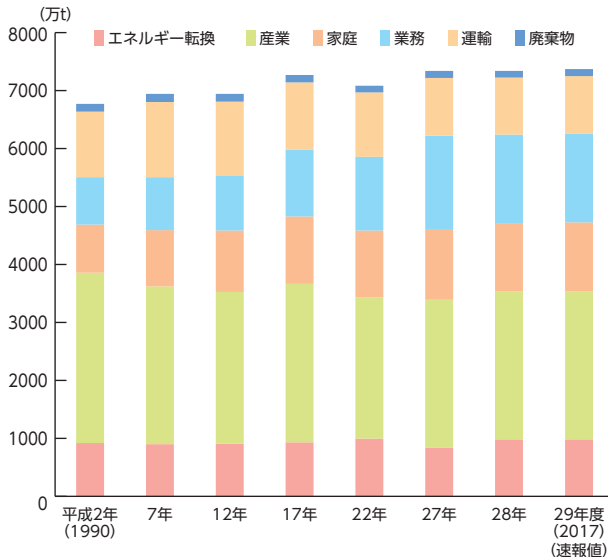
令和元年8月の真夏日の日数



令和元年8月の熱帯夜の日数

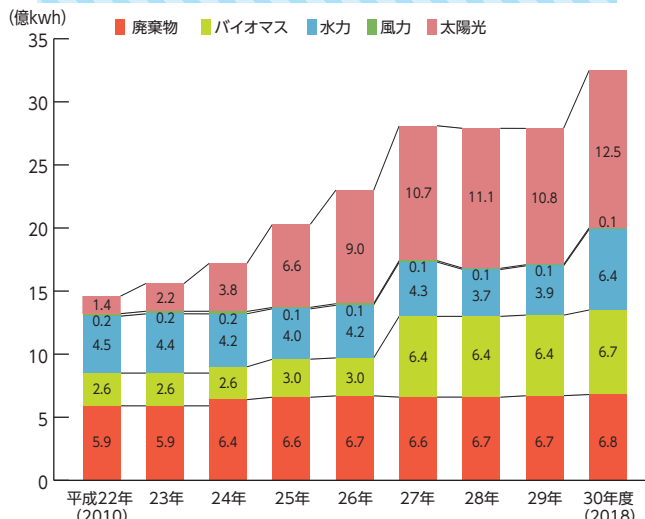
神奈川県内におけるヒートアイランドの発生状況  
令和元年度(神奈川県 環境計画課)より

## 県内の二酸化炭素排出量の推移



「2017年度県内の温室効果ガス排出量（速報値）推計結果」について（神奈川県 環境計画課）より

## 再生可能エネルギー等による発電量の推移



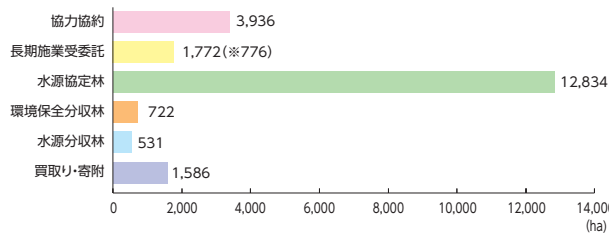
計14.6億kWh 計15.5億kWh 計17.2億kWh 計20.3億kWh 計23.0億kWh 計28.1億kWh 計27.9億kWh 計27.9億kWh 計32.6億kWh ※端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。  
県内の再生可能エネルギー等による発電量の推移（神奈川県 エネルギー課）より

## 水源の森林エリア



わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業 令和2年度版（神奈川県 環境農政局 総務室）より

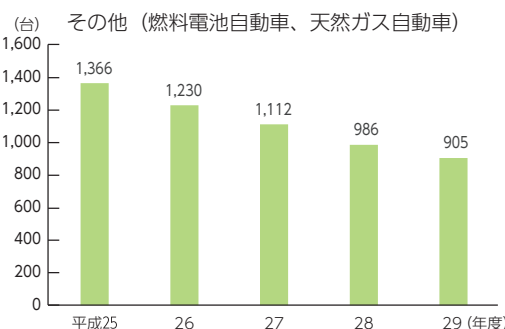
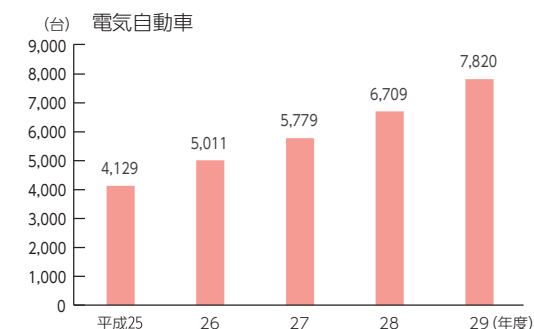
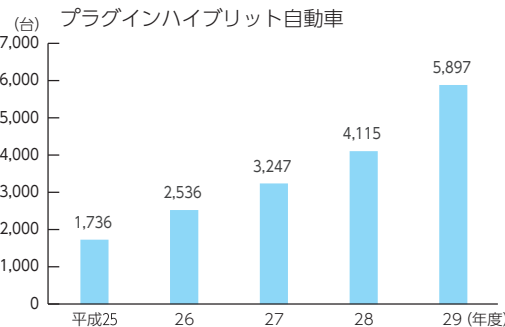
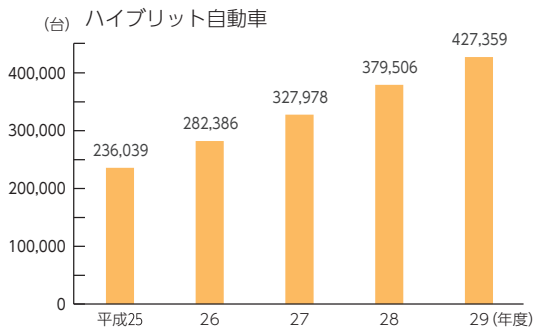
## 水源の森林づくりの手法



※協力協約からの移行面積で内数

わたしたちの暮らしと神奈川の農林水産業 令和2年度版（神奈川県 環境農政局 総務室）より

## 県内の低公害燃料別自動車保有車両数



\*自動車保有車両数には、軽自動車は含まれません。

令和元年版かながわ環境白書より引用（神奈川県 環境計画課）より





# 04 いのちとくらしを守る都市づくり

## 1 大きな影響が想定される大地震への対応

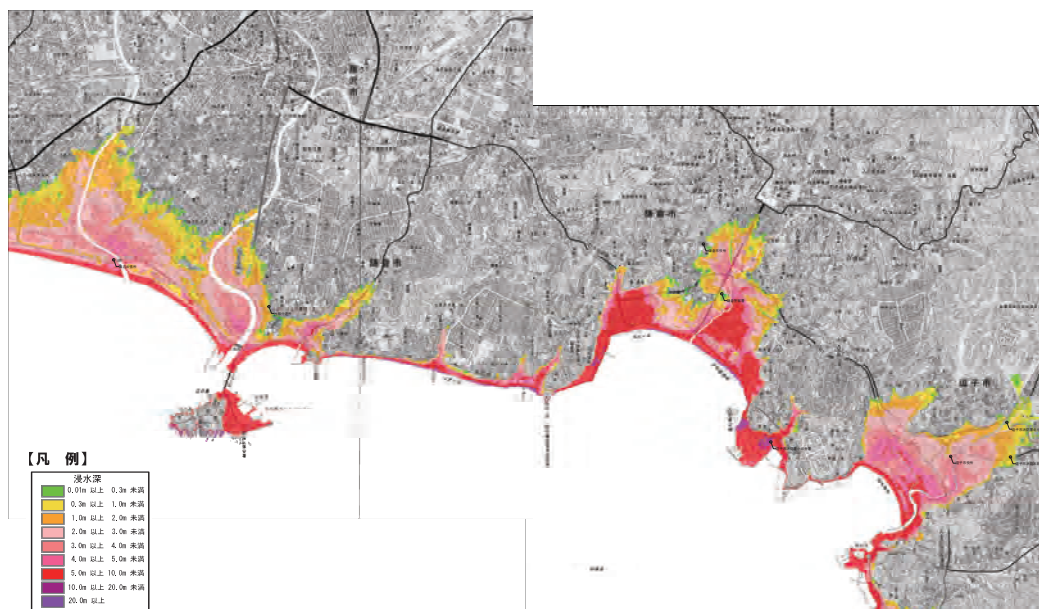
南海トラフ巨大地震や都心南部直下地震など、本県に大きな影響を与える地震や津波の発生が懸念されています。県では、東日本大震災の経験を踏まえ、県、県民、事業者等が協働し、着実に地震災害対策を進めるため、神奈川県地震災害対策推進条例を制定しました。

条例は、分かりやすい構成で、県、県民および事業者が取り組む対策を規定し、それぞれの役割分担

を明確にしました。また、津波対策や帰宅困難者対策など本県の特徴に基づく対策を位置づけています。

今後、この条例に基づき、市町村、国等と連携して地震災害対策に継続して取り組むとともに、県民、事業者による自助・共助の取組を促進することが必要です。

## 神奈川県津波浸水想定図（鎌倉市・藤沢市・逗子市）



神奈川県津波浸水想定図 平成 27 年 3 月（神奈川県 砂防海岸課）より

## 地震被害想定調査結果の概要

（冬の平日 18 時）

想定地震	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
マグニチュード	7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
死者数（人）	2,990	1,130	880	820	1,740	31,550
津波死者（深夜 0 時）	0	0	680	810	1,710	12,530
重傷者数（人）	13,390	5,400	900	380	530	56,200
全壊棟数（棟）	64,500	22,710	5,000	3,620	7,360	393,640
半壊棟数（棟）	221,250	88,170	20,530	14,450	20,110	410,160
焼失棟数（棟）	37,600	11,980	710	0	0	169,780
経済被害額（兆円）	15.1	5.0	0.9	0.9	1.4	48.9

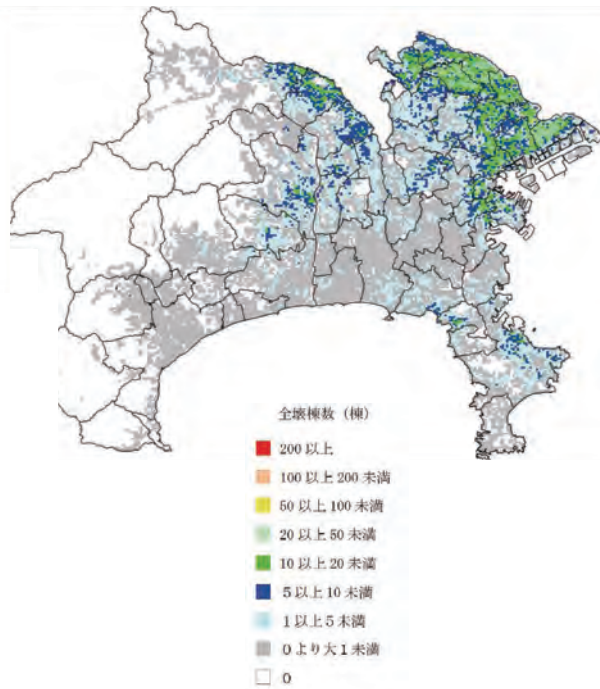
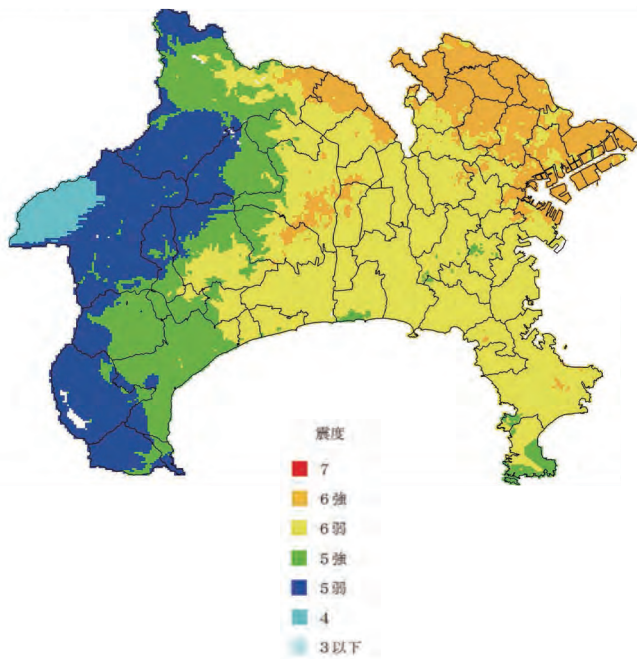
神奈川県地震被害想定調査報告書 平成 27 年 3 月（神奈川県地震被害想定調査委員会）より



## 都心南部直下地震の地震被害想定

震度分布図：都心南部直下地震

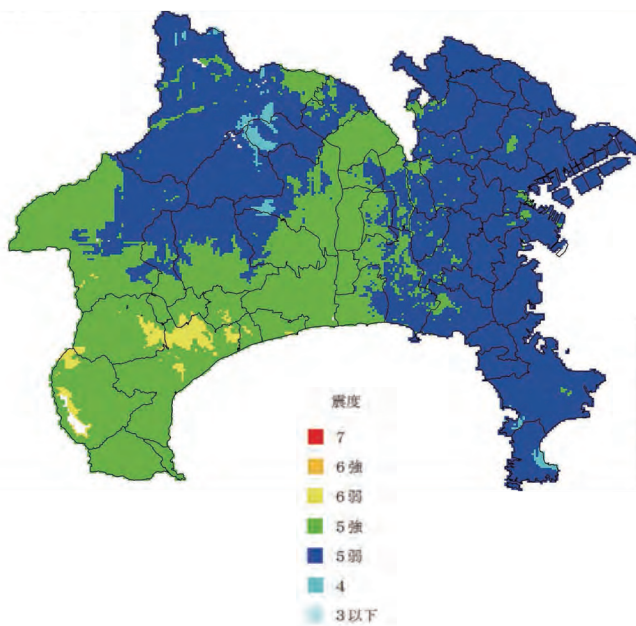
建物の全壊棟数想定図：都心南部直下地震



## 南海トラフ巨大地震の地震被害想定

震度分布図：南海トラフ巨大地震

津波の最大水位図：南海トラフ巨大地震



神奈川県地震被害想定調査報告書 平成27年3月（神奈川県地震被害想定調査委員会）より

\*これらの2つの地震は、今後見直しを行うこととしている「神奈川県地震防災戦略」における新たな減災目標設定の前提となる人的被害量、物的被害量および経済被害額を算出するとともに、主要な対策について減災効果を評価しています。

## 2 自然災害の増加と災害防止対策

神奈川県には、活火山である箱根山、起伏のある地形、傾斜地の山林、河川、海岸など豊かな自然がありますが、同時にこうした場所は、災害の発生しやすいところでもあります。

また、無秩序な開発によっても災害は誘発されることから、自然と共存しながら災害を防ぐためには、適正な保全策や開発の規制・誘導が必要となります。

近年、がけ崩れは年間 15 ～ 180 件前後で発生し、

年により大きく差があります。時間雨量 50mm 以上の発生件数は、短時間で降るいわゆる増加傾向にあります。また、土砂災害特別警戒区域の指定により、土砂災害発生時により警戒すべき区域が明らかになってきました。

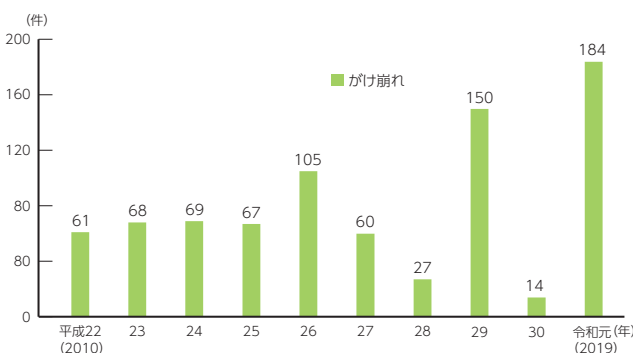
そのため、火山災害、土砂災害、浸水被害、大雪などから生命や財産を守る取組が重要となってきます。

### 箱根山 有史以降の火山活動

年代	現象	活動経過・被害状況等
12世紀後半から13世紀ごろ	水蒸気噴火	3回の火砕物降下。噴火場所は大涌谷付近。
1933(昭和8)年	噴気・温泉異常	2月。大涌谷の噴気孔の移動。純子(うぼこ)温泉湧出量減少。
1933(昭和8)年	噴気	5月10日。大涌谷の噴気孔が大音響とともに噴出。死者1名。
1934(昭和9)年	噴気、熱	2月。駒ヶ岳付近で噴気。山麓一帯、地温上昇し、樹木枯死。土壌の盛り上り。22日午後4時頃、駒ヶ岳北西部の神山との鞍部で噴気が発生し、噴気の高さは200mに及び、翌日まで活動。
1953(昭和28)年	(山崩れ)	7月26日。早霧(せうろく)地震で山崩れ。死者10名、負傷者16名。全壊家屋1棟。翌日も時々山崩れ。火山活動との関係不明。
1974～78(昭和49～53)年	噴気	74年9月～78年2月。大涌谷噴気地帯の移動。樹木枯死。
2001(平成13)年	地震・地殻変動	6～10月(最大M2.8小田原市久野で震度2)。箱根山を中心に膨張を示す地殻変動。また、群発地震発生直後から、大涌谷から上涌谷付近にかけて噴気地帯が拡大し、大涌谷にある数箇所で、蒸気井の噴出の勢いが増した(噴噴)。
2008(平成20)年	地震・地殻変動	4月駒ヶ岳付近で一時的に地震増加(最大M2.6)。9月湖所付近および戸ノ瀨北部で一時的に地震増加(最大M2.5)。12月駒ヶ岳付近で一時的に地震増加(最大M2.8)。6月より、箱根山を中心に膨張を示す地殻変動。
2011(平成23)年	地震	3月～4月。東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、駒ヶ岳から戸ノ瀨付近、金駒山付近、大涌谷北部での地震活動が活発化。有感地震多発。3月11日15:08 M4.6(震度5弱)、3月21日23:14 M4.2(震度2)。 4月26日から地震増加。有感地震多発。5月初め頃からは大涌谷温泉供給施設の噴気が増大した。
2015(平成27)年	ごく小規模水蒸気噴火	3月～4月。東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、駒ヶ岳から戸ノ瀨付近、金駒山付近、大涌谷北部での地震活動が活発化。有感地震多発。3月11日15:08 M4.6(震度5弱)、3月21日23:14 M4.2(震度2)。 これ以降、10月頃まではたびたび噴出現象を確認。また地震の多い状態も継続した。
2019(令和元)年	地震・地殻変動	大涌谷周辺の想定火口域で活発な噴気活動が継続するなか、3月中旬から山林湧出と深部それぞれの膨張を示すと考えられる地殻変動を観測。4月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5月中旬に急増(最大M2.6)。

気象庁ホームページ(気象庁)より

### がけ崩れの発生状況

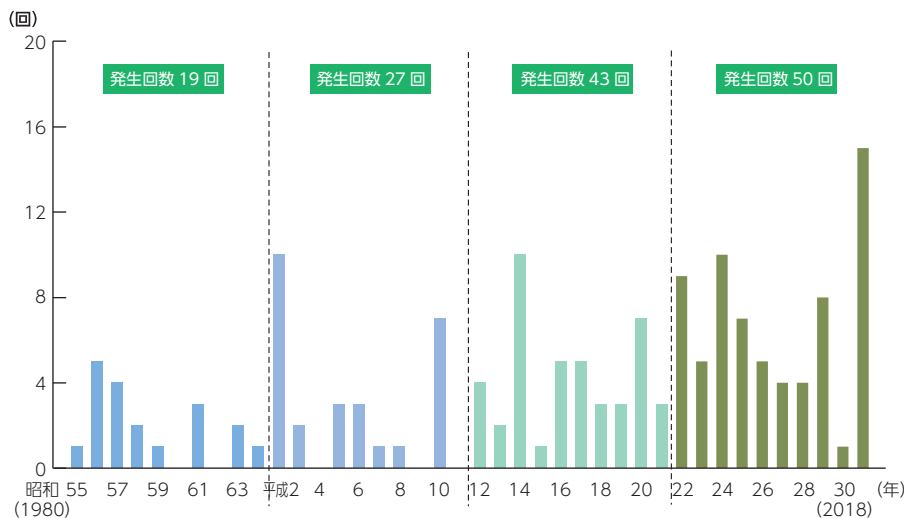


神奈川県砂防海岸課資料(神奈川県 砂防海岸課)より

### 県内の降雨の状況

#### [時間雨量50mm以上の年間発生回数]

\* 県内のアメダス観測地点(11地点)における過去30年間の1時間最大雨量が50mm以上の年間回数。



#### <アメダス観測地点>

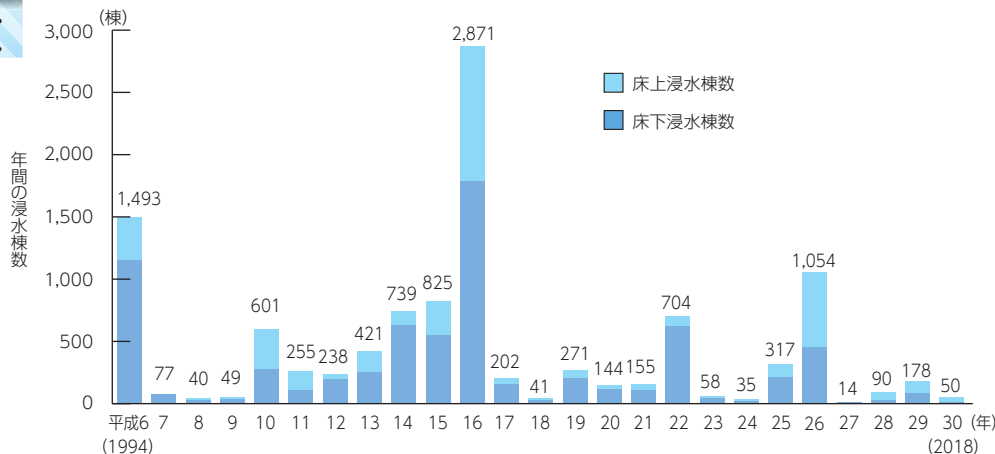


気象庁「アメダス観測地点」より

\* 江ノ島観測所は平成4年2月8日をもって観測を終了し、これに替わって辻堂観測所が平成4年2月10日から観測を開始しています。

気象庁ホームページ(気象庁)より

### 県内の浸水棟数



水害統計調査(総務省統計局)より

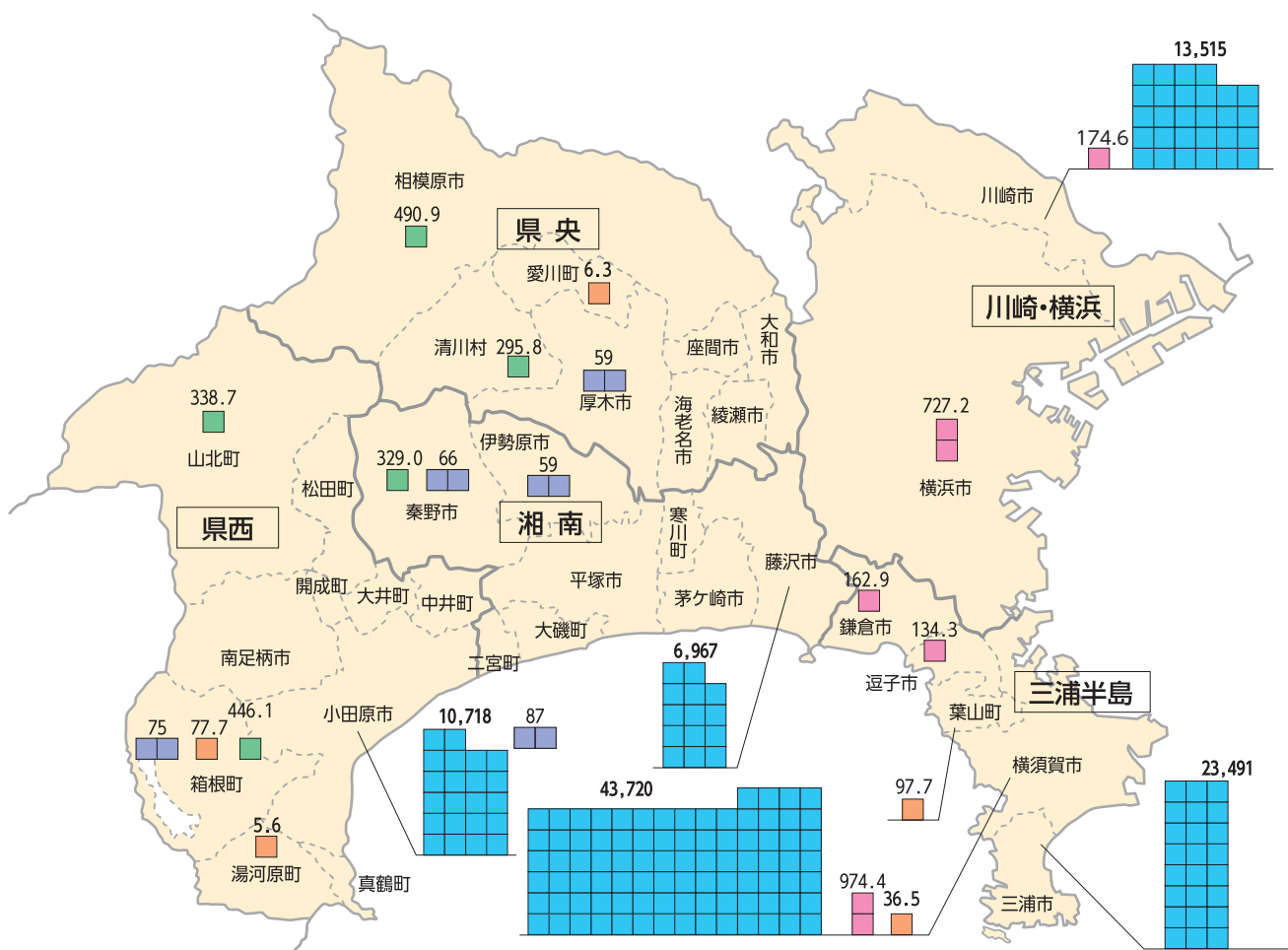
# 災害対策に関わる規制状況

2015(平成27)年  
地域別の法指定状況

	急傾斜地崩壊危険区域		地すべり防止区域		砂防指定地		土砂災害特別警戒区域		海岸保全区域	
	箇所(箇所)	面積(ha)	箇所(箇所)	面積(ha)	箇所(箇所)	面積(ha)	箇所(箇所)	面積(ha)	箇所(箇所)	延長(m)
川崎・横浜	791	901.8	0	0	0	0	3	-	1	13,515.0
三浦半島	632	1396.0	13	134.2	20	99.7	40	-	12	80,238.0
県央	33	75.9	1	6.3	236	1,005.5	116	-	0	0
湘南	50	60.9	0	0	103	454.9	148	-	10	23,273.0
県西	36	69.8	3	83.3	333	1,335.0	338	-	4	13,522.0
県合計	1,542	2,504.4	17	223.7	692	2,885.1	645	-	27	130,548.0

## 市町村別(上位5市町村)の法指定状況

神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和2年3月(神奈川県都市計画課)より



□1マスは500ha未満  
海岸保全区域にあつては  
1マスは500m未満  
土砂災害特別警戒区域にあつては  
1マス50箇所未満  
数字は単位:ha(m)

凡例	指定区域等	内容
■	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づく急傾斜地崩壊危険区域崩壊するおそれのある急傾斜地等
■	地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項に基づく地すべり防止区域地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等
■	砂防指定地	砂防法第2条に基づく砂防指定区域砂防設備を要する土地、治水上砂防の為一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地等
■	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項に基づく土砂災害特別警戒区域建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域等
■	海岸保全区域	海岸法第3条に基づく海岸保全区域海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置が必要な地域等



### 3 安全・安心な暮らし

日々の暮らしにおいて、安全・安心の確保は、最も基本となるテーマの一つです。

交通事故の発生件数は減少傾向にあり、死者数は横ばいで推移しています。高齢者の交通事故件数も、2009（平成 21）年以降若干の減少傾向にありましたが、近年では 9,000 件前後で推移しており、全事故に占める割合は増加しています。

犯罪（刑法犯認知件数）は、2002（平成 14）年の 19 万件から、2009（平成 21）年で 10 万件を下回り、近年においても、年々減少傾向で推移して

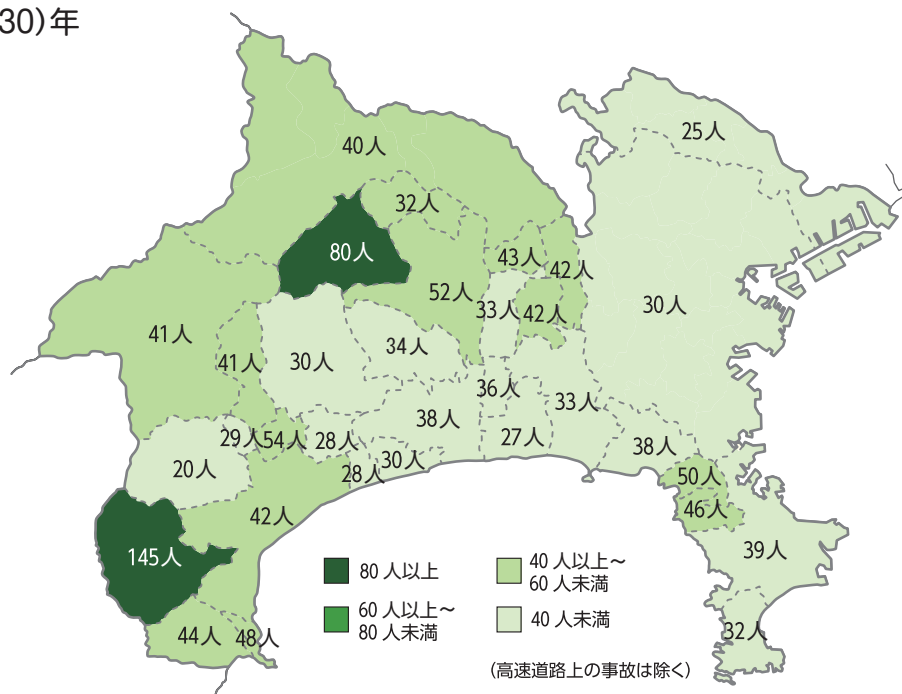
います。

安全で安心な暮らしの実現には、事故や犯罪時の弱者になりやすい高齢者の被害を防ぐことや、次の世代を担う子どもの安全・安心を守るといった視点などに配慮して、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

県内の防災拠点となる公共建築物の耐震化の状況 2018（平成 30）年度末は 96.8%で、全国平均 94.2%を上回っています。引き続き、防災拠点や公共建築物の耐震化を更に促進する必要があります。

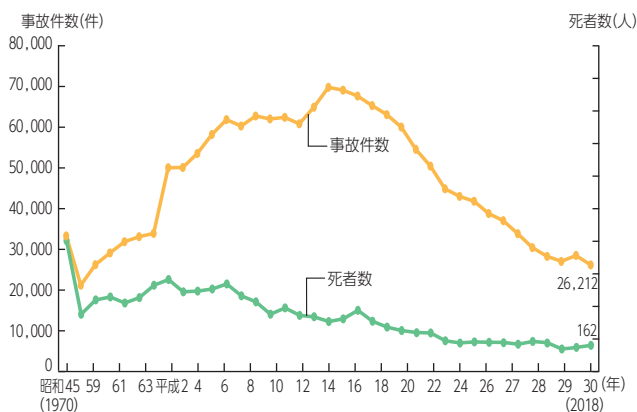
### 人口1万人あたりの交通事故による死傷者数(年間)

2018(平成30)年



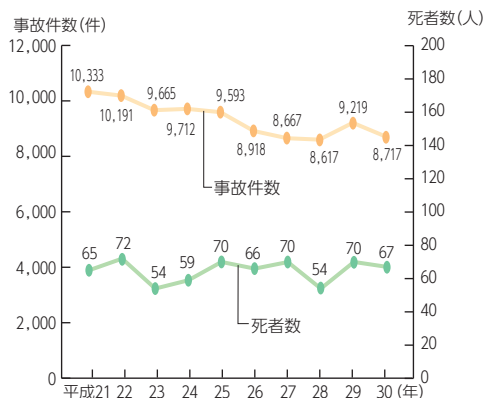
県勢要覧 2019 (令和元年度版) (神奈川県 統計センター) より

### 交通事故件数と死者数の推移



県勢要覧 2019 (令和元年度版) (神奈川県 統計センター) より

### 高齢者の事故件数と死者数の推移



県勢要覧 2019 (令和元年度版) (神奈川県 統計センター) より



# 05 新技術を取り入れた都市づくりの実践

ICTの進展により、自動運転車、ロボット、人工知能(AI)など、都市づくりや交通、産業エネルギーなどに大きくかかわる様々な技術が開発されつつあります。今後、これらの最先端のテクノロジーを適切に都市に実装しつつ、防災、環境、産業など様々な分野が連携しながら、都市課題を解決していくことが求められています。

我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱された Society5.0 で実現する社会では、IoT (Internet of Things) ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されます。

県においても、技術の進展に合わせて、これらの新技術を取り入れたまちづくりにより、様々な課題の克服を図ることが求められています。

## Society 5.0で実現する社会のイメージ

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。



内閣府資料より



# 横須賀MaaSシティ実現コンソーシアムの概要

## (国土交通省スマートシティモデル事業重点事業化促進プロジェクト)

### ■対象区域のビジョン

横須賀市が掲げる3つのスマートシティのビジョンのひとつである「活力の溢れるまち」では、域外からの訪問者にやさしく、多様な人々が絶えず市内に流入し、自らのコンテンツ、文化をしなやかに発展させることを目指している。また、テクノロジーを活用して、まちの魅力を効果的・効率的に発信することで、持続的な産業活性化を実現することを目指している。

### ■モデル事業の取組み内容

ロードマップの最終形で目指す分野横断的な人流コントロール技術の基礎を確立すべく、まずは投資効果の高い「産業活性化」を対象として、横須賀市内で京急電鉄の観光きっぷを利用する観光客を対象に域内周遊性を向上させるデータ提供機能を有したスマホアプリを導入して、交流人口の増加に係る効果を検証。



国土交通省 R01/5/31 記者発表資料より引用

# 06 地域主権改革の進展と多様な主体による都市づくり

## 1 地域主権改革の進展と都市づくり

1999（平成 11）年の地方分権一括法の制定に伴い、都市計画に関する権限委譲が進められ、用途地域の指定などの都市計画決定権限が、政令指定都市へ移譲されるとともに、地方自治法の改正を受け、条例によって、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することができることになりました。

2000（平成 12）年には、都市計画法が抜本改正され、線引き制度の選択制の導入など、地域の実情に応じて柔軟に土地利用規制を行う制度が整備され、2002（平成 14）年の同法の改正では、土地所有者等による都市計画の提案制度が創設されました。

その後、2008（平成 20）年から 2009（平成

21）年にかけて開催された地方分権改革推進委員会の勧告などを踏まえて、2011（平成 23）年5月から現在までに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1～10次一括法）の制定に基づく改正が行われ、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担うものとされました。

この中で、用途地域などの都市計画決定権限を、県から市町村へ移譲することなど、基礎自治体である市町村の権限が拡大しました。

### 都市計画制度の動き

時期	主な動き	都市計画制度見直しの内容
1999 (平成 11)年	地方分権一括法の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域の指定など都市計画決定権限の県から政令指定都市への移譲</li> <li>県から一定規模の市への事務移譲が可能</li> </ul>
2000 (平成 12)年	都市計画法の抜本改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の判断による線引き制度の選択制の導入（ただし、本県を含む三大都市圏は義務付け）</li> </ul>
2002 (平成 14)年	都市計画法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者等による都市計画提案制度の創設</li> </ul>
2011 (平成 23)年	第1次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の利害に重大な関係がある都市計画を除き、都道府県が都市計画決定する際の国土交通大臣との同意を要する協議の廃止</li> <li>市の都市計画決定に係る都道府県との同意を要する協議についての同意の廃止</li> </ul>
2011 (平成 23)年	第2次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令指定都市へ移譲                             <ul style="list-style-type: none"> <li>区域区分、都市再開発方針、高速自動車国道及び一般国道 等</li> </ul> </li> <li>すべての市町村へ移譲                             <ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域、10ha以上の風致地区及び4車線以上の市町村道 等</li> </ul> </li> </ul>
2013 (平成 25)年	第3次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び市町村が都市計画決定した際の図書の写しの送付について、国土交通大臣への送付の廃止</li> </ul>
2014 (平成 26)年	第4次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市へ移譲                             <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画</li> </ul> </li> </ul>
2015 (平成 27)年	第5次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域区分に関する都市計画決定に係る農林水産大臣協議の対象範囲の見直し</li> </ul>
2016 (平成 28)年	第6次一括法*	-
2017 (平成 29)年	第7次一括法*	-
2018 (平成 30)年	第8次一括法*	-
2019 (令和 元)年	第9次一括法*	-
2020 (令和 2)年	第10次一括法*	<ul style="list-style-type: none"> <li>町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止</li> </ul>

\*第1～10次一括法は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に基づく改正

資料 地方分権一括法の概要（第1次～第10次）（出典：内閣府地方分権改革推進室資料）内閣府地方分権改革推進室より



## 2 多様な主体による都市づくり

2002（平成 14）年の都市計画提案制度の創設によって、土地所有者やまちづくり分野のNPO法人（特定非営利活動法人）等が、都市計画の提案を行うことができるようになったことで、地域住民がより積極的にまちづくりに取り組める仕組みができました。県内のまちづくり分野のNPO法人の数は、2020（令和2）年3月31日現在で、941団体が認証されるなど、まちづくりの担い手も広がりをみせています。

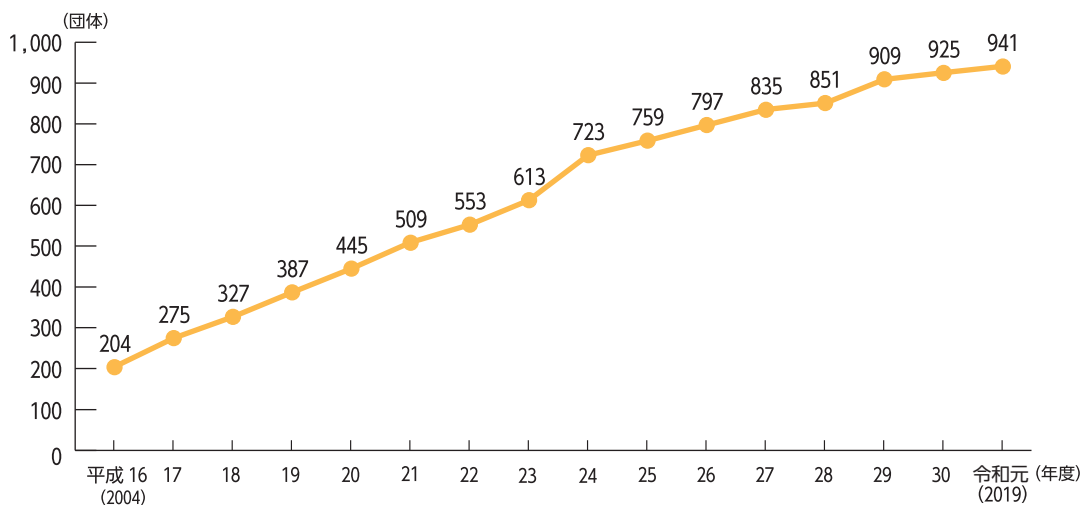
近年、コミュニティの形成や住民主体のまちづくりに対する関心が高まっており、若者から高齢者まで多

様な世代が参画できる都市づくりが求められています。

また、社会問題の解決を目的としたソーシャルビジネス、特にコミュニティの課題に対応したコミュニティビジネスの取組みなど、民間主導のまちづくりも盛んになっています。

そのため、地域のまちづくりは県民やNPO、企業などとの協働による地域主体で進めるまちづくりと行政の担う都市づくりとが協調していくことが重要な課題となっています。

### まちづくり分野のNPO法人数の推移



神奈川県 NPO協働推進課より

### コミュニティ経済社会の実現に向けた取組み

地域の課題解決やニーズを満たす地域密着型ビジネスとして注目を浴びているコミュニティビジネス。茅ヶ崎市では、まちづくりNPO法人「湘南スタイル」が活動しています。

「湘南スタイル」では、「みんなが喜ぶしくみづくり」の活動スタイルのもと、事業者及び市民が、それぞれの持つ地域課題解決についてプロジェクトを通じて行っています。例えば、「湘南ワンハンドレッドプロジェクト」では、自分らしい100年ライフを探す現役世代のための相談機能や、多世代の活動機会の創出などを行っています。

また、「ふれあい畑塾」では、耕作されていない農地が増えていることが地域の課題として顕在化していたことから、これらの農地を使った「畑塾」を運営しているほか、食や農に関するイベントやワークショップを行っています。



NPO法人 湘南スタイルより



# 第3章 これからの都市づくり

- 01 かながわの県土・都市像
- 02 都市計画の役割
- 03 多様な主体による都市づくりの推進



# 01 かながわの県土・都市像

神奈川県では、総合的かつ計画的な都市づくりを推進するため、将来を展望した「神奈川の県土・都市像」を描き、その実現に向け、県土全体の方針を示した「かながわ都市マスタープラン」を令和3年3月に改定しています。

本プランは、具体の都市づくりや大規模地震などによる被災後の都市復興（復興事前準備を含む）

にあたり、県域もしくは市町村域といった行政の範囲を越えるような、広域的な課題に対する都市づくりの基本的な方向性の提示、広域的な事業に関する調整機能といった役割を担っています。

ここでは「かながわ都市マスタープラン」の概要を示します。

## 1 これからの都市づくりに向けて

今後は、既存ストックを賢く使うとともに、技術の進展を生かしながら、地域の個性を磨きつつ地域の実情に応じたコンパクトで安全性が高い都市づくりと、交流と連携による活力と魅力あふれる都市づくりを進め、安定・成熟した持続可能な社会とすることが必要です。

そこで、都市づくりの基本方向を定めるにあたり、時代の変化と見通しを踏まえ、これからの都市づくりに向けた7つの課題について整理しています。

### 〈時代の変化と見通し〉

#### 少子高齢化の進行と人口減少社会の本格化

- 県の人口推計では、県は2020年頃をピークに人口減少に転ずると予測
- 少子高齢化の進行や人口減少社会の本格化などを踏まえた都市づくりが求められている

#### 気候変動、環境問題の顕在化

- 農作物への被害、動植物の分布域の変化などが顕在化
- 「パリ協定」の発効など気候変動への対応が国際的に強く意識
- 今後も県民、NPO、企業、行政が連携した環境負荷の低減や景観形成に配慮した取組みが求められている

#### 災害の頻発・激甚化と安全・安心の意識の高まり

- 地震・津波、火山災害、風水害や土砂災害の頻発・激甚化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、県民の生命や財産が脅かされている
- 防災・減災対策をはじめ、防災意識社会の構築や都市復興に備えた事前の準備、コミュニティの維持・形成や防犯性の向上に配慮した住環境の整備が求められている

#### 国際化の進展と産業構造の転換

- 産業や経済のグローバル化、外国人観光客や外国籍県民の増加、テレワークといった働き方の多様化が進行
- 海外からの人、モノの受入れ体制の強化やアジア諸国をはじめとする諸外国を相手とした産業の活性化に資する環境整備、観光振興に対応した取組み、SDGsやESG投資を踏まえた取組みが求められている

#### 新技術のまちづくりへの展開

- Society5.0の実現を目指して、最先端のテクノロジーを取り入れたまちづくりにより、様々な課題の克服を図ることが求められている

#### 既存ストックの老朽化、官民連携の進展

- 既存ストックの老朽化が進むとともに、厳しい財政状況が続くことが懸念される中、官民連携による都市づくりが進展している
- 既存ストックの効率的な維持管理や利活用、エリアマネジメントなど多様な主体による都市づくり、交流を促進する都市づくりなど、持続可能な都市運営が求められている

### 〈これからの都市づくりの課題〉

(1) 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくり

(2) 地域の実情に応じた「コンパクト+ネットワーク」による都市づくり

(3) 地域の個性を生かした交流と連携による都市づくり

(4) 地域活力を維持・形成する都市づくり

(5) 大規模災害などからいのちとくらしを守る都市づくり

### (横断的視点)

(6) 新技術を生かした都市づくり

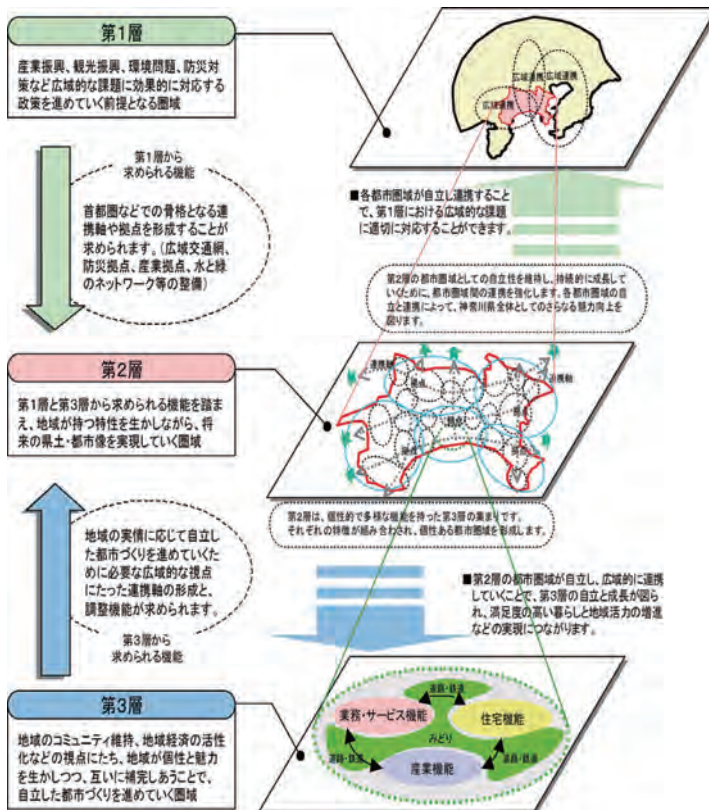
(7) 多様な主体による都市づくり

## 2 都市づくりの基本方向

### 神奈川の都市構造のとりえ方

「かながわ都市マスタープラン」では、神奈川の都市構造を多層・多機能型としてとらえ、今後の都市づくりを進めていくこととしています。この都市構造は、神奈川県を越えるレベルの第1層、県土レベルの第2層、地域レベルの第3層という3つの層で構成されています。

「かながわ都市マスタープラン」では、このような都市構造のとりえ方に基づき、環境と共生した安全で活力ある県土を形成していくため、県土レベルの第2層における都市づくりの基本方向を示しています。



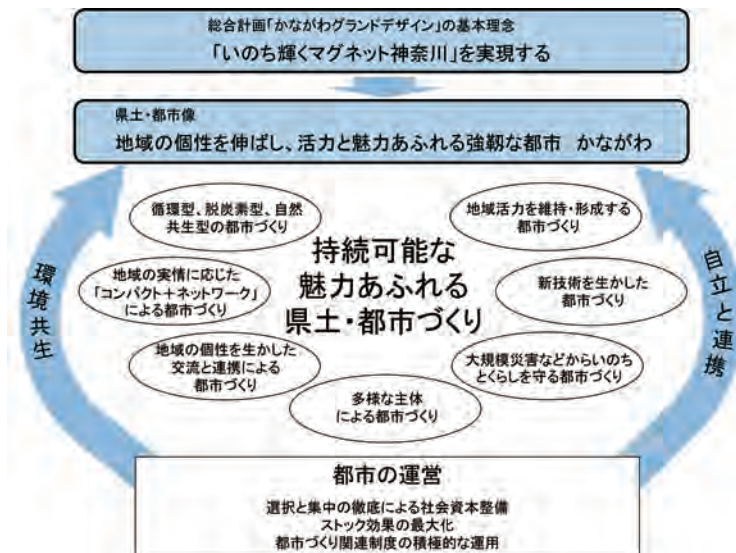
### 県土・都市像

将来（2040年代前半）を展望した県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ』とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる活動の場にふさわしい価値・持続性を高めた魅力あふれる機能と空間を備える県土・都市づくりをめざします。

県土・都市像の実現にあたっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開します。

その際、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の

本格化などを踏まえて「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、民間活力の活用、特区制度との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めます。また、選択と集中の徹底による社会資本整備、ストック効果の最大化、都市づくり関連制度の積極的な運用といった“都市を運営する”といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりを実現します。





## SDGs（持続可能な開発目標）との関係について

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。本プランでは、次の世代に引き継げる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりをめざしており、SDGsがめざすゴールのうち、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」を中心として、理念を共有しています。

今後も本プランで広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市

街地整備を総合的かつ計画的に推進していき、世界的な課題の解決にも役割を果たしていきます。



資料：国際連合広報センター

## 多様性（ダイバーシティ）に配慮した都市づくり

これからの都市づくりにおいては、年齢や性別、障がいなどにかかわらず、誰もが安心して生活できる、多様性（ダイバーシティ）を考慮した都市づくりが重要です。

県では、世界保健機関（WHO）が主導する高齢者に優しい地域づくりに取り組む自治体の国際的なネットワーク「エイジフレンドリーシティ」の取り組みを推進しており、また、障がいのある方への理解を深め、ともに生きる社会の実現をめざすため、「と

もに生きる社会かながわ憲章」を定めています。

本プランにおいても、誰もが安心して生活し、自分の意思で自由に移動でき社会参加できる共生社会の実現に向けて、新たな技術なども活用しながら多様性（ダイバーシティ）に配慮した都市づくりをめざします。



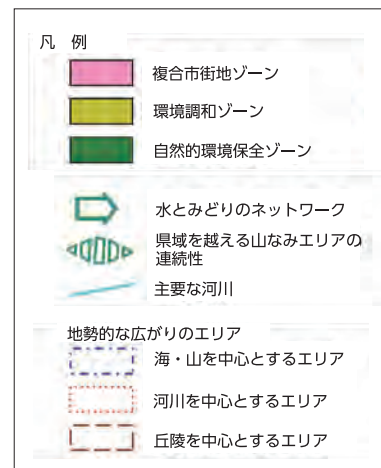
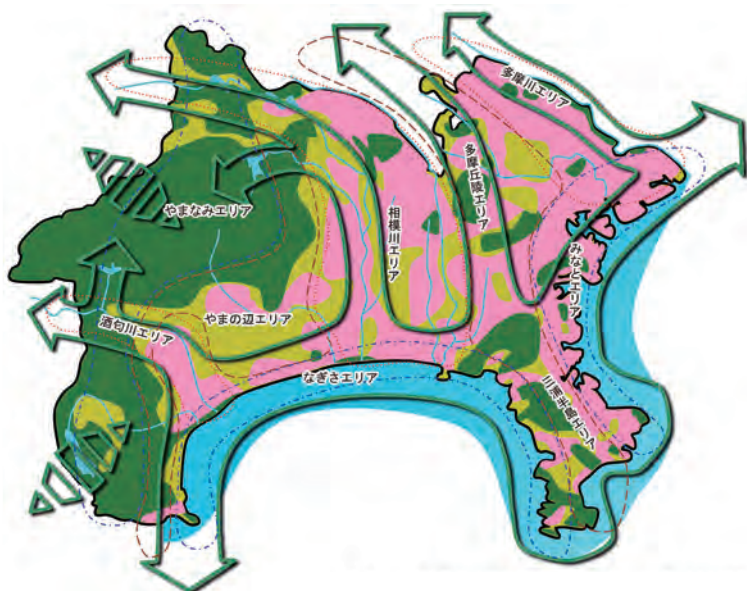
## 「環境共生」の方向性

### 環境と共生した安全性の高い県土の形成

地域の実情に応じた土地利用と、地域資源や既存ストックを有効活用することにより、神奈川らしさを生かし、環境と共生した安全性の高い県土・都市づくりを進めます。

県土の土地利用状況などを踏まえて設定したゾー

ンごとに、環境共生の方向性を定めることで、それぞれの特性に応じ、都市環境と自然的環境が調和したメリハリのある県土の形成を図ります。また、ゾーン間での連携により様々な環境問題への対応を図ります。



\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

### 複合市街地ゾーン

- 多様な都市機能の集積と居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成
- まちなか居住の誘導、笑いあふれるコミュニティの形成
- 環境や防災に配慮したゆとりある市街地の形成
- 低未利用地（空き地・空き家）などの有効活用
- 自然的環境や良好な都市景観の保全・創出

### 環境調和ゾーン

- 都市と自然のバランスへの配慮
- 自然の恵みを生かした地域活力の維持・創出
- 市街地の無秩序な拡大抑制

### 自然的環境保全ゾーン

- 自然的環境の積極的な保全
- 様々な機能を持つ森林の保全と活用
- 都市住民の自然とのふれあいの場の創出

### 水とみどりのネットワーク

- 神奈川の特徴ある風土・環境・景観を生かし育み、水辺や緑地などのネットワーク化
- 多様な機能・役割を持つ自然的環境や、地域の歴史と一体となったみどりの風景などは、首都圏の共有財産として、山・川・海の連続性を踏まえた多様な主体のネットワークによる保全・活用
- 東京・山梨・静岡との交流を通じた、県境を越えて水とみどりの保全・活用

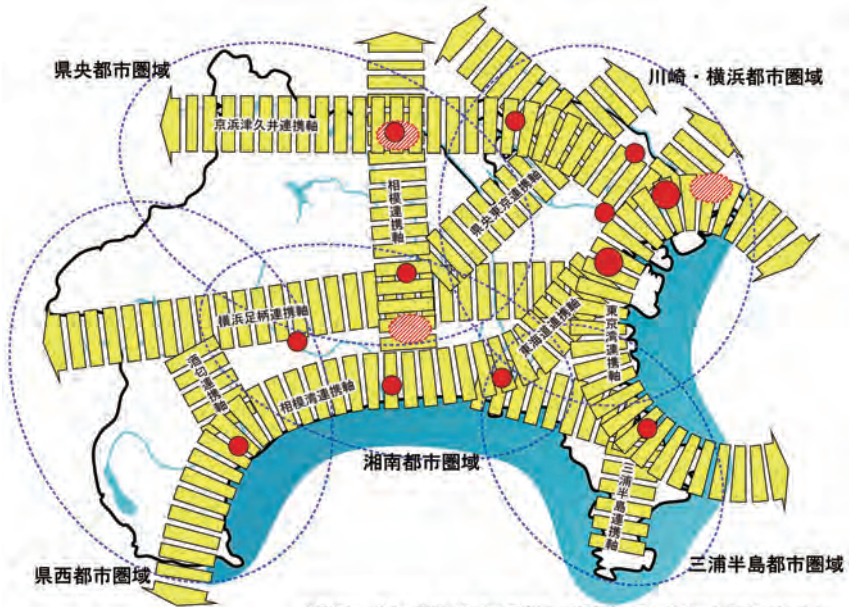
## 「自立と連携」の方向性

### 自立と連携による活力と魅力あふれる県土の形成

県土の骨格をなす地形などを踏まえて設定した5つの都市圏域において、地域の特性を生かし、個性的で自立的な発展を図るとともに、県外や都市圏域相互における人、モノ、情報の円滑な連携を支える

ネットワークの充実により、より魅力的で活力ある県土・都市づくりを進めます。

県土・都市づくりの要となる拠点および連携軸を設定し、自立と連携の都市づくりに取り組みます。



\*拠点は、県土の骨格を形成する中核、広域拠点、新たなゲートを示しています。また、連携軸は広域連携軸を示しています。

新たなゲート		県内に集積する産業や拠点との連携によって新しい産業の創出・育成などを行うため、交通基盤の整備や都市機能の集積を誘導し、拠点としての形成をめざします。
中核拠点		国際化、情報化の進展に対応した中枢業務管理、県内外からの多様なニーズを満たす総合性や専門性のある商業機能や、芸術・文化、研究、国際交流など、複合的な都市機能の集積を図ります。
広域拠点		生活圏や経済活動の広がりに対応した商業、業務、研究開発、アミューズメント、教養文化、福祉・医療など、高度で多様な都市機能の集積を図ります。
整備機能強化する連携軸		県内外の連携や、自立した地域の機能を支えあう地域間連携を促進するため、「多層・多機能型の都市構造」に対応した連携軸を設定します。



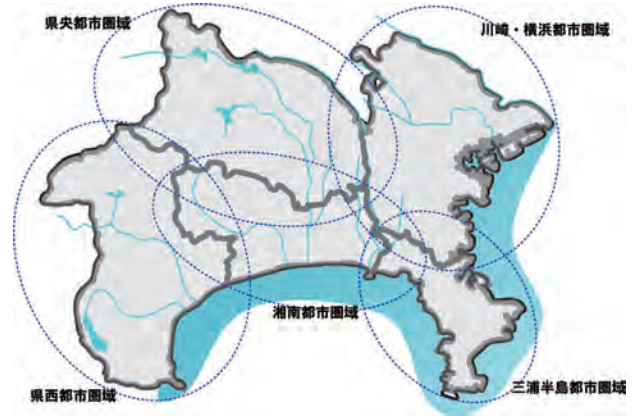
### 3 都市圏域別都市づくりの基本方向

神奈川は、首都圏という大消費地に位置するとともに豊かな自然的環境を有しています。また、各地域に魅力ある歴史・文化資源が存在している一方、先端的な技術産業や大学、企業の研究施設が集積しているなど、今後の時代を切り開く優れた潜在能力と豊かな個性を有しています。

これからは、それぞれの個性を伸ばすとともに、それらが相互に連携することで神奈川を持つ潜在能力をさらに高め、行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる県土づくりを市町村や県民などと協働で進める必要があります。

そのため、「かながわ都市マスタープラン」では、「川崎・横浜都市圏域」、「三浦半島都市圏域」、「湘南都

市圏域」、「県央都市圏域」、「県西都市圏域」の5つの都市圏域ごとに、それぞれの個性を生かした広域的な都市づくりの基本方向を示しています。



#### 川崎・横浜都市圏域

##### 都市づくりの目標

産業・文化が世界と交流し、国際的な魅力あふれる都市づくり

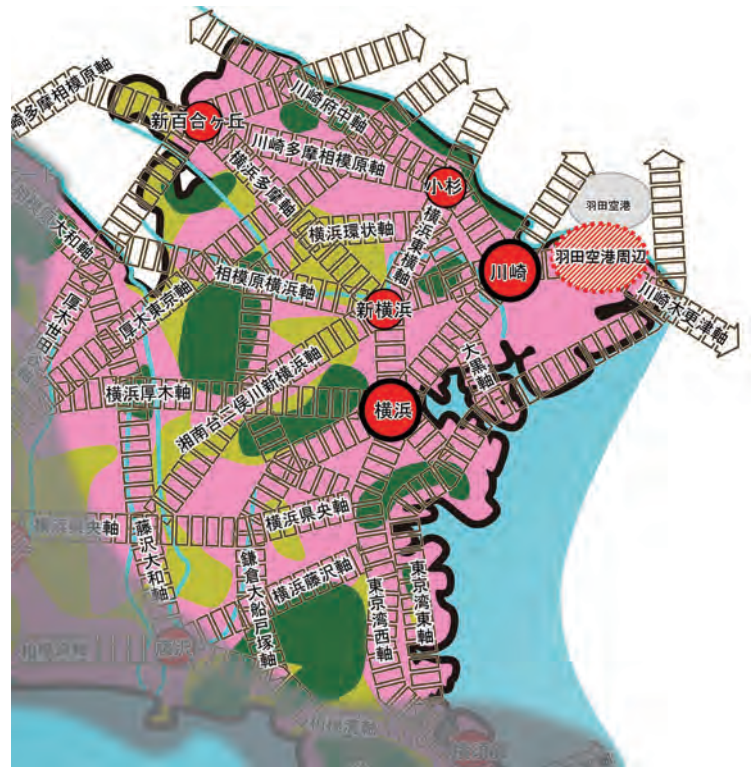
##### 【基本方向】

川崎・横浜都市圏域は、これからの神奈川全体の自立・発展をけん引する地域として、また、首都圏全体の中核的な都市としての役割を果たしていくことが重要です。

そのため、既存ストックの集積を活用しながら多彩な人材の活躍機会・ビジネスチャンスなどを生み出し、首都圏・全国・世界とのつながりの中で、その活力を生かしていくことが重要となります。特に、世界との交流連携を通じて人材・企業・情報など新たな資源を獲得していくために、国際競争力を一層強化していく必要があります。

さらに、SDGsの理念を共有し、少子高齢化の進行などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、ヘルスケア・ニューフロンティア73の取組み、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進める必要があります。

一方、多摩川や鶴見川沿いの自然空間や東京湾岸の水辺空間、多摩丘陵のみどりなど都市に残された貴重な自然的環境との調和を図りながら、多様な人々のニーズに応じた、より質の高い安全で機能的な都市づくりを進める必要があります。



\*連携軸は、都市連携軸としての機能を合わせ持った県土連携軸を示しています。  
\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	複合市街地ゾーン	中核拠点	県土連携軸 (都市連携軸)
	環境調和ゾーン	広域拠点	
	自然的環境保全ゾーン	新たなゲート	



## 三浦半島都市圏域

### 都市づくりの目標

半島のみどりと海に調和し、  
生き生きとした都市づくり

#### 【基本方向】

三浦半島都市圏域は、都市圏域全体が「公園」のような魅力を発揮していくために、半島の多くの部分を占め、地域の個性を育ててきた自然的環境の保全と活用を図るとともに、それと調和・共生した都市的環境を形成することが必要です。

また、恵まれた自然的環境を生かして自立性と活力を高めていくことが重要であり、知的産業の誘致、新たな人材、知恵・技術の獲得などができる魅力ある都市づくりや、農水産物など特色ある地域の資源・産業を活用して、「半島で暮らす」魅力や観光の魅力を高めることで、交流の活性化を図る必要があります。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、ヘルスケア・ニューフロンティア、観光の核づくり、国家戦略特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFC0CB; border: 1px solid black;"></span> 複合市街地ゾーン	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF4500; border-radius: 50%; border: 1px solid black;"></span> 広域拠点	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 1px solid black; border-style: dashed;"></span> 県土連携軸 (都市連携軸)
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span> 環境調和ゾーン	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF4500; border-radius: 50%; border: 1px solid black; border-style: dotted;"></span> 地域の拠点	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 1px solid black;"></span> 都市連携軸
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #008000; border: 1px solid black;"></span> 自然的環境保全ゾーン		

## 県央都市圏域

### 都市づくりの目標

森や川と共生し、うるおいと  
活力あふれる都市づくり

#### 【基本方向】

県央都市圏域は、自然と都市とがバランスよく存在する特色を伸ばし、生かしていくことが重要であり、自然・都市、生活・産業の調和・均衡のとれた都市づくりを進める必要があります。

また、都市圏域全体の活力を充実させていくために、自然・歴史・文化や大学・研究機関の集積など様々な地域資源を活用した魅力ある都市づくりを進めるとともに、広域的な交通の要衝としての強みを生かし、産学官連携など、多様な主体間での交流連携を一層促進していくことが必要です。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、民間活力の活用、さがみロボット産業特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。

凡例	<環境共生>	<自立と連携>	
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFC0CB; border: 1px solid black;"></span> 複合市街地ゾーン	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF4500; border-radius: 50%; border: 1px solid black;"></span> 広域拠点	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 1px solid black; border-style: dashed;"></span> 県土連携軸 (都市連携軸)
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFF00; border: 1px solid black;"></span> 環境調和ゾーン	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF4500; border-radius: 50%; border: 1px solid black; border-style: dotted;"></span> 新たなゲート	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 1px solid black;"></span> 都市連携軸
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #008000; border: 1px solid black;"></span> 自然的環境保全ゾーン	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF4500; border-radius: 50%; border: 1px solid black; border-style: dotted;"></span> 地域の拠点	



## 湘南都市圏域

### 都市づくりの目標

やまなみをのぞみ、  
海と川が出会い、  
歴史を生かし文化を創造する  
都市づくり

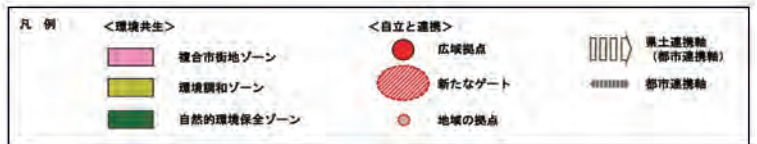
#### 【基本方向】

湘南都市圏域は、湘南海岸のなぎさや丹沢大山のやまなみなどの特色を生かして、より強い地域ブランドを構築することが重要であり、相模湾や相模川沿いに点在する貴重な地域資源を連携させ、一体的に保全・活用することで、魅力ある景観や質の高い環境を形成していくことが必要です。また、地域ブランドを積極的に活用しながら都市圏域内外での交流連携を活発化させるとともに、新たな生活文化や産業などを生み出す付加価値の高い都市づくりを進める必要があります。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、ヘルスケア・ニューフロンティア、観光の核づくり、さがみロボット産業特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。



## 県西都市圏域

### 都市づくりの目標

歴史と自然につつまれ、観光と  
交流によるにぎわいのある  
都市づくり

#### 【基本方向】

県西都市圏域は、国際的な観光・リゾート地としての優位性を生かして都市圏域全体の魅力と競争力の向上を図ることが重要であり、その強みの元となっている豊かな自然や文化的遺産などの観光資源の維持・活用とともに、交流を通じて地域の価値を一層高めることが必要です。

また、都市圏域の自立性を向上させるために、裾野の広い観光産業の育成を基調としつつ、環境や生活に配慮した新しい産業機能などの立地を促進することが重要です。

さらに、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、未病の改善、国家戦略特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要です。



\*ゾーニングは都市づくりの方向性をイメージとして表現したものです。





## 4 部門別都市づくりの方針

### 土地利用の方針

これからの少子高齢・人口減少社会では、これまでに形成された市街地を再編または維持し、県土の適切な利用と管理を行うことが都市づくりの主要な課題となります。

そのため、市街地に内在する防災や環境などの土地利用上の課題解決を図りながら、整序、抑制、促進という3つの視点を踏まえて、地域の自然的土地利用や都市基盤と整合のとれた計画的な土地利用を図っていくことが求められます。

また、県民がゆとりと選択の多様性を実感できる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりを進めるうえで、長期的なビジョンのもとに事業者などとの連携を図ることにより、新たな産業の創出や多様な都市のニーズに対応した都市機能の集約化を図るなど、効果的な土地利用の再編が求められています。

加えて、特区制度など新たな産業施策との連携、

地域の実情に応じた集約型都市構造の実現に向けた居住などの適切な誘導、「都市のスポンジ化」対策及び災害の頻発・激甚化に対応した安全性の高い市街地の形成などが求められています。

さらに、住民参加のもとに策定される市町村マスタープランに基づく地域地区や地区計画などの制度の有効活用、立地適正化計画に基づく都市機能誘導・居住誘導施策の推進などによって、人口減少、防災、福祉、環境などの地域固有の課題にきめ細かな対応を図ることが求められます。

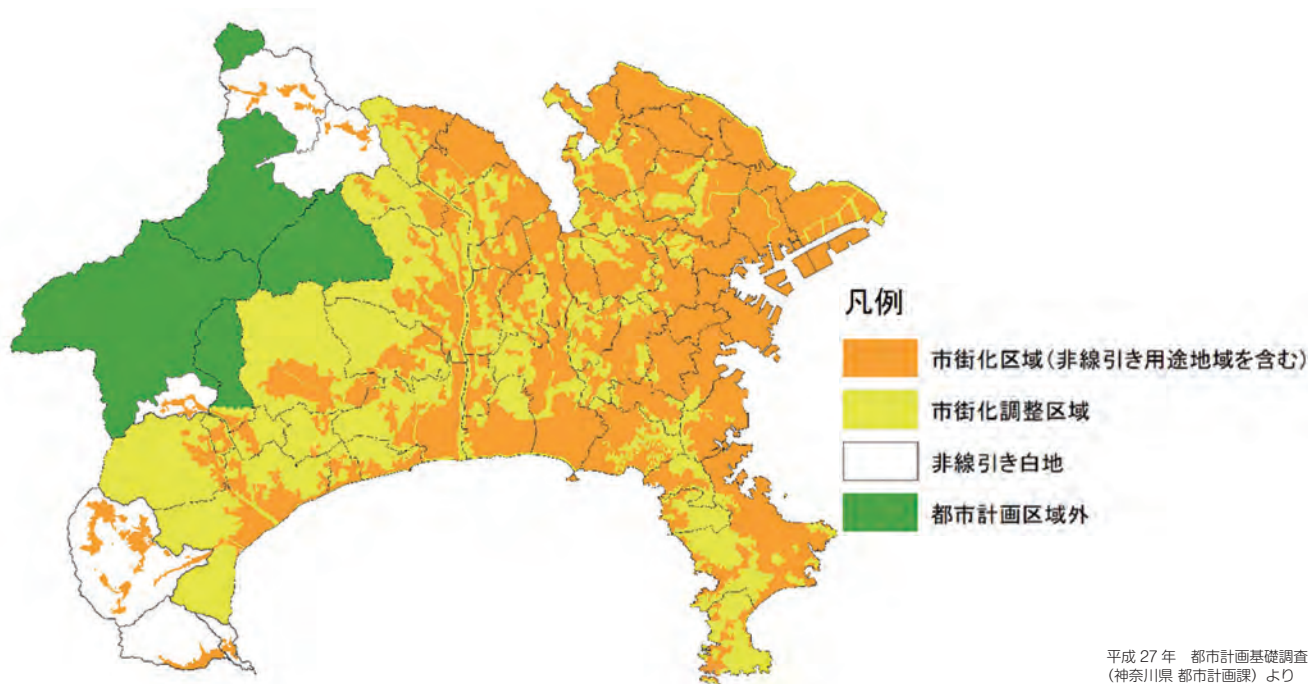
そこで、「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、住民参加などを行いながら、地域の実情に応じた計画的・効果的な土地利用を進めていきます。

土地利用における施策形成の方針として、次のようなものを定めています。

#### ◆施策形成の方針

- 都市計画区域及び区域区分に関する方針
- 線引き都市計画区域に関する方針
- 非線引き都市計画区域及び都市計画区域外に関する方針
- 市街地の特性に応じた土地利用の推進
- 住民や民間事業者などの参加による都市づくりの推進

### ● 土地利用規制 ●



平成27年 都市計画基礎調査  
(神奈川県 都市計画課) より

## 社会資本整備の方針

社会資本の整備は、ICTの進展や地球規模の環境問題の顕在化に対応して、その対象とする分野が広がっています。さらに、県民ニーズの多様化に応え、豊かさを実感できるような質の充実をめざしていかなければなりません。

一方で、人口減少・少子高齢社会を迎え、労働力人口が減少するとともに、高度経済成長期に建設された社会資本が更新時期を迎えることなどにより、新しい社会資本整備に対する投資余力の低下が見込まれます。

そのため、これからの社会資本整備に当たっては、施設の適正な維持管理や選択と集中の徹底、ストッ

ク効果の最大化に加え、近年、頻発・激甚化している災害などに備え、災害が発生しても最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った都市づくりに向けて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策やインフラ分野のDXの推進を図る必要があります。

そこで「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、環境に配慮するとともに、自立と連携を支える効率的・効果的な社会資本整備を推進します。

社会資本整備における施策形成の方針として、次のようなものを定めています。

### ◆施策形成の方針

- 循環型、脱炭素型、自然共生型の都市づくりを支える社会資本整備
- 自立と連携を支える交通・情報ネットワークの形成
- 都市の個性や魅力を高める社会資本整備
- 安全・安心な都市づくりに向けた社会資本整備
- 民間資本や県民参加による社会資本整備

## 市街地整備の方針

神奈川の既成市街地は、高度成長期の人口増加時に形成された市街地が多く、住工が混在し、老朽化した木造住宅が密集するなど防災性の向上が課題となっています。

また、人口減少・少子高齢化の進行、都市のスポンジ化、身近な犯罪への不安がある中、誰もが安心して住み続けられる市街地の整備や、環境問題が顕在化する中、様々な活動が営まれている既成市街地における環境負荷の低減、脱炭素社会の実現も大きな課題となっています。

さらに、駅周辺などの中心市街地では、商業・業務機能の集積が図られてきましたが、幹線道路沿道の大規模集客施設などの立地に見られるように、生活行動や生産活動の変化が進み、都市機能の集約化による拠点性の維持、向上や市街地周辺との適正な機能分担が課題となっています。また、人口減少の進行や財政制約などを踏まえて、より広域的な観点

から都市機能の分担・連携を図ることや、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止の観点から、ゆとりある都市空間の創出なども必要になっています。

このような様々な課題に対応した既成市街地の再編に当たっては、市街地を形成する多くの建築活動は民間によって行われていることから、民間の果たす役割は大きく、行政はその役割を十分に受け止めるとともに、民間の投資を促す観点からも官民が協働して取組みを進める必要があります。

そこで、「環境共生」、「自立と連携」という都市づくりの基本方向を踏まえ、人と環境にやさしい市街地の整備や、自立と連携を支える個性と魅力あふれる市街地の整備を官民連携のもと推進します。

市街地整備における施策形成の方針として、以下のようものを定めています。

### ◆施策形成の方針

- 既成市街地の更新による機能強化
- 中心市街地における都市機能の回復



# 02 都市計画の役割

都市計画とは、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」です。

現行の都市計画法は、高度経済成長期に都市への急激な人口の集中によって様々な都市問題が発生したことを背景に、計画的な土地利用と都市整備を進めるため、1968(昭和43)年に制定されたものです。

神奈川県では、1970(昭和45)年の当初線引き以降、7回の線引き見直しを行いながら、市街地の開発整備や土地利用の規制・誘導を行ってきました。

都市計画制度は、2000(平成12)年に施行された地方分権一括法により、都市計画事務が自治事務となり、地域が主体となって、地域ごとの課題に的

確に対応し得る柔軟性と透明性を備えた制度となりました。

また、2012(平成24)年には、地方分権に係る第2次一括法により、都市計画に関する決定権限の多くが都道府県から市町村に移譲されました。さらに、2015(平成27)年6月には、地方分権に係る第4次一括法により、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」の決定権限が指定都市に移譲され、都市計画の分野においても地方分権は大きな流れとなっており、広域的な観点から都市計画を推進することが、ますます重要となっています。

## 都市計画区域

都市計画区域は、都市の健全で秩序あるまちづくりを進めるため、「市街化区域及び市街化調整区域」、「用途地域」、「都市施設」などの都市計画を定める一定の区域のことです。

2020(令和2)年4月1日現在では、清川村を除く19市13町に30都市計画区域が指定されており、その面積は、約199,776haで、県土面積の約8割です。

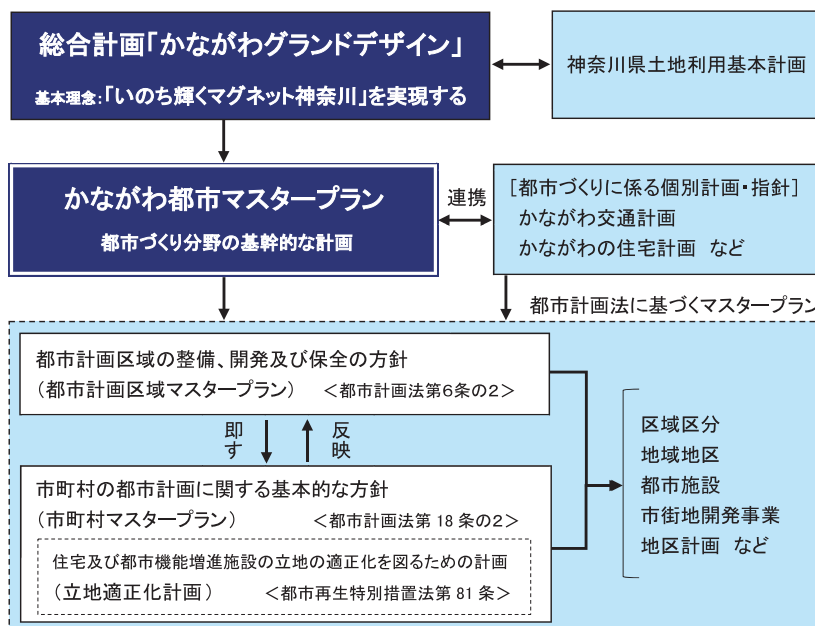


## マスタープラン

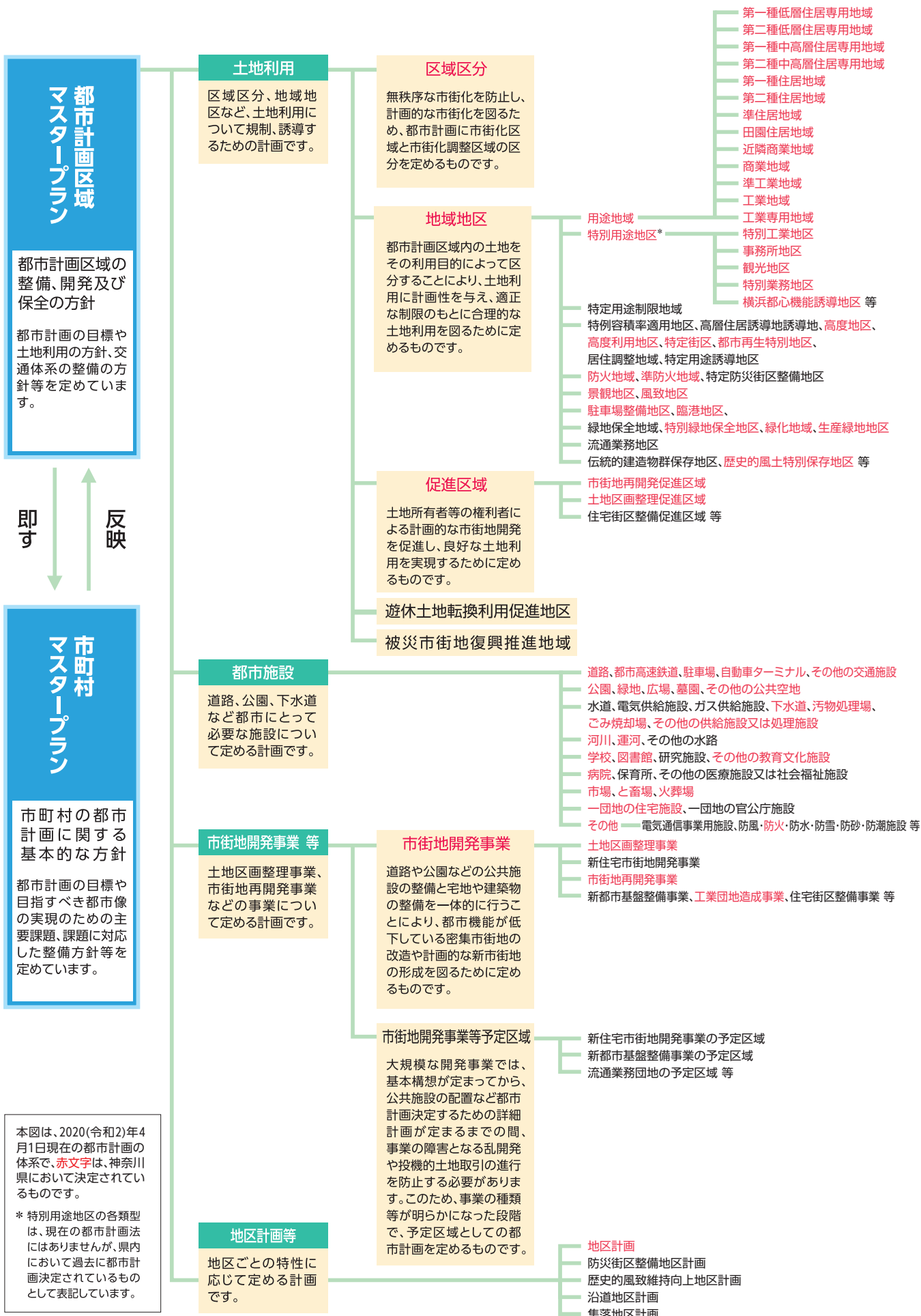
マスタープランは、長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしたもので、都市計画法による法定のマスタープランと、任意のマスタープランがあります。

「かながわ都市マスタープラン」は、広域的な都市づくりの基本方向などを示した、任意のマスタープランです。

「市町村マスタープラン」は都市計画法(第18条の2)に基づくもので、神奈川県では2020(令和2)年4月1日現在、都市計画区域外となっている清川村を除き、すべての市町で定められています。



# 都市計画の内容



本図は、2020(令和2)年4月1日現在の都市計画の体系で、赤文字は、神奈川県において決定されているものです。

\* 特別用途地区の各類型は、現在の都市計画法にはありませんが、県内において過去に都市計画決定されているものとして表記しています。



# 03 多様な主体による都市づくりの推進

都市づくりは、従来、主として行政が担ってきましたが、今後は、多様な民間主体も都市づくりの担い手としてとらえ、これら多様な民間主体と県および市町村との協働によって、官民連携によるきめ細かな都市づくりを進めることが求められています。

企業には、地域で活動する市民として地域貢献への社会的責務を認識し、企業としての発意・活動を

生かしながら、都市づくりに積極的に参加することが求められます。

住民には、「エリアマネジメント」の概念の基に、良好なコミュニティを形成し、地域で主体的にまちづくりを担う組織づくりを進め、都市づくりの構想や計画の策定、都市の管理・運営に積極的に参加していくことがますます期待されています。

## 1 官民連携を基軸とした都市づくりの推進

### 都市づくりへの参加支援

県および市町村は、都市づくりへの住民参加を促すため、都市づくりに関する情報を県民に提供するとともに、都市づくりに参加する住民同士の情報交換の場づくりやそのネットワーク化を支援しています。

県および市町村は、構想や計画の段階から住民参加を求めるなど、官民連携による協議型の都市づくりを推進して、地域に貢献するプロジェクトの誘導を図っています。そのため、PFI/PPPなどの官民連携事業の拡大を図り、民間活力によるまちづくりの拡大を図るほか、オープンデータ化の推進やソーシャルビジネスの実施主体などへの支援などにより、民間事業者のまちづくりへの参入を促進します。そのほかにも、民間事業者の参入意欲を高め、ノウハ

ウや投資を誘導するための戦略的な都市づくりを図ります。特に、ESG投資の考え方に基づく環境、社会への投資は都市づくりにも大きくかかわることから、都市づくりへの投資を促す環境づくりを検討します。

また、土地所有者、NPOなどによる都市計画提案制度など、都市づくりへの参加に有効な都市計画制度の普及・定着を図っています。さらに、住民ニーズの多様化に応じ、施設の管理運営などへの住民参加や、都市づくりに関する各種の専門家や都市再生推進法人、都市づくりのNPO育成などに取り組んでいます。

### 都市計画の提案制度

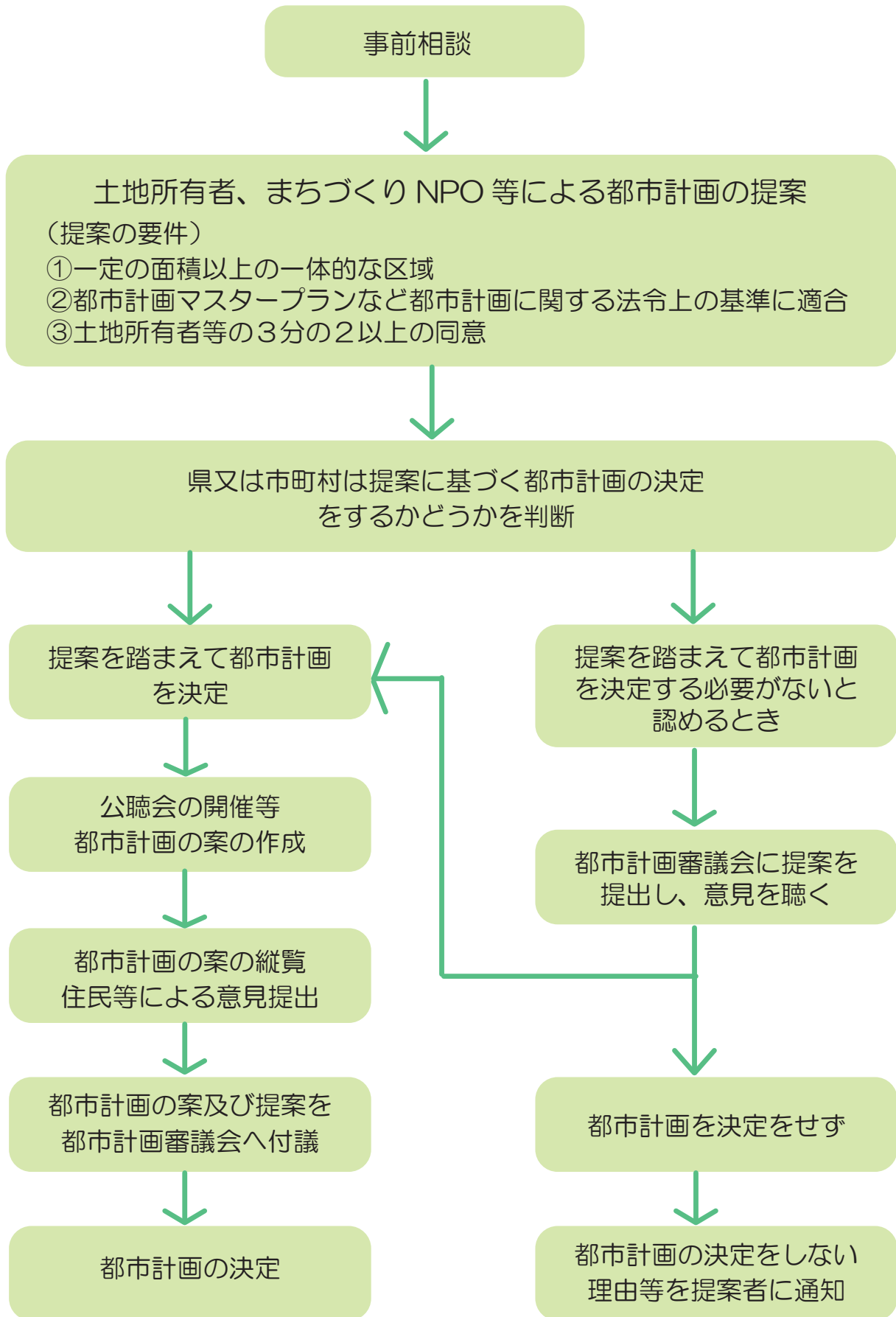
2002（平成14）年度の都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の制定にともない、住民等による自主的なまちづくりの推進や、民間による都市再生の推進を図るための「都市計画提案制度」が創設さ

れました。これは、土地所有者やまちづくりNPOあるいは民間事業者等が、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度です。

#### 提案できる都市計画

県および市町村が定める都市計画のうち、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」並びに「都市計画再開発方針等」を除く都市計画について提案することができます。

## 都市計画の提案手続きの流れ



国土交通省 HP より



## 事例1 エリアマネジメント型まちづくり

一般社団法人横浜西口エリアマネジメントは、横浜西口エリアの活性化や賑わいづくりの様々な取り組みを行っていくために、母体である「横浜西口元気プロジェクト」を発展させるかたちで2017（平成29）年4月に設立されました。

イベントやワークショップなどの企画運営、横浜西口の情報発信やプロモーション、防犯や環境美化活動、まちのインフォメーション事業などに取り組みながら、横浜西口をより楽しく安心安全なまちにしていこうと目指しています。

イベント活動としては、公共空間を利用した実証実験や夏祭りなどを開催しているほか、公開空地「Niigoひろば」を一時使用し、西口イートテラス等のイベントを通して、横浜西口エリアの活性化や賑わいを創出しています。

また、日本人と外国人留学生で、国際交流をしながら横浜西口周辺を巡るまち歩きツアー企画など、まちの魅力を再発見する活動なども実施しています。



提供：一般社団法人 横浜西口エリアマネジメント

## 事例2 神奈川県におけるPFIへの取組

神奈川県では、「神奈川県におけるPFIの活用指針」を定め、PFIに係る取組みを進めています。

神奈川県立花と緑のふれあいセンターは、花と緑のふれあい拠点の核となる施設として、観賞植物等の収集および展示並びに野菜、果樹等の栽培状況等の展示を通じて、県民が花き園芸その他の農業に親しみ、それらの大切さを理解することを促進するとともに、花と緑をくらしの中に取り入れるための情報を提供することを目的に整備し、周辺の農業空間と連携して、都市の住民との交流による農業振興の拠点として機能することを目指して、維持管理・運営を行うものです。

この事業では、神奈川県立花と緑のふれあいセンターの建築・造園業務（設計、工事、工事整理等）や運営、維持管理業務を民間事業者が行っています。





### 事例3 京急沿線の富岡地区地域交通“とみおかーと”実証実験

横浜市と京浜急行電鉄株式会社（以下、「京急電鉄」）は横浜市金沢区の京急富岡駅西側において、「グリーンスローモビリティ（電動で時速 20km 未満で公道を走る 4 人乗り以上のモビリティ）」（以下、「グリスロ」）等を活用した実証実験を行いました。

当該エリアは市内でも人口減少、高齢化の進行が著しく、さらに急こう配な坂道や狭い道路が多くバス停や鉄道駅へのアクセスに苦勞を伴う等、地理的な課題を有していることから交通実証実験を継

続的に行っています。令和 2 年度の実験では、路線定期運行やオンデマンドのサービス提供範囲を当該エリア全体に拡大するとともに、「無償」「有償」の二段階で実験を行いました。本実証実験を踏まえて今後の本格運行への検討を進めています。

なお、本実証実験は、平成 30 年に横浜市と京急電鉄が締結した「京急沿線（横浜市南部地域）における公民連携のまちづくりの推進に関する連携協定」に基づく取組の一環として実施しています。



写真提供：京急電鉄  
提供：横浜市

## 2 協議型都市づくりによる広域的な取組みの推進

県は、「広域的な取組み」、「新技術の都市づくりへの展開」などの円滑な推進を図るため、市町村などと連携し、官民連携による多様な事業形態、管理形態の都市づくりを促進します。

### 事例1 Fujisawa サスティナブル・スマートタウン

藤沢市では、2007（平成 19）年から 2008（平成 20）年にかけての旧松下電器産業関連工場の撤退後、この跡地において地権者等の事業者が自ら「地域から地球に広がる環境行動都市 - 藤沢」の先導的モデルプロジェクトとして、「Fujisawa サスティナブル・スマートタウン（Fujisawa SST）」の実現を

めざしたまちづくりを行っています。

Fujisawa SST では、省エネ・創エネ・蓄エネ技術を核としたまち全体の CO2 排出量削減、エネルギーの自給自足、街区全体でのエネルギーマネジメントなどにより、都市における低炭素化を推進する環境創造まちづくり拠点の創造を図っています。



提供：Fujisawa SST 協議会





## 第4章 資料

- 01 かながわの姿
- 02 地形と水系
- 03 温暖な気候
- 04 かながわの歩み
- 05 都市形成史
- 06 県政の歴史
- 07 その他

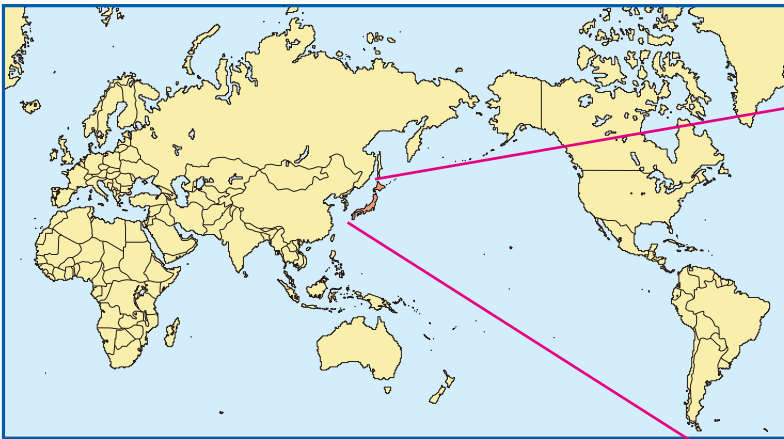
# 01 かながわの姿

神奈川県は、地球上の北緯 35 度 7 分 44 秒～35 度 40 分 22 秒、東経 138 度 54 分 57 秒～139 度 47 分 46 秒の間にあり、北半球のやや南より、ユーラシア大陸の東側に位置しています。日本列島においては、ほぼ中央、関東平野の南西部に位置し、首都圏の一角を形成しています。北は東京都に接し、西は丹沢山地で山梨県、箱根山地で静岡県に隣接しています。また、東は東京湾に、南は相模湾にそれぞれ面し、東京湾アクアラインを介して千

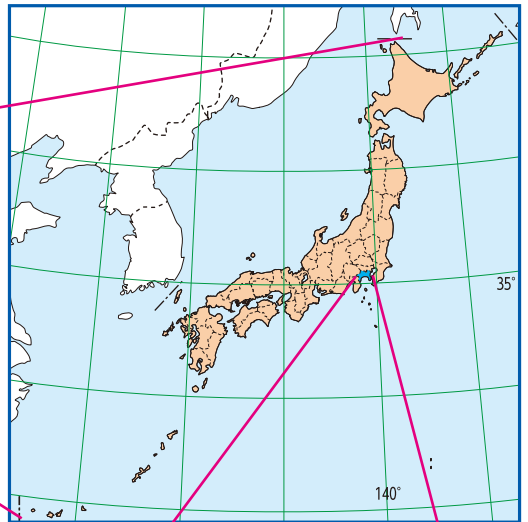
葉県と連絡しています。羽田空港と隣接し、横浜港をはじめとした国際的な港湾施設を有するなど、国際的なアクセスにも優れています。

県の大きさは東西約 78km、南北約 60km、面積は 2,416.32km<sup>2</sup> で、全国で 5 番目に小さい県です。人口は住民基本台帳に基づく人口によれば、2020（令和2）年 1 月時点で約 921 万人と、全国で東京に次いで 2 番目に多い県です。

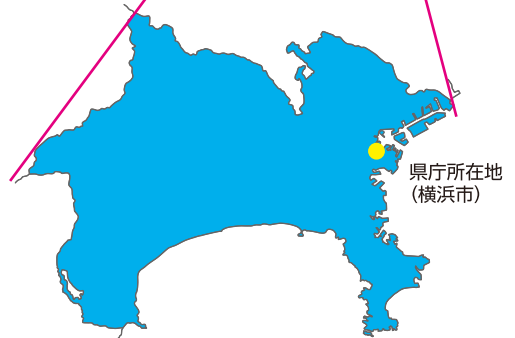
## 世界の中のかながわ



## 日本の中のかながわ



## 世界の都市への時間（羽田空港からの所要時間）



羽田空港 HP より

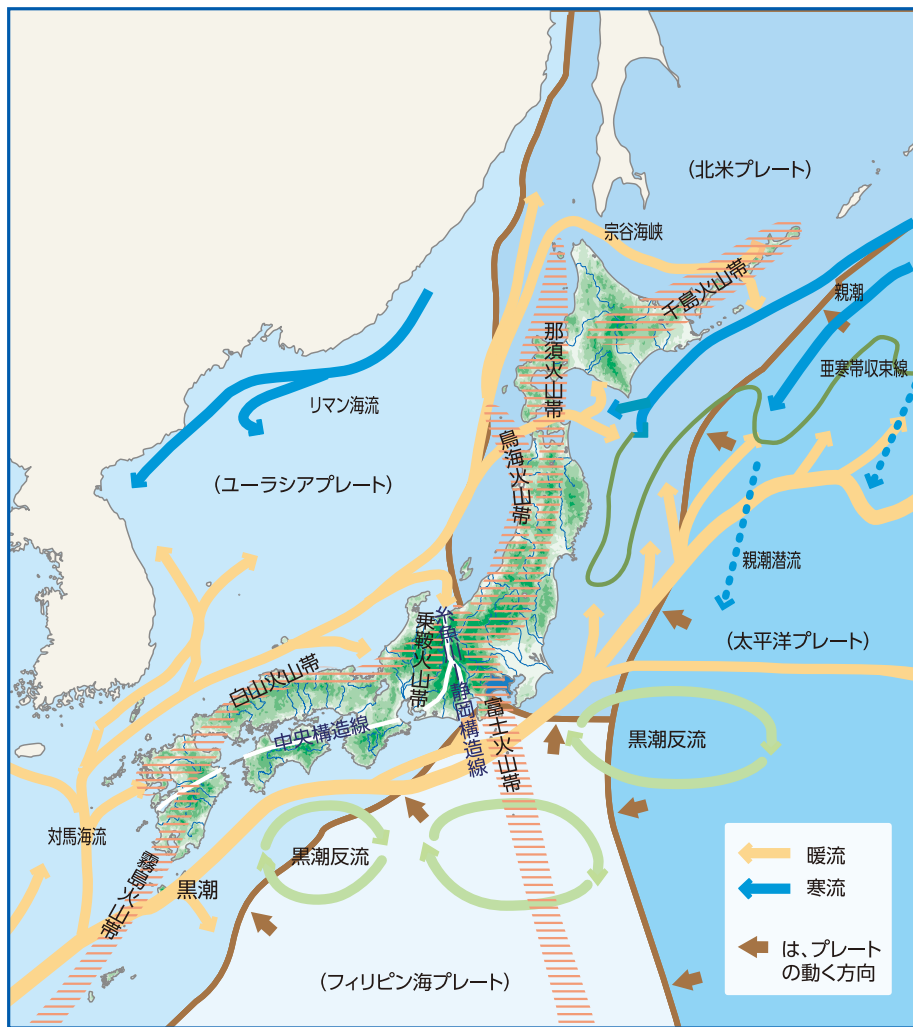
## 日本の地勢と海流

日本は国土の約73%を山地が占め、また、いくつもの火山帯が走る島国であり、四方を海に囲まれています。太平洋側に流れる親潮(寒流)と黒潮(暖流)は、亜寒帯収束線でぶつかり、潮目となっています。また、神奈川県はユーラシアプレート\*、北米プレート、太平洋プレート、フィリピン海プレートがぶつかりあう境界域にもあたります。

\*プレート…プレートとは地球上の全表面にすき間無く敷き詰められている厚さ数十kmほどの岩盤を指します。プレートは、各々異なる方向に、年間数cm程度の早さで相対的に移動しており、それぞれのプレート境界では、プレートが離れ合ったり、近づき合ったりしています。近づき合うプレートの境界では、プレート同士が押し合ってヒマラヤのような巨大な山脈を形成するか、あるいは一方のプレートが他方のプレートの下に沈み込みます。この沈み込むところに沿って、海溝などの巨大な溝状の地形が形成されます。

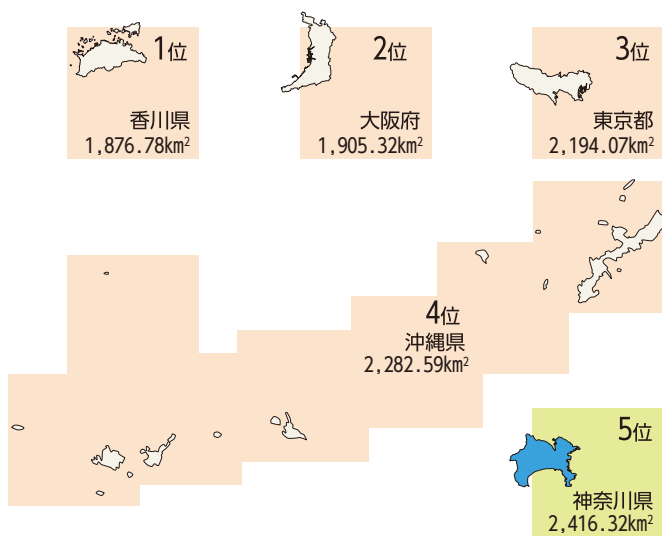
参考・引用文献：

「日本の地震活動」平成9年10月  
財団法人地震予知総合研究振興会地震調査研究センター



図説かながわのまち解体新書 1999年(神奈川県都市政策課)、改訂地学図解(第一学習社)より

## 面積が小さい都道府県

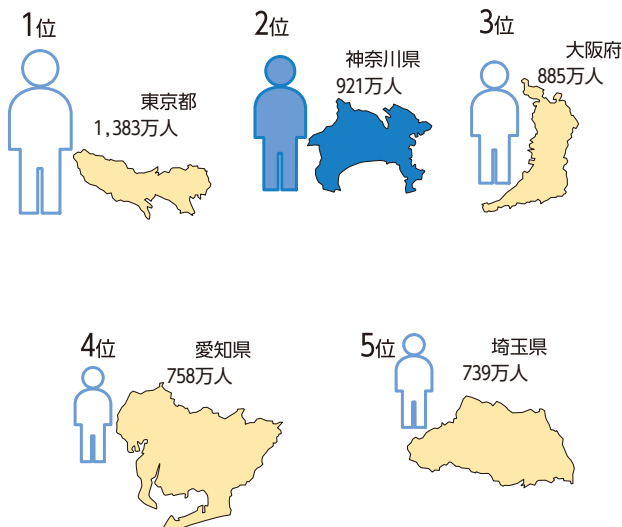


\*境界未定のある都県については、参考値を使用しています。

全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)より

## 人口の多い都道府県

2020(令和2)年1月1日



令和2年1月1日住民基本台帳人口・世帯数(総務省政府統計の総合窓口)より



# 02 地形と水系

神奈川県は、地形からみると大きく三つの地域に分けることができます。まず、県内で1番高い蛭ヶ岳をはじめ標高1,500m前後の山々が連なる丹沢山地や三重式火山で知られる箱根火山が特徴の西部山岳地域、次に多摩丘陵と三浦半島からなる東部丘陵地域、そして相模川を中心に両岸に広がる平坦な段丘と低地からなる中央地域です。地層をみると、県の西部と東部ではできた時代や構造に違いがあり、県西部は約7000万～3000万年前に堆積した小仏層群や相模湖層群が、陣馬山、相模湖、津久井湖にかけて露出しています。一方、県東部には三浦半島の中央に約1500万年前に堆積した葉山層群が分布しており、その一部を、保水性の高い関東ローム層が覆っています。

河川沿いには沖積層が形成されており、現在の地形は、数千万年にわたる様々な変遷を経て造り出されました。

水系をみると、東京都との県境には多摩川、県の中央部には相模川、西部には酒匂川が流れ、その周りには広い平野ができています。中でも相模川、酒匂川は重要な水源として、水道用水、工業用水、発電用水、農業用水など、地域の生活、産業、経済を支えるために利用されています。

また、豊かな水資源の一つである湧水は、生活用水として使われる以外にも観光の名所となったり、公園としても親しまれています。さらに、箱根や湯河原などでは温泉が出ることでも有名です。

## 神奈川県の地形

### ■主な山(海からの高さ)

	標高
蛭ヶ岳	1,673m
大室山	1,587m
丹沢山	1,567m
塔ヶ岳	1,491m
神山	1,438m
菰釣山	1,379m
大山	1,252m

日本の山岳標高一覧  
— 1003山— 国土地理院



令和元年版「わたしたちの神奈川県」(神奈川県 総合政策課)より

## 神奈川県の水系

### ■主な川

	県内を流れる長さ
相模川	55.6km
境川	52.1km
中津川	32.8km
鶴見川	32.0km
多摩川	28.4km
酒匂川	27.2km
道志川	21.7km

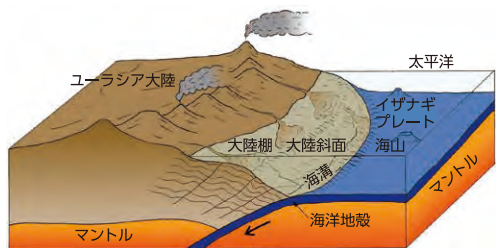
### ■主な湖

	面積
芦ノ湖	6.9km <sup>2</sup>
宮ヶ瀬湖	4.6km <sup>2</sup>
相模湖	3.3km <sup>2</sup>
津久井湖	2.5km <sup>2</sup>
丹沢湖	2.2km <sup>2</sup>

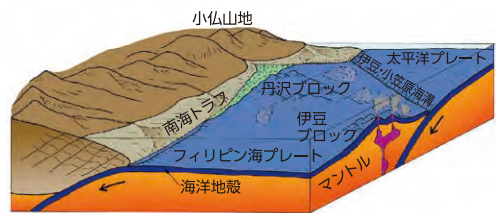


令和元年版「わたしたちの神奈川県」(神奈川県 総合政策課)より

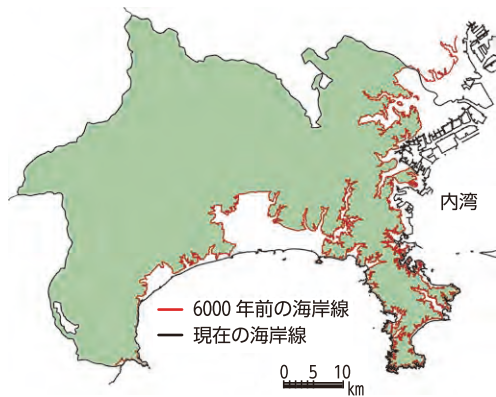
# 神奈川の大地の成り立ち



神奈川県内で最も古い地層（1億年～3,000万年前）は、相模湖や津久井湖の付近にある小仏山地をつくる地層です。このころ、日本海はまだなく、日本はユーラシア大陸の縁に位置していました。この地層は、大陸から流されてきた砂や泥、礫が大陸棚や大陸斜面に堆積し、さらに海底地すべりによって海溝に堆積してできたものです。



2,000万年前頃から大陸の一部が分裂をはじめ、日本海が拡大しました。伊豆・小笠原弧では1,700万～1,100万年頃に活発な海底火山活動が続き、丹沢が南の海の火山島として誕生しました。丹沢はプレートに乗って北へ移動して、500万年前には本州へ衝突し、後に続いて北上・衝突してきた伊豆に押されて隆起し、丹沢山地となりました。



100万年前頃から、氷期と間氷期の繰り返しによる海面の上下変動が起こって、神奈川の大地も陸地になったり海に沈んだりしました。また、湯河原火山、箱根火山などの火山が活発に活動し、神奈川県の大地は火山灰層で覆われました。6,000年前は現在よりも暖かく、海面は現在に比べて2～3m上がり、広い内湾が形成されました。その後、海面の低下と地盤の隆起活動によって内湾が陸化し、平野や低地が形成されて現在の海岸線となりました。

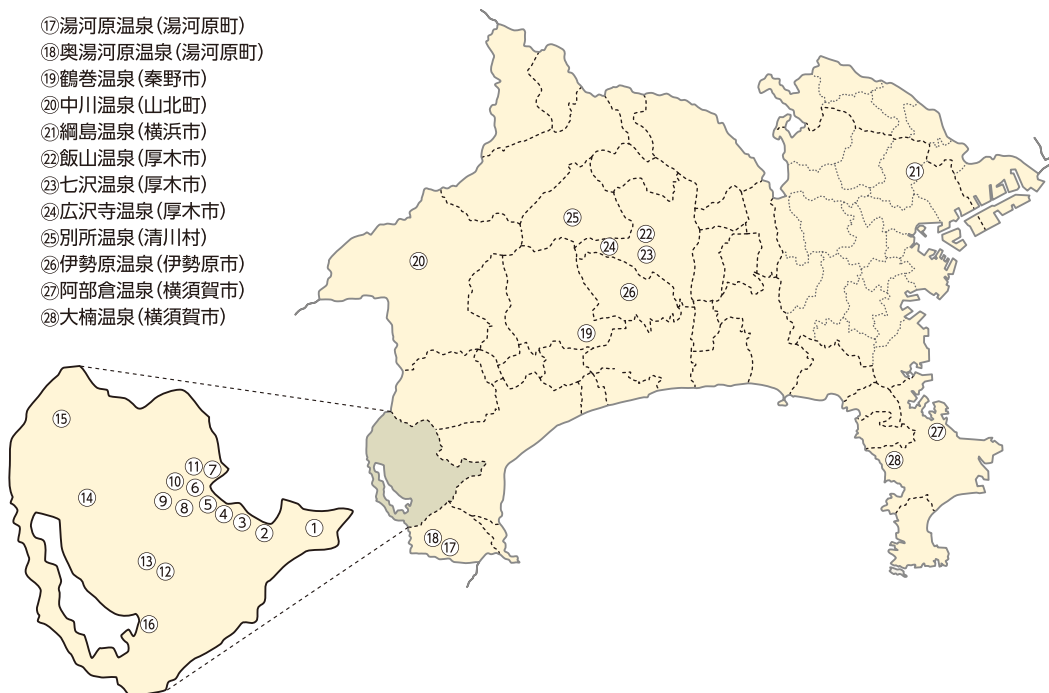
神奈川の自然図鑑 1 岩石・鉱物・地層（神奈川県立生命の星・地球博物館）、企画展ワークテキスト「+2℃の世界～縄文時代に見る地球温暖化～」（神奈川県立生命の星・地球博物館）より

# 温泉

## ●温泉

- ① 湯本温泉 (箱根町)
- ② 塔ノ沢温泉 (箱根町)
- ③ 大平台温泉 (箱根町)
- ④ 堂ヶ島温泉 (箱根町)
- ⑤ 宮ノ下温泉 (箱根町)
- ⑥ 底倉温泉 (箱根町)
- ⑦ 木質温泉 (箱根町)
- ⑧ 小涌谷温泉 (箱根町)
- ⑨ 二ノ平温泉 (箱根町)
- ⑩ 強羅温泉 (箱根町)
- ⑪ 宮城野温泉 (箱根町)
- ⑫ 芦之湯温泉 (箱根町)
- ⑬ 湯ノ花沢温泉 (箱根町)
- ⑭ 姥子温泉 (箱根町)
- ⑮ 仙石原温泉 (箱根町)
- ⑯ 芦ノ湖温泉 (箱根町)

- ⑰ 湯河原温泉 (湯河原町)
- ⑱ 奥湯河原温泉 (湯河原町)
- ⑲ 鶴巻温泉 (秦野市)
- ⑳ 中川温泉 (山北町)
- ㉑ 綱島温泉 (横浜市)
- ㉒ 飯山温泉 (厚木市)
- ㉓ 七沢温泉 (厚木市)
- ㉔ 広沢寺温泉 (厚木市)
- ㉕ 別所温泉 (清川村)
- ㉖ 伊勢原温泉 (伊勢原市)
- ㉗ 阿部倉温泉 (横須賀市)
- ㉘ 大楠温泉 (横須賀市)



温泉地学研究所 HP より

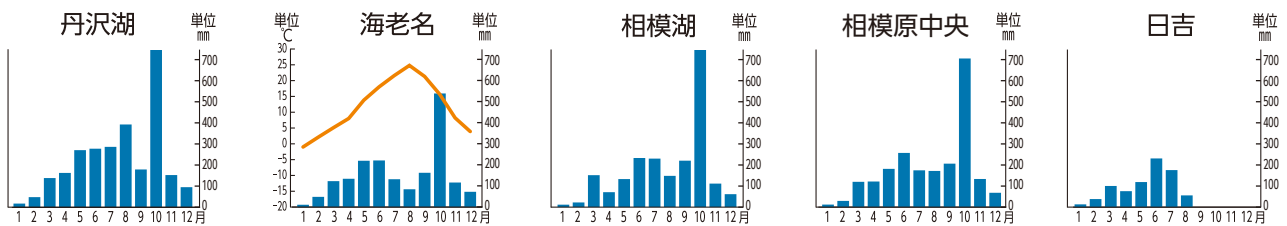
# 03 温暖な気候

神奈川県は丹沢や箱根の山々が北西の風を防ぎ、また太平洋に面して、黒潮の影響を受けているため、全県を通じて温暖で雨量の多い気候となっています。冬は晴天乾燥、夏は高温多湿の日が多い太平洋側気候で、2019（平成 31・令和元）年の年平均

気温は 16.9℃、最高気温は 35.6℃、最低気温は -0.2℃でした（横浜地方气象台）。また、同年の年降水量は 1,937.0mm（横浜地方气象台）で、降水量の分布では、西部地域が高く、箱根では横浜の約 2.4 倍になっています。

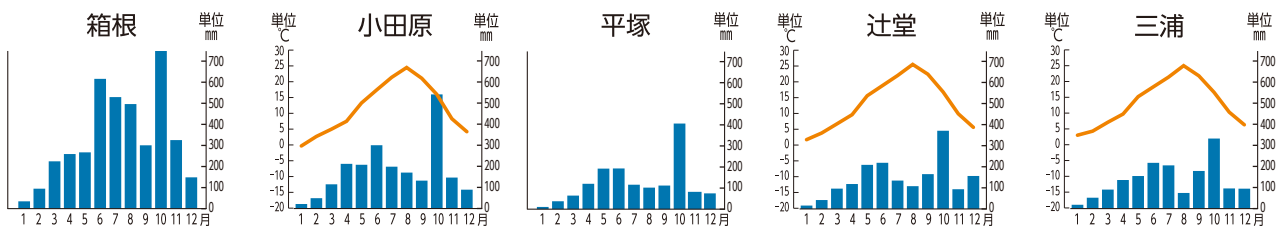
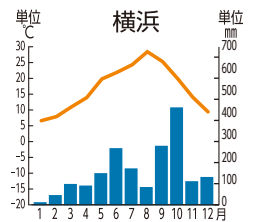
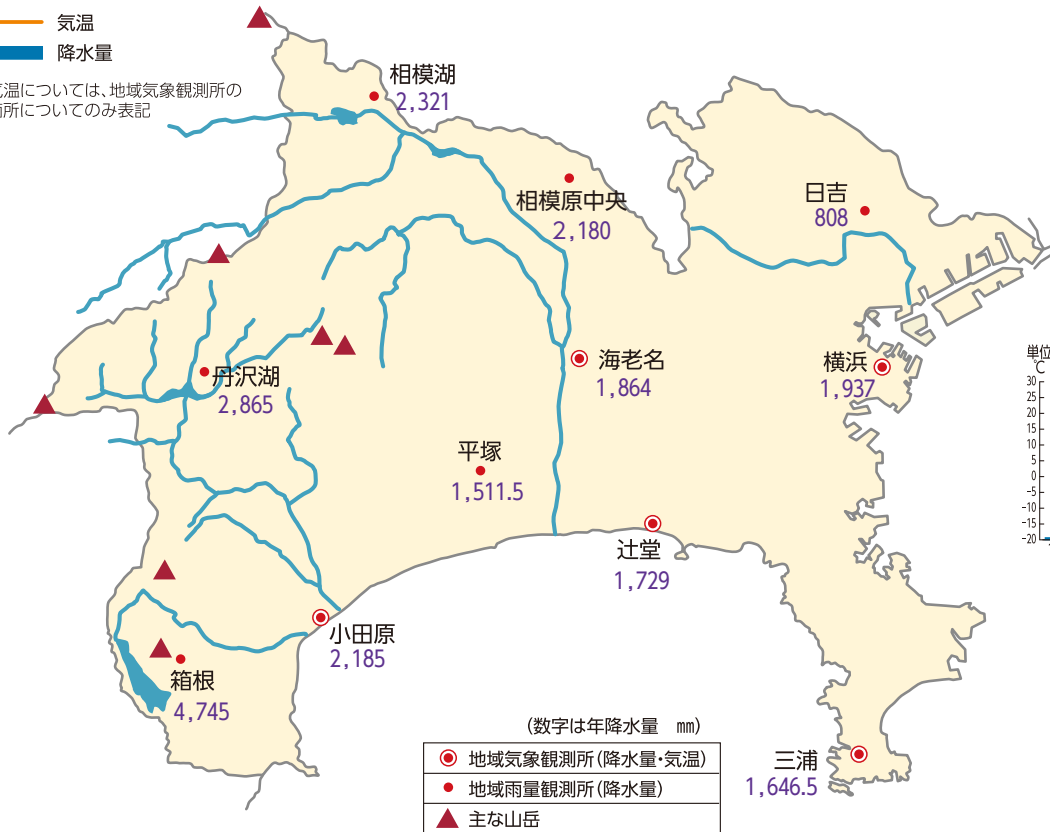
## 各地の平均気温と降水量

2019(平成31・令和元)年1月～12月現在



— 気温  
— 降水量

\*気温については、地域気象観測所の箇所についてのみ表記



各地の平均気温と降水量（気象庁統計資料）より



# 04 かながわの歩み

神奈川には原始（先土器時代）から相模原台地を中心に人々が住み始め、源頼朝が鎌倉に幕府を開いた鎌倉時代には、日本の中心地となりました。この時に鎌倉では鶴岡八幡宮を中心に若宮大路などの道が整えられ、多くの寺社も建てられました。江戸時代には、東海道などの現在の交通網の骨格となる道なども生まれ、街道の拠点となる宿場町は、物資の輸送や旅人同士の交流の拠点となりました。東海道には、県内では九つの宿場が設けられ、また藤沢遊行寺や江の島など、その沿道にある信仰の地や行楽の場への往来でにぎわいました。

幕末には、横浜は「開港場」となり、関内地区に

整然と外国人居留地が置かれ、公園や並木道（現日本大通り）が整備されました。これが、西洋の近代的都市計画の考え方を導入した日本の近代都市計画の始まりでした。こうしたことからいろいろなものが輸入され、このうち、アイスクリームやビール、テニス、鉄橋、鉄道などは横浜が発祥の地となっています。現在のみなとみらい地区（横浜市）の日本丸メモリアルパークから新港地区へ向かう遊歩道（汽車道）は、かつて物資輸送に使われた臨港鉄道の遺構を保存・活用したものです。その後、震災や戦災という、2度にわたる壊滅的な打撃を受けましたが、これを復興のエネルギーに変え、都市づくりは進みました。

## 神奈川県歴史

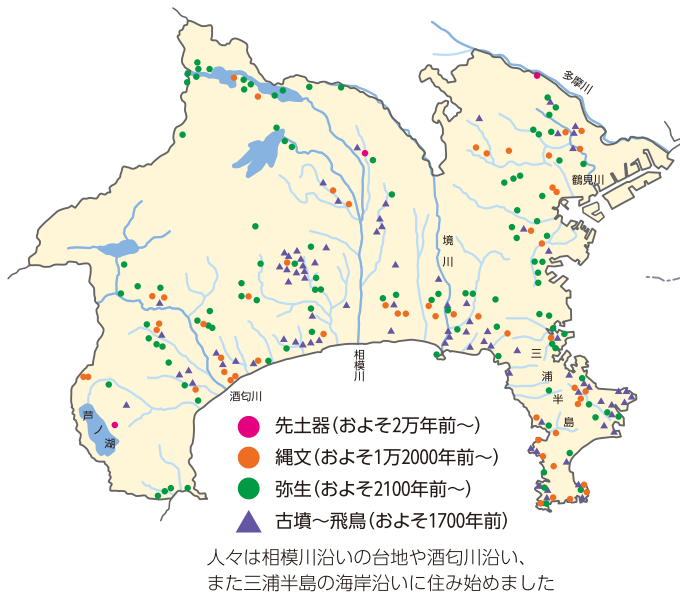
時代	年代	主な出来事
原始	3万年前	相模野台地に人々が住み始める
	2万年前	県内の各地に人々が住み始める
古代	645 大化 1	☆大化の改新
	716 霊亀 2	相模の国ができる
	794 延暦 13	☆京都に都がおかれる（平安京）
鎌倉・江戸	1192 建久 3	☆源頼朝が征夷大将軍になる
		☆源頼朝が鎌倉に幕府をひらく
	1264 文永 1	鎌倉の大仏完成
	1333 元弘 3	☆鎌倉幕府が滅びる
	1338 暦応 1	☆足利尊氏が京都に幕府をひらく（室町幕府）
	1467 応仁 1	☆応仁の乱
	1495 明応 4	北条早雲、大森氏の小田原城をうぼう
	1543 天文 12	☆鉄砲が伝わる
	1590 天正 18	豊臣秀吉、小田原城を攻め北条氏がほろぶ
	1600 慶長 5	☆関ヶ原の戦い
	1603 慶長 8	☆徳川家康が江戸に幕府をひらく（江戸幕府）
	1619 元和 5	箱根に関所が設けられる
	1667 寛文 7	横浜に吉田新田が完成
	1853 嘉永 6	☆ペリーが浦賀に来航
	1854 安政 1	☆日米和親条約（神奈川条約）が結ばれる
	1858 安政 5	☆日米修好通商条約が結ばれる
1859 安政 6	☆神奈川の港が開かれる	
1867 慶応 3	☆大政奉還	
明治	1868 明治 1	☆明治維新 江戸が東京になる
	1869 明治 2	横浜の埋立がさかんに行われる（1869～1875）
	1871 明治 4	廃藩置県により、小田原、荻野山中、韮山、六浦、神奈川の5県が設置される
	1872 明治 5	☆新橋・横浜間に鉄道が開通
	1876 明治 9	今の神奈川県ができる
	1889 明治 22	☆大日本帝国憲法発布 東海道線、横須賀線が開通 横浜が市になる
	1894 明治 27	☆日清戦争がはじまる
	1902 明治 35	江ノ島電気鉄道が開通
	1904 明治 37	☆日露戦争がはじまる
	1908 明治 41	横浜鉄道（現横浜線）が開通

☆印は社会の大きなできごと、無印は神奈川県内のできごと・主な鉄道の開通

時代	年代	主な出来事
大正	1913 大正 2	浅野総一郎などが川崎の海岸の埋立をはじめ
	1914 大正 3	☆第一次世界大戦が始まる（～1918）
	1921 大正 10	相模鉄道が開通
	1923 大正 12	☆関東大震災
	1925 大正 14	☆普通選挙法ができる
	1926 大正 15	東京横浜電鉄（現東横線）が開通
昭和	1927 昭和 2	南武鉄道（現南武線）、小田原急行鉄道（現小田急線）が開通
	1941 昭和 16	☆太平洋戦争がはじまる
	1945 昭和 20	横浜が空襲を受ける
		☆第二次世界大戦が終わる
	1946 昭和 21	☆日本国憲法が公布される
	1956 昭和 31	☆国際連合に加入
	1964 昭和 39	☆東京オリンピックが開かれる
	1969 昭和 44	東海道線新幹線が開通 東名高速道路が全線開通
平成	1989 平成 1	横浜博覧会が開催される
		横浜ベイブリッジ開通
	1990 平成 2	サーフ'90が開催される
	1998 平成 10	かながわ・ゆめ国体が開催される
	2004 平成 16	みなとみらい線が開通
	2010 平成 22	相模原市が政令指定都市になる
		☆東日本大震災
	2012 平成 24	「かながわブランドデザイン」策定 神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）着工
	2013 平成 25	横浜新都市交通、横浜シーサイドラインと改称
	2014 平成 26	リニア中央新幹線 品川駅、名古屋駅にて準備工事着手
2016 平成 28	南武支線「小田栄」駅開業	
2018 平成 30	小田急電鉄小田原線 代々木上原～登戸間複々線全面使用開始	
2019 平成 31	金沢シーサイドライン 金沢八景暫定駅～金沢八景間単線開業	
令和	2020 令和 2	東京急行電鉄が東急電鉄に名称変更 神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線）開業

わたしたちの神奈川県 令和元年版（神奈川県 総合政策課）  
令和元年度版 神奈川県交通関係資料集（神奈川県 交通企画課）より

## 人の暮らし、まちのはじまり



神奈川県史(神奈川県)、図説かながわのまち解体新書 1999年(神奈川県 都市政策課) 他より

## 近世交通図



神奈川の東海道(上)(神奈川県東海道ルネッサンス推進協議会)より

## 鎌倉のまちとみち

源頼朝が鎌倉に入るとまずとりかかったのが道路の整備です。都市を構成するうえで重要な要素となる道路ですが、鎌倉時代の道路整備は、防備とともに物資と人の流入のために行われました。鎌倉への出入口は、山を削り通って作られた「切り通し」であり、極楽寺坂、大仏、化粧坂、亀谷坂、巨福呂坂、朝比奈、名越の七つが整備され、「七切り通し」または「七口」と呼ばれています。切り通し付近には、外側左右の山腹を垂直に削って登りにくくした切り岸や、山腹をひな壇状に削って陣地とした平地が現在も残っています。三方の山並を城壁とする城塞都市・鎌倉の特徴といえます。

### 鎌倉道

鎌倉幕府開府以後、各地から鎌倉に向かった中世古道を総称して鎌倉街道といいます。上ノ道(西の道)、中ノ道、下ノ道(東の道)の三街道、また六浦路、三浦道などがあり、これらは鎌倉を中心に放射線状に広がっていました。

- 上ノ道…信濃、上野方面から武蔵府中を経て境川沿いに南下して化粧坂に至ります。頼朝による鎌倉建設の道であるとともに、新田義貞によって攻められた鎌倉陥落の道でもあります。武相武士がもっとも多く往来した道です。
- 中ノ道…武蔵府中の是政渡しから下流の二子渡しにかけての渡河点で多摩川を渡り、多摩丘陵を越えて鶴ヶ峰に集まり二俣川を経て下ノ道に合流します。現在も世田谷の代田、若林、弦巻、用賀に鎌倉道という伝承が残っています。
- 下ノ道…江戸方面から東京湾岸の台地上を進み、鶴見、保土谷、弘明寺を経て亀谷坂または巨福呂坂に達します。室町時代には往返が多くなりました。
- 六浦路…房総方面から東京湾を渡り、金沢から朝比奈切り通しを越えます。交通上の重要な港、製塩の地、戦路上の用地、土民慰安の地として重要な地理的条件を備えていました。
- 三浦道…三浦方面から名越坂または小坪坂に向かいます。

かながわの古道(神奈川合同出版)、神奈川県史(神奈川県)より

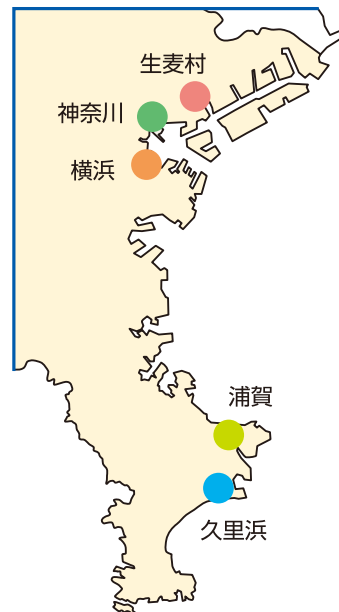
### 大道(近世の道)

関東一円から相模国・大山阿夫利神社(現:伊勢原市)へ向かう参道です(江戸時代)。かつて大山信仰が隆盛を極めていた頃は、関東の道はすべて大山に通じると言われ、東北・東海地方へと広がっていました。これらの道は、信仰の道であるとともに地域の生活道でもあり、その道筋は時代により変わっていきました。大道には大山講などに献納された石灯ろうや不動尊蔵が建てられており、台座などに刻まれた道しるべが人々を導いています。現在では国道246号等に引き継がれ、主要幹線道路として重要な役割を果たしています。



かながわの古道(神奈川合同出版)より

## 開港の歴史



- 1837(天保6年) 米船モリソン号浦賀沖に到着
- 1853(嘉永6年) ペリー、浦賀に来航
- 1853(嘉永6年) ペリーが久里浜に上陸し、米大統領フィルモアの親書を渡す。
- 1854(嘉永7年) ペリー再来航。横浜に上陸
- 1854(安政元年) 日米和親条約
- 1858(安政5年) 日米修好通商条約
- 1859(安政6年) 日米修好条約により横浜港開港
- 1862(文久2年) 外国商人リチャードソンら、島津久光の家臣等に殺傷される(生麦事件)。

図説かながわのまち解体新書 1999年(神奈川県 都市政策課)より

# 05 都市形成史

## 1 鉄道の発達と都市形成

近代の市街地の形成に、民間の宅地開発は大きな役割を果たしてきました。大正末期、私鉄による鉄道の敷設が盛んになり、横浜の郊外には、住宅地が拡大していきました。これは、鉄道資本が鉄道路線の開業と沿線の開発をセットで進めたことによるもので、今日の神奈川県各市街地イメージの代表である鉄道沿線の丘陵部の良好な市街地の原点は、この時にできあがりました。

たとえば東急電鉄は日吉台・綱島・菊名・白楽などに住宅地を造成し、昼間の利用者を増やすために、沿線に大学やレクリエーション施設を誘致したり、小田急電鉄は現在の中央林間・南林間に野球場、テニスコートなどを整備しました。また、箱根・湯河原の一带は観光地・温泉地として発展しました。葉山から大磯にかけての湘南海岸一帯は明治期より別荘地や海水浴場として注目され、東海道線や湘南海岸公園道路（現国道134号）の開通によって、ますます開発が進みました。

### 鉄道網の形成過程



— 国鉄  
— 私鉄  
— 地下鉄

1889(明治22年)

明治5年に東海道線新橋～横浜間が開通



1905(明治38年)

京浜電気鉄道の川崎～神奈川間の開通により、東京～横浜間が全線開通



1917(大正6年)

明治41年に東神奈川～八王子を結ぶ横浜線が開通



1926(大正15年)

大正10年に相模鉄道が開通

1935(昭和10年)

昭和2年に小田急線・南武線が開通。昭和5年に湘南電気鉄道が開通

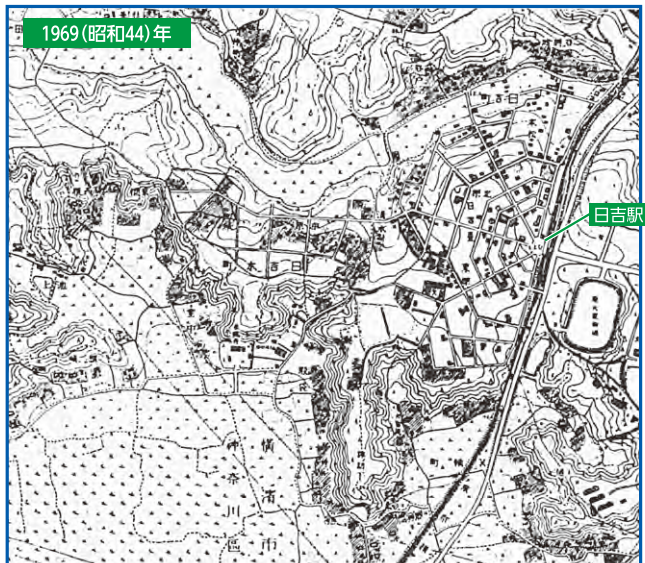


小田急五十年史（小田急電鉄株式会社）より



## 民間宅地開発

### 日吉台



分譲地は丘陵部にあり、道路が放射線状に整備されていることがわかります。



分譲地周辺の市街地は街路形状が不整形になっています。

神奈川県都市政策史料 第1、2集（神奈川県 都市政策課）より

### 中央林間・南林間



この地区の計画の特徴は、①駅前広場を設けている ②駅周辺は商業地区とし、区画も小さい ③駅を中心に斜めの道路を配置している ④住区を構成する考え方は存在しない ⑤公共施設用地としては、中央林間では中央公園が予定され、一種のシビックセンターとしている（公園は実現しない） ⑥敷地割は中央林間1街区1,440坪から2,400坪であることです。



ミニ開発が進み斜めの道路は分がりにくくなりました。

神奈川県都市政策史料 第1、2集（神奈川県 都市政策課）より



## 2 震災・戦災からの復興

1923(大正12)年9月1日、震度6、マグニチュード7.9の大地震が関東地方を襲いました。その被害は、東京府(現在の東京都)や神奈川県を中心に1府8県に及び、死者行方不明者14万人余、家屋の全壊と半壊が各13万戸弱、全半焼が45万戸弱という大きなものでした。

県内では、全世帯の86%にあたる23万7,338世帯が被災し、横浜に次いで小田原、横須賀、鎌倉、平塚などで大きな被害を受けました。一方で、この震災以後の復興事業によって街路が新設・拡幅されるなど横浜の市街地は一新されました。

昭和に入り、相模原台地上の畑地であった県央地

区に軍事施設・軍需工場が集積し始めました。横須賀、相模原、大和では、「新興工業都市」としての大規模な県営区画整理が実施されましたが、これは日本初のニュータウン建設計画でした。

1941(昭和16)年12月8日に始まった太平洋戦争で、日本の主要都市は破壊され、大きな被害を受けました。1946(昭和21)年に制定された特別都市計画法により、横浜、川崎、平塚、小田原の各市が「戦災都市」の指定を受け、戦災復興事業として土地区画整理事業などが進められました。このように、震災・戦災の復興から都市の骨格が生まれてきました。

### 写真で見る関東大震災、被災状況



山津波の被害を受けた  
大山町(伊勢原市)



建物19棟が全壊した富士  
瓦斯紡績川崎工場(川崎市)



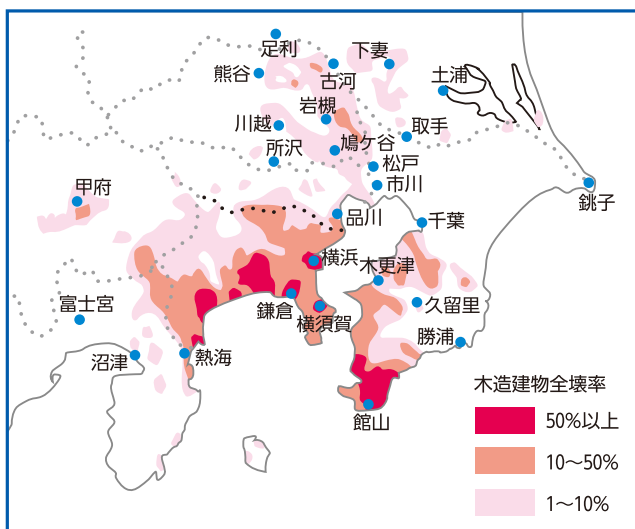
倒壊した遊行寺  
(藤沢市)



箱根宮ノ下富士屋ホテル前  
炊き出し(箱根町)

写真提供：神奈川県立歴史博物館

### 関東大震災による木造家屋全壊率



日本の地震活動(財団法人地震予知総合研究振興会地震調査研究センター)より

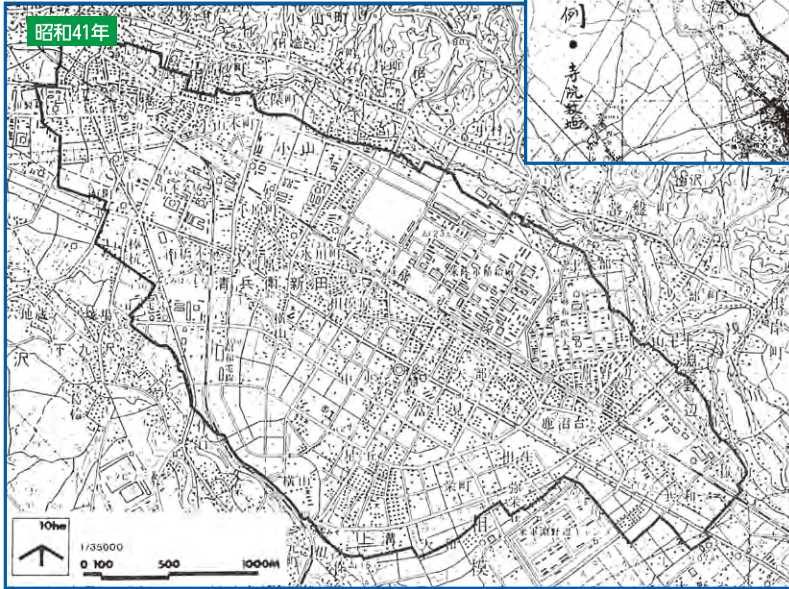
### 川崎町火災跡地の区画整理



図説アーバン神奈川1988年(神奈川県都市政策課)より



## 相模原軍都区画整理事業

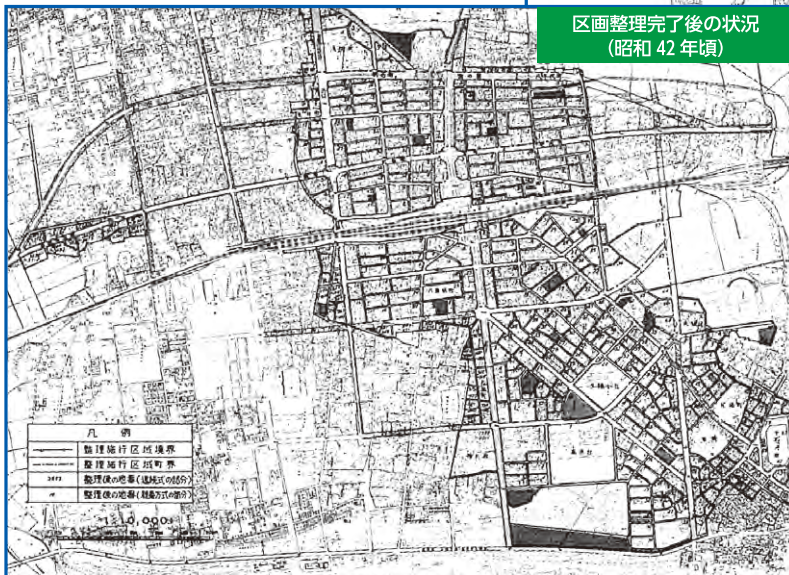


軍需産業が急速に成長し、郊外地・農村部に大規模工場が進出した結果、国庫補助を受けて「新興工業都市」としての土地区画整理事業が実施されました。

駅前を中心に街区が整備されています。

図説かながわの県土 1984年(神奈川県 都市政策課)より

## 平塚の戦災復興事業



雑然とした市街地が広がっていました。

まちの東西を走る国道、そして駅を起点に整然と街区がはりめぐらされています。

図説アーバン神奈川 1984年(神奈川県 都市政策課)より



### ③ 高度経済成長による人口集中とその後

東京湾臨海部の埋立は、県内では大正期に始まり、以後、京浜工業地帯として神奈川県の大きな役割を果たしてきました。しかし、高度経済成長期には大気汚染などによる公害問題も生じ、国や県、市でも公害対策に取り組みました。

また、この時期、急激に増加する人口に対応するため、県住宅供給公社や住宅公団によって住宅団地が次々と建設され、民間事業者による宅地開発も進みました。風致景観をおびやかす山林の開発をきっかけに古都保存法\*1 も誕生しました。1957（昭和32）年には藤沢市がマスタープラン（藤沢総合都市計画）を策定。市主導で区画整理を開始し、北部工

業開発や湘南ライフタウンなどの宅地開発が実施されました。

急激な人口増加と住宅立地の弊害から、宅地開発指導要綱\*2 の必要性や、アメニティ（快適環境）空間の重要性が求められるようになり、近年の宅地開発では、緑地率を高めたり、建築協定や地区計画により植栽や壁面後退の規定を設けるなど、質の高い開発事例も増えてきています。

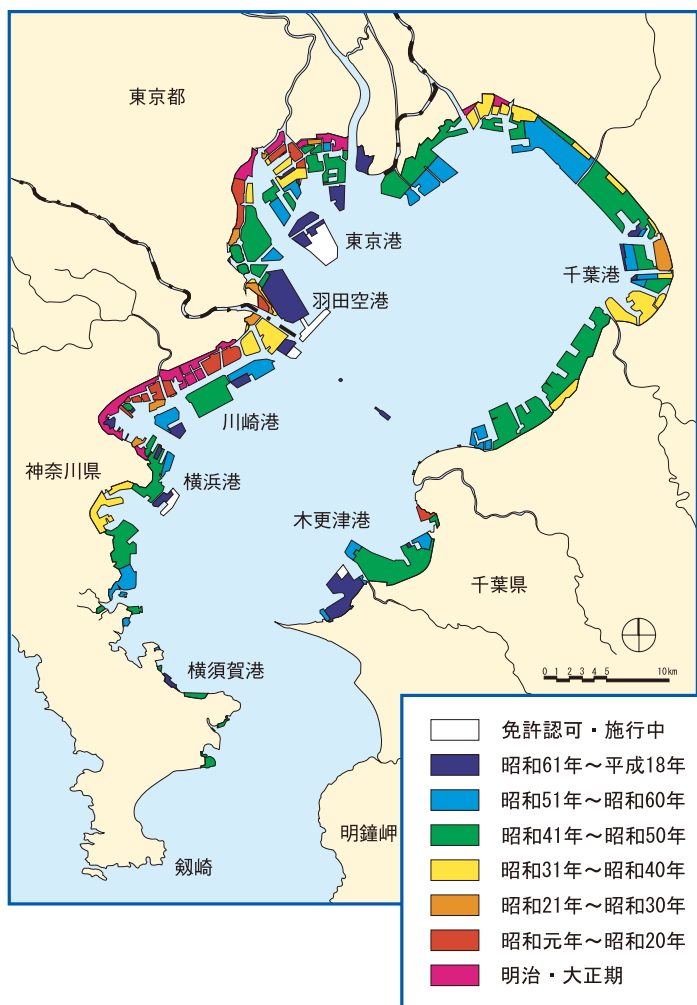
\*1 古都保存法…鎌倉市には山林を切り開く宅地開発が集中し、鶴岡八幡宮の裏山一体「御谷」は、住民・市民の必死の働きかけにより開発をまぬがれ、1966（昭和41）年に古都保存法が策定されるきっかけとなりました。

\*2 宅地開発指導要綱…宅地開発やマンション建設を行う業者などに対して、公園や学校などの公共施設を整備すること等を定めた市町村の要綱。

#### 京浜工業地帯埋立事業の歴史

1913（大正2）年から六郷川と鶴見川下流域の海岸578haが民間会社によって埋立てられました。ここが、県内で最も歴史の古い京浜工業地帯です。京浜運河開設とともに、この造成は大正から昭和の初期にかけて急速に進められました。1932（昭和7）年には、神奈川県が独自に鶴見川の改修とその周辺の埋立事業を起し約13万6,000坪を造成。横浜市も1928（昭和3）年に生麦の海岸の埋立を計画、1936（昭和11）年には61万9,000坪を造成しました。官民の協力による完成でした。

#### 東京湾の埋立の推移



首都圏白書 平成19年度（国土交通省）より

#### 高度経済成長をめぐる主な出来事

- 1950（昭和25）年 **港湾法**  
朝鮮特需景気
- 1951（昭和26）年 県、事業所公害防止条例
- 1956（昭和31）年 **首都圏整備法**  
神武景気（昭和30年～32年頃）  
なべ底不況（昭和32年～33年頃）
- 1958（昭和33）年 **工場排水等規制法**
- 1959（昭和34）年 **工業等制限法**  
岩戸景気（昭和33年～36年頃）
- 1960（昭和35）年 川崎市、公害防止条例
- 1961（昭和36）年 国民所得倍増計画が決定
- 1962（昭和37）年 **災害対策基本法**  
全国総合開発計画
- 1964（昭和39）年 県、公害防止条例  
東京オリンピック  
いざなぎ景気（昭和40年～45年頃）
- 1967（昭和42）年 **公害対策基本法**
- 1968（昭和43）年 **大気汚染防止法・騒音規制法**
- 1970（昭和45）年 川崎で光化学スモッグ発生
- 1971（昭和46）年 ニクソン・ショック
- 1972（昭和47）年 **工業再配置促進法**  
川崎市市区制施行
- 1973（昭和48）年 第一次石油ショック
- 1974（昭和49）年 工場立地法改正
- 1977（昭和52）年 川崎市、環境影響評価に関する条例  
県、石油コンビナート等防災計画
- 1979（昭和54）年 第二次石油ショック

赤字は、臨海工業地帯に関連する法律をさします。

図説かながわのまち解体新書 2006年（神奈川県 都市計画課）より

## 高度経済成長期の開発

### ■ 藤沢市のマスタープラン(総合都市計画) 1957(昭和32)年



広報ふじさわに  
掲載された計画



北部工業開発

図説アーバン神奈川 1988年(神奈川県 都市政策課)より

### ■ 西鎌倉・片瀬山開発(鎌倉市・藤沢市) 1970(昭和45)年



宅地開発の進んだ鎌倉一帯の丘陵。古都の風致景観保存問題が発生しました。

図説アーバン神奈川 1988年(神奈川県 都市政策課)より

### ■ 汐見台団地(横浜市) 1971(昭和46)年



県住宅供給公社により造成された大規模団地。72.7ha

図説アーバン神奈川 1988年(神奈川県 都市政策課)より

## 近年の開発 (都市再生緊急整備地域における主な事例)

### ■ 横浜都心・臨海地域(横浜市)



商業・業務・文化芸術・居住の機能を備えた国際色豊かなまちづくりが行われています。

一般社団法人 横浜みなとみらい21 より

### ■ 相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域(相模原市)



商業・業務をはじめとした魅力とにぎわいのあるまちづくりが行われています。

相模原市より



# 06 県政の歴史

神奈川は、1871（明治4）年の廃藩置県の際には小田原・荻野山中・葦山・六浦・神奈川の5県に分かれていましたが、同年11月に神奈川県と足柄県に大別されました。この頃の人口は約10万6千人余りで、戸数は約4万9千戸でした。1876（明治9）年、足柄県の旧相模国全部が神奈川県に編入され、1893（明治26）年に南・北・西多摩の3郡が東京府に移され、現在の神奈川県領域となりました。

1888（明治21）年に市制町村制が制定されました。政府のねらいは、各町村を主体的に国を支える単位とすることにより国家行政の負担を地方に分担しようというものでした。1889（明治22）年の横浜に始まり、1947（昭和22）年の地方自治法、1953（昭和28）年の町村合併促進法により市町村の新設や編入合併が次々に行われ、法施行以前の8市7郡35町71村が、1978（昭和53）年11月に19市7郡17町1村となりました。2006（平成18）年3月20日には、津久井町と相模湖町が相模原市と、2007（平成19）年3月11日には、城山町と藤野町が相模原市と合併し、19市6郡13町1村となり今日に至っています。

## ■シルクロード

国道16号の八王子～横浜間は、「日本のシルクロード」と呼ばれる八王子街道が前身です。背後に絹の産地である群馬や長野を抱える八王子は桑都と呼ばれていました。日本各地から集められた生糸を横浜港に運ぶ要路として利用されていたのが八王子街道です。運ばれた生糸は横浜港からアメリカなどへ輸出されていました。

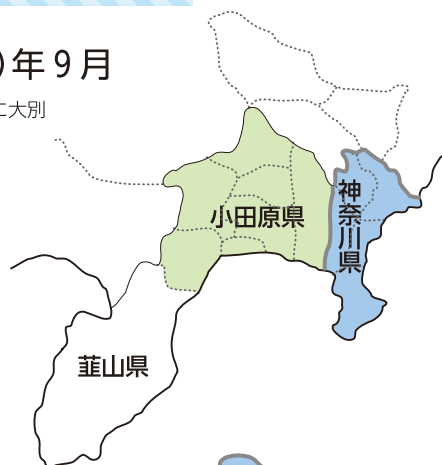


図説かながわのまち解体新書 1999年（神奈川県 都市政策課）より

## 神奈川県域変遷図

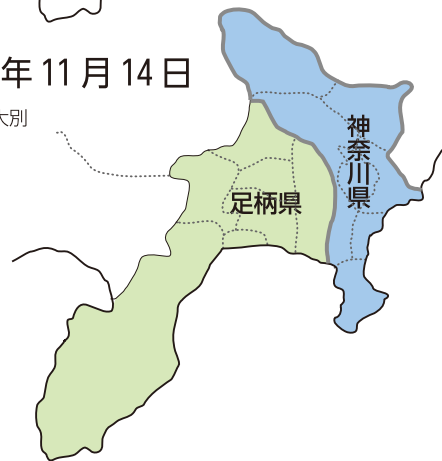
1871（明治4）年9月

小田原県と神奈川県に大別



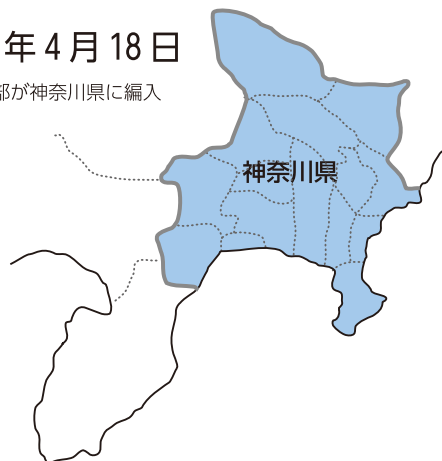
1871（明治4）年11月14日

足柄県と神奈川県に大別



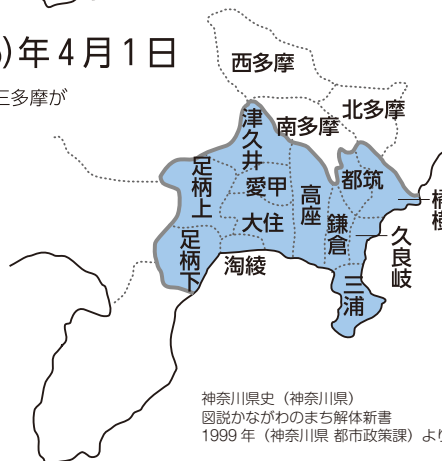
1876（明治9）年4月18日

足柄県の旧相模国全部が神奈川県に編入



1893（明治26）年4月1日

東京の水源地として三多摩が東京に移管。



神奈川県史（神奈川県）  
図説かながわのまち解体新書  
1999年（神奈川県 都市政策課）より

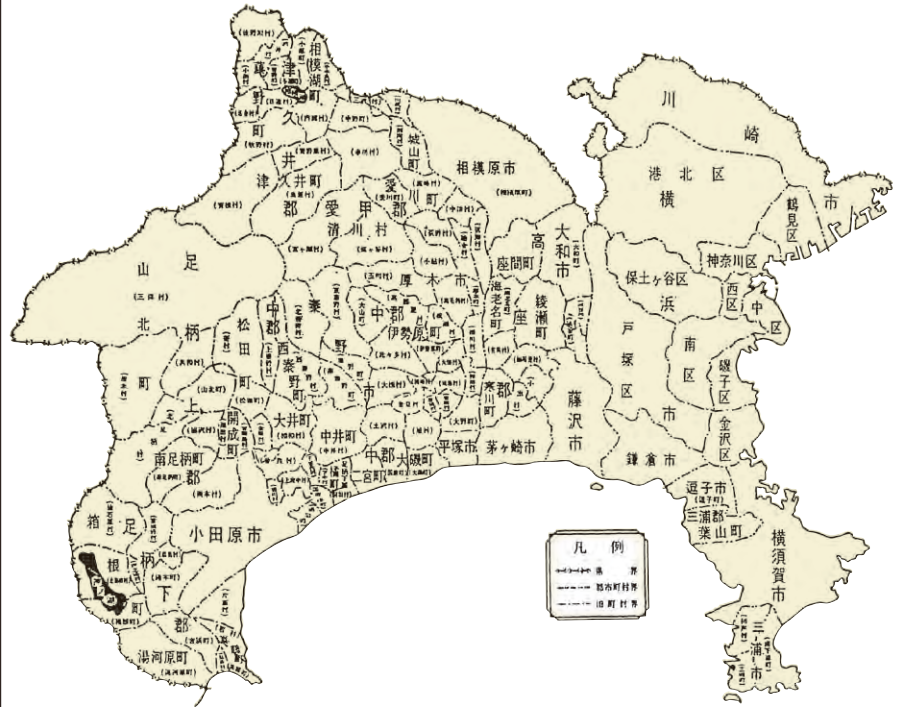


## 市制施行年

1888年 (明治21)	●市制町村制制定 「明治の大合併」 (明治21年~22年)	政令 指定都市
1889年 (明治22)	横浜市	
1907年 (明治40)	横須賀市	
1924年 (大正13)	川崎市	
1932年 (昭和7)	平塚市	
1939年 (昭和14)	鎌倉市	
1940年 (昭和15)	藤沢市	
	小田原市	
1947年 (昭和22)	●地方自治法施行	
	茅ヶ崎市	
1953年 (昭和28)	●町村合併促進法公布 「昭和の大合併」 (昭和28年~36年)	
1954年 (昭和29)	逗子市	
	相模原市	
1955年 (昭和30)	三浦市	
	厚木市	
	秦野市	
1956年 (昭和31)	横浜市	
1959年 (昭和34)	大和市	
1971年 (昭和46)	伊勢原市	
	座間市	
	海老名市	
1972年 (昭和47)	南足柄市	川崎市
1978年 (昭和53)	綾瀬市	
1999年 (平成11)	●市町村の合併の特例に関する法律公布 「平成の大合併」 (平成11年~22年)	
2010年 (平成22)	相模原市	

## 市町村合併図

1953(昭和 28)年10月1日から1959(昭和 34)年3月1日まで



神奈川県史(神奈川県)より

## 現在の市町村区画

2020(令和2)年9月1日まで



- 政令指定都市の要件(横浜・川崎・相模原)  
 人口50万人以上で政令で指定する市
- 中核市の要件(横須賀)  
 人口30万人以上で政令で定める市
- 特別市の要件(平塚・厚木・大和・小田原・茅ヶ崎)  
 人口20万人以上で政令で定める市

### 市の要件

- ①人口5万人以上(2005(平成17)年3月31日までに合併の場合4万人以上)
- ②中心市街地形成戸数が全戸数の6割以上
- ③商工業その他の都市的業態に従事する者及びその同一世帯に属する者の数が全人口の6割以上
- ④都道府県が条例で定める要件

# 07 その他

## 1 都市計画行政の歴史

西 暦	年 号	県の動き	国の動き
1968年	昭和43年		新都市計画法公布(1969(昭和44)年施行)、旧都市計画法廃止[都市計画決定権限を地方公共団体に移譲、区画分制度・開発許可制度の導入、住民参加規定等] 第2次首都圏基本計画策定
1969年	昭和44年		新全国総合開発計画策定 都市再開発法公布
1970年	昭和45年	当初線引き告示	建築基準法改正[集団規定の全面改定(用途地域の細分化、容積率規制、北側隣地斜線制限等)]
1973年	昭和48年	神奈川県新総合計画策定	都市緑地保全法公布(1974(昭和49)年施行)
1974年	昭和49年		国土利用計画法公布 生産緑地法公布 都市計画法、建築基準法改正[開発許可制度の非線引き区域への拡大]
1976年	昭和51年		第3次首都圏基本計画策定 建築基準法改正[日影規制制度]
1977年	昭和52年	第1回線引き見直し告示(横浜市、川崎市ほか11市町)	第三次全国総合開発計画策定
1978年	昭和53年	新神奈川計画(基本構想)策定 神奈川県国土利用計画策定	
1979年	昭和54年	第1回線引き見直し告示(平塚市、小田原市ほか4市町)	
1980年	昭和55年		都市計画法、建築基準法改正[地区計画制度の創設]
1983年	昭和58年	改定新神奈川計画(基本計画)を正式決定	
1984年	昭和59年	第2回線引き見直し告示	
1986年	昭和61年	かながわ都市マスタープラン策定 神奈川の交通マスタープラン策定	第4次首都圏基本計画策定
1987年	昭和62年	第二次新神奈川計画策定	第四次全国総合開発計画策定
1988年	昭和63年		都市再開発法、建築基準法改正[再開発地区計画の創設、集落地区計画等地区計画の拡充]
1989年	平成元年		土地基本法公布 道路法、都市計画法、建築基準法改正[道路内建築制限の緩和、立体道路にともなう地区計画の創設、集落地区計画等地区計画の拡充]
1990年	平成2年	第3回線引き見直し告示(横浜市以外)	都市計画法、建築基準法改正[住宅地高度利用地区、用途別容積型地区計画等の緩和型計画制度の創設]
1991年	平成3年	かながわ都市マスタープラン及び神奈川の交通マスタープラン改定	
1992年	平成4年	第3回線引き見直し告示(横浜市)	都市計画法、建築基準法改正[市町村マスタープランの創設、用途地域の細分化、開発許可基準の見直し]
1994年	平成6年		建築基準法改正[住宅地下室を容積率算定から除外]
1995年	平成7年		地方分権推進法公布(2002(平成14)年失効) 都市計画法、建築基準法改正[街並誘導型地区計画の創設、前面道路による容積率制限の変更、住宅系用途地域の道路斜線緩和]
1997年	平成9年	かながわ都市マスタープラン及びかながわ交通計画改定 かながわ新総合計画21策定 第4回線引き見直し告示	都市計画法、建築基準法改正[高層住居誘導地区の導入、共同住宅の廊下階段部分を容積率算定から除外]
1998年	平成10年		21世紀国土のグランドデザイン策定 「まちづくり三法」公布[中心市街地活性化法、大店立地法(2000(平成12)年施行)、都市計画法改正] 特定非営利活動促進法(NPO法)公布 市町村合併特例法公布 都市計画法、建築基準法改正[特別用途地区の法定類型を廃止し、自治体が類型・規制内容を決定、市街化調整区域における地区計画制度の拡充]
1999年	平成11年		「地方分権一括法」公布(2000(平成12)年施行) 都市計画法、建築基準法改正[地方分権一括法による改正、機関委任事務の廃止] 第5次首都圏整備計画策定
2000年	平成12年		都市計画法改正[都市計画に関するマスタープランの拡充など]
2001年	平成13年	第5回線引き見直し告示(横浜市、川崎市以外)	
2002年	平成14年		都市再生特別措置法公布 都市計画法、建築基準法改正[地区計画制度の再編、特例容積率適用地域の導入、都市計画提案制度の創設]
2003年	平成15年	第5回線引き見直し告示(横浜市、川崎市) かながわ都市マスタープラン・地域別計画策定	美しい国づくり政策大綱公表 地方自治法改正[指定管理者制度創設] 都市計画法、建築基準法改正[特定防災街区整備地区の創設等]
2004年	平成16年	神奈川力構想・プロジェクト51策定	「景観三法」公布(2005(平成17)年全面施行)[景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律] 市町村の合併の特例等に関する法律公布(2005(平成17)年施行)
2005年	平成17年	かながわ都市マスタープラン改訂及びかながわ交通計画追録版作成	地域再生法公布
2006年	平成18年		まちづくり三法改定[中心市街地活性化法、都市計画法改定[準都市計画区域の拡充、開発許可制度の見直し]] 地方分権改革推進法公布(2007(平成19)年施行、2010(平成22)年失効)
2007年	平成19年	神奈川力構想・基本構想及び神奈川力構想・実施計画策定 かながわ都市マスタープラン改定及びかながわ交通計画改定	建築基準法改正[構造計算適合性判定制度、法定審査期間の延長]
2009年	平成21年	第6回線引き見直し告示(横浜市ほか5市町以外)	
2010年	平成22年	第6回線引き見直し告示(横浜市、平塚市、茅ヶ崎市・寒川町、相模原市(旧津久井3町を除く)、伊勢原市) かながわ都市マスタープラン・地域別計画 改定	地域主権戦略大綱の閣議決定
2012年	平成24年	「かながわグランドデザイン 基本構想」及び「かながわグランドデザイン 実施計画」を決定	「かながわグランドデザイン 基本構想」及び「かながわグランドデザイン 実施計画」を決定
2013年	平成25年	かながわ都市マスタープラン(津波対策編) 策定	大規模災害からの復興に関する法律公布 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法公布
2014年	平成26年		空家等対策の推進に関する特別措置法公布 都市再生特別措置法の改正(立地適正化計画制度の創設) 都市計画法・建築基準法の改正(居住調整地域、特定用途誘導地区の創設)
2015年	平成27年		都市農業振興基本法公布
2016年	平成28年	第7回線引き見直し告示(横浜市、川崎市、相模原市以外)	
2017年	平成29年	第7回線引き見直し告示(川崎市、相模原市)	都市緑地法の改正(民間による市民緑地の整備を促す制度の創設等) 都市公園法の改正(民間事業者による公共適元型の収益施設の設置管理制度の創設等) 生産緑地法の改正(面積要件の引き下げ等) 都市計画法、建築基準法の改正(田園居住地域の創設)
2018年	平成30年	第7回線引き見直し告示(横浜市)	
2020年	令和2年		都市計画法・建築基準法の改正(災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、居住誘導区域内における日常生活に必要な施設の用途・容積率制限の緩和等)

かながわの都市計画のあらし 令和2年度  
法令データベース(総務省HP)(神奈川県 都市計画課)より



## 2 都市計画基礎調査について

本書の内容の多くは、「都市計画基礎調査」のデータを基にしています。

この調査は、都市計画分野の「国勢調査」といわれるもので、1968（昭和 43）年の都市計画法の全面改正によって制度化され、都市計画法第 6 条に規定されています。都市の現況や都市化の動向を的確に把握するため、全国の都道府県で、都市計画区域を対象におおむね 5 年ごとに実施されています。土地利用や建物、都市施設の状況を詳細に調査したもので、都市計画の決定をはじめ、まちづくりを進める上での基礎的なデータを提供する重要な調査です。また、都市計画分野に限らず、防災や環境など県民の生活に

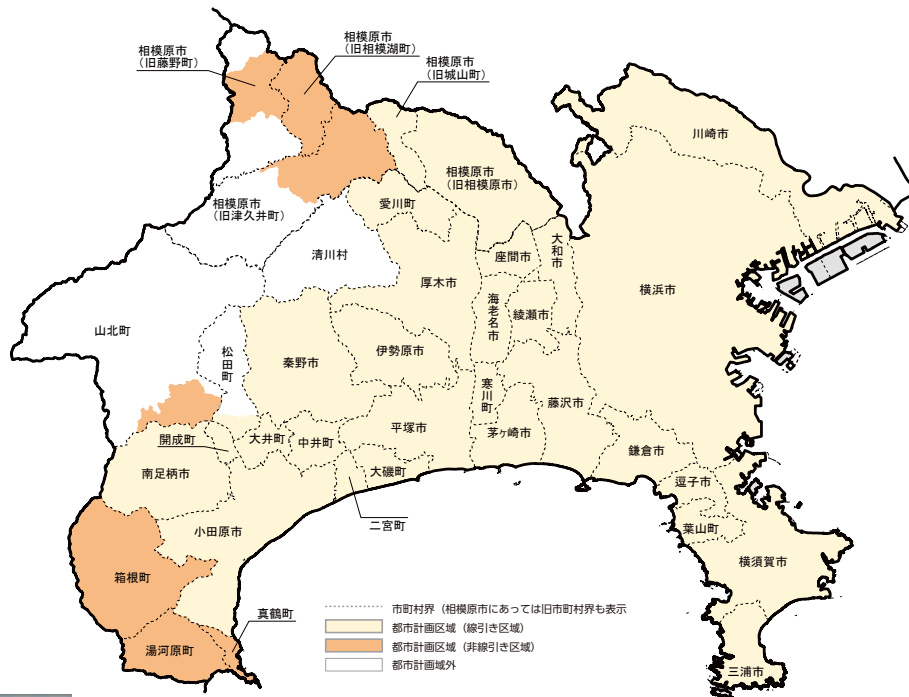
関わる様々な分野における活用が期待されます。

調査項目は、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などで、法令に示されていますが、各都市の地域特性に応じて定めることができるため、全国一律とはなっていません。神奈川県では、より高精度な調査を行うことで十分なデータを得られるとの考えから、詳細かつ広範囲な調査を行っています。

本書では、2015（平成 27）年度を基準として実施した調査の結果をまとめた「神奈川県都市計画基礎調査解析報告書【2020（令和 2）年 3 月】」を使用しています。

### (1) 調査対象地区

都市計画法によって、調査対象地域は都市計画区域内とされていますが、神奈川県では、土地利用、建物など一部の項目については県全域で調査を実施しています。



神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和 2 年 3 月（神奈川県 都市計画課）より

### (2) 調査区

調査単位は、町丁目に対応した小ゾーン（8,509 ゾーン）をもとにし、大・中・小のゾーン区分を設定しています。また、小ゾーン内を用途地域単位でさらに細かく分割した細ゾーンを設定し、より詳細な現況把握を行っています。

### ゾーン界

調査区	ゾーン数	対 象	平均面積
大ゾーン	213	昭和20～30年代の町村合併前の旧町村界を基本とする。政令指定都市では区を大ゾーンとする。	約 1,134ha
中ゾーン	1,635	住居表示実施区域は旧大字を、未実施区域では大字を基本とする。	約 148ha
小ゾーン	8,509	町丁目及び線引き界を基本とする。	約 28ha
細ゾーン	18,313	小ゾーン内の用途地域界を基本とする。	約 13ha

神奈川県都市計画基礎調査解析報告書 令和 2 年 3 月（神奈川県 都市計画課）より

## 3 市町村基礎データ

市町村の 名前	人口・世帯		面積				市町制施行日・合体日	
	人口 (人)	世帯数 (世帯数)	行政区域 面積 (km <sup>2</sup> )	都市計画 区域面積 (ha)	市街化 区域面積 (ha)	市街化調整 区域面積 (ha)		
横浜市	3,757,630	1,731,071	43,771	43,653	33,743	9,909	明治22年4月1日	市制施行
川崎市	1,539,522	750,949	14,301	14,435	12,728	1,707	大正13年7月1日	市制施行
相模原市	722,973	331,183	32,891	21,704	6,826	4,201	昭和29年11月20日	市制施行
横須賀市	390,275	167,376	10,082	10,083	6,627	3,456	明治40年2月15日	市制施行
平塚市	257,662	113,441	6,782	6,788	3,152	3,636	昭和7年4月1日	市制施行
鎌倉市	172,929	75,786	3,967	3,953	2,569	1,384	昭和14年11月3日	市制施行
藤沢市	436,744	193,622	6,956	6,957	4,754	2,203	昭和15年10月1日	市制施行
小田原市	189,038	82,195	11,381	11,380	2,822	8,558	昭和15年12月20日	市制施行
茅ヶ崎市	242,347	104,040	3,570	3,576	2,221	1,355	昭和22年10月1日	市制施行
逗子市	56,996	24,920	1,728	1,728	832	896	昭和29年4月15日	市制施行
三浦市	41,807	17,484	3,205	3,144	729	2,415	昭和30年1月1日	合体(市制施行)三崎町、南下浦町、初声村
秦野市	164,292	72,684	10,376	10,376	2,438	7,938	昭和30年1月1日	合体(市制施行)秦野町、南秦野町、東秦野村、北秦野村
厚木市	223,815	101,060	9,384	9,384	3,201	6,183	昭和30年2月1日	合体(市制施行)厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村、玉川村
大和市	239,146	110,474	2,709	2,709	2,008	701	昭和34年2月1日	市制施行
伊勢原市	102,088	46,140	5,556	5,556	1,179	4,377	昭和46年3月1日	市制施行
海老名市	135,557	58,692	2,659	2,659	1,440	1,119	昭和46年11月1日	市制施行
座間市	130,753	59,885	1,757	1,757	1,253	504	昭和46年11月1日	市制施行
南足柄市	41,259	16,574	7,712	7,712	717	6,995	昭和47年4月1日	市制施行
綾瀬市	84,257	35,335	2,214	2,214	1,028	1,186	昭和53年11月1日	市制施行
葉山町	31,546	12,770	1,704	1,704	513	1,191	大正14年1月1日	町制施行
寒川町	48,532	20,096	1,334	1,342	723	619	昭和15年11月1日	町制施行
大磯町	31,121	12,731	1,718	1,723	548	1,175	昭和29年12月1日	合体 大磯町、国府町
二宮町	27,536	11,504	908	908	434	474	昭和10年11月3日	町制施行
中井町	9,272	3,483	1,999	1,999	225	1,774	昭和33年12月1日	町制施行
大井町	17,062	6,649	1,438	1,438	348	1,090	昭和31年4月1日	合体 相和村、金田村、曾我村大字上大井、西大井
松田町	10,682	4,514	3,775	571	198	373	昭和30年4月1日	合体 松田町、寄村
山北町	9,530	3,862	22,461	2,153	-	-	昭和30年2月1日	合体 三保村、清水村、共和村、山北町
開成町	18,204	6,958	655	655	284	371	昭和30年2月1日	合体(町制施行)酒田村、吉田島村
箱根町	10,925	6,139	9,286	9,286	-	-	昭和29年1月1日	合体 箱根町、元箱根村、芦之湯村
真鶴町	6,724	3,052	705	704	-	-	昭和31年9月30日	合体 真鶴町、岩村
湯河原町	23,480	10,822	4,097	4,097	-	-	昭和30年4月1日	合体 福浦村、吉浜町、湯河原町
愛川町	39,260	16,955	3,428	3,428	855	2,573	昭和30年1月15日	合体 愛川町、中津村
清川村	3,045	1,144	7,124	-	-	-	昭和31年9月30日	合体 煤ヶ谷村、宮ヶ瀬村
神奈川県	9,216,009	4,213,590	241,632	199,776	94,395	78,463		

●人口・世帯：神奈川県人口統計調査 令和2年9月1日現在（神奈川県 統計センター）  
 行政面積：令和2年全国都道府県市町村別面積調 令和2年（国土地理院）  
 その他の面積：かながわの都市計画のあらまし 令和2年度（神奈川県 都市計画課）より



## 図説 かながわのまち解体新書

2021(令和3)年3月発行

神奈川県県土整備局都市部都市計画課  
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1  
電話 (045) 210-1111(代表)

本書の内容の無断使用、転載を禁じます。  
本書を引用、使用する場合は、次のように出典を明記してください。  
〔図説 かながわのまち解体新書 2021(令和3)年 神奈川県都市計画課〕





かながわのまち解体新書



神奈川県

県土整備局都市部都市計画課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111(代表)